

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年11月27日(金) 11:00～16:05

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (0名)

【出席者】 小沢市長、及川副市長、新田副市長、田面木教育長、千葉総務企画部長
佐藤健康こども部長、菅野健康増進課長、伊藤健康増進課保健師長、
千田財務部長兼行政経営室長、浦川協働まちづくり部長、小野寺市民環境部長、
菊地商工観光部長、鈴木農林部長、佐賀福祉部長、千葉教育部長、
朝日田医療局経営管理部長、二階堂政策企画課長、羽藤財政課長、
佐藤学校教育課長
桂田行政経営室主幹、菅野行政経営室副主幹
千葉税務課長、高橋健康増進課課長補佐長、
佐々木商業観光課長、小山商業観光課課長補佐
瀬川議会事務局長、高橋議会事務局次長、千田議会事務局議事調査係長

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについて  
奥州市公共施設等総合管理計画・個別施設計画の概要(素案)について  
国民健康保険税の税率改正について  
観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について  
ひめかゆ温泉施設等の移譲について

(2) 報告事項

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会(11/18)  
岩手県競馬組合議会定例会(11/20)

- 4 その他
  - 5 閉 会
- ~~~~~

【概 要】

- 1 開会 (略)

- 2 挨拶

(小野寺議長) ご苦労さまでございます。本会議に引き続きの全員協議会でございます。今日、市当局の方から5件の説明事項が提示されております。いずれも重要な案件でございますが、朝礼でも申し上げましたとおり、全員協議会は、出席議員が全員納得するまで議論を突き詰めるという場ではございません。お互い不明な点、疑問な点を正して、共通理解を図るということが目的でございますので、質問や意見は簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。市長からご挨拶をお願いします。

(小沢市長) 本会議は大変ありがとうございました。本日上程した議案につきましては、休会中などを通じてじっくりと精査をしていただき、できれば原案のとおりご議決をいただければというふうに思うところであります。

さて本日は、全員協議会ということで、説明事項は5件用意させていただきました。議長からお話がありましたとおり、どれも重要な案件ではありませんけれども、特にも私とすれば、2項目めの公共施設の総合管理計画の方向が素案としてまとまりました。このとおりいくということではなく、まずはこういう方向でいきたいという素案をまとめましたので、議員各位からご意見なども頂戴できれば、また、多岐にわたるものでございますので、ぜひお気づきの点は会派で様々なご議論いただいた上で、ご質問いただくとか、ご説明を求めていただくというふうな要望があれば、しっかりご対応いたしますのでよろしくお願いをいたします。

また、3番の国民健康保険税の税率につきましては、現状の税率を導入するにあたって、これまで積み上げられてきた財調をどういうふうな形で、被保険者の皆様に還元するのかというふうな部分について、国保運営協議会の部分でしっかりと議論いただき、その方向で現状を走っているわけですが、その方向の帰結点として、最終的には値上げをしなければならないということは、料金改定をする時点で決まっていたというか、方向性を見定めていたものではございますけれども、そのことについて、過日、国保運協ご諮問し、答申をいただいた内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

4番、5番については関連性がありますが、ひめかゆ温泉及び衣川荘につきましては、合併前から非常に市の重要な施設であったということを含め、何としても民間の力をお借りしながら、地域の活性化に資する施設として、引き続き営業継続がなされるような、そういうふうな配慮をした上で、民間移譲を行いたいということでございます。ひめかゆ温泉と衣川荘については、いささかその状況等は違うわけですが、私どもの考え方とすれば、基本的には同じ条件で応援をする、そして、しっかりと民間経営のノウハウを生かした事業経営を継続していただきたいというふうな思いを含め素案を策定いたしましたので、これもご説明申し上げます。

ぜひ、様々な形からのご意見を頂戴できればと考えております。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

### 3 協議

#### (1) 説明事項

江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについて

(小野寺議長) それでは、早速協議に入らせていただきます。説明事項の でございます。江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについて、当局から説明をお願いいたします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、江刺ターミナルプラザの指定管理の見直しについて、この件につきまして、公共交通対策室長から説明申し上げます。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) それでは資料の説明の方私の方からさせていただきますが、冒頭、資料の訂正をお願いしたいと思います。1ページ目、見直しの目的1番の(2)ですが、本文の2行目でございます、「施設は旧江刺が平成2年に」となっておりますが、こちら「平成12年」でございましたので、後ほど配信資料の方は訂正をいたしますが、本日は読み替えて対応をお願いしたいと思います。2年というのは、建物の建築年次でございます、取得につ

いては12年であったということが後ほど判明いたしましたので、お答え申し上げます。訂正をお願いしたいと思います。

江刺ターミナルプラザの指定管理の見直しにつきまして、1番目、見直しの目的でございます。2点ございますが、(1)江刺ターミナルプラザに観光物産振興機能を付加して、活性化を図ろうとするものです。江刺バスセンター及びイベント広場で構成される江刺ターミナルプラザは、これまで、主としてバスターミナル機能を果たすため、岩手県交通株式会社を指定管理者として参りましたが、第3次奥州市バス交通計画により、江刺地域の交通結節点として、さらに効果的な活用を検討してきたところでございます。

同時に、奥州市公共施設等総合管理計画、それから財政健全化の取り組みから、効率的な管理の視点もあわせて検討の結果、本施設に観光物産振興機能を加えて複合施設とすることで、交流人口の拡大、施設利用者及びバス利用者の増加を図り、まちの活力創出を目指すものでございます。

目的2点目でございます。江刺観光物産センターの廃止による施設管理費の縮減でございます。現在、江刺観光物産センターは、奥州市観光物産協会が市から施設管理を受託し、協会江刺支所機能も担っております。施設は、旧江刺が平成12年に東北電力株式会社から不要となった事務所を取得したもので、すでに建物や設備に老朽化を来し、継続使用には大規模改修が必要な状況でございます。今回の見直しで、同センターが担う機能を江刺ターミナルプラザへ移転することにより、現状を損なわずに、施設統合が可能となります。移転後は、同センターを廃止することで、今後見込まれていた維持管理費の一部が縮減できるものと思っております。

項目2つ目、見直しの経過でございます。平成30年の10月に、平成31年度以降の指定管理者募集手続におきまして、指定管理者であります県交通の方から、人手不足により継続が困難であるとの申し出を受けました。同11月、市長協議によりまして、施設の在り方も含めた総合的な見直しをする方針を決定いたしました。12月、条件見直しにより、県交通が指定管理業務の受託を内諾いただきました。ただし、バス交通計画策定による在り方を検討する必要があるため、指定期間は1年とさせていただいたところでございます。

令和元年度になりますが、1年限りの指定管理協定書の締結を行いました。令和元年5月に協会による江刺ターミナルプラザの活用について、商工観光部商業観光課と内部協議を行いました。当課からは、前向きな回答をいただいたものの、協会の意向、この当時は、江刺観光物産センター現地での事業継続という意向がありまして、協議時間を要する旨の回答を受けたところでございます。当課と商業観光課、両課の共通認識として、令和3年度中に見直し着手をめどとして、協議を継続することといたしました。令和元年10月に、県交通に対しましては、指定管理の見直しについて進行中であることを説明いたしまして、令和2年度におきましても、1年間の指定管理継続について協力を要請したところでございます。令和2年3月に令和2年度限りの指定管理者協定を県交通との間で締結いたしました。

令和2年8月ですが、商業観光課より、協会の江刺ターミナルプラザの移転について話を進めたいという回答をいただきまして、当室及び商業観光課、それから協会の3者による事務協議を開始いたしました。9月24日に協会側から、江刺ターミナルプラザへの移転について内諾を得ました。10月14日、市長協議にて江刺ターミナルプラザの指定管理者の見直し、江刺観光物産センター廃止の方針を決定いたしました。10月23日、市の方針内容について協会へ説明し、了承を得ました。2ページに参ります。11月4日に、市の方針内容について、県交通へ説明し、了承を得ました。ただし県交通側からは、令和3年度以降の県交通業務、バスの券売業務についてその取り扱いについて、相談を受けておりまして、この点については継続協議中となっております。

項目の3番、見直しに伴う変更等になりますが3点ございます。1点目ですが、江刺ターミナルプラザ条例の一部改正でございます。施設の設置目的として次の趣旨、2点を加えるものです。1つ目アですが、市内の観光物産振興の推進。2点目イですが、市民と観光客等を含めた交流人口の拡大により、まちの活力の創出、バス利用者の増加に寄与することを目指したいと思っております。

見直し2点目でございますが、江刺観光物産センター条例の廃止でございます。老朽化が著しく、現状では公の施設としての用途に絶えない状況です。商工観光部商業観光課にて、活用を希望する場所等がないか確認の上で、最終的な取り壊しの方向で検討を進めることとしております。

3点目、指定管理者の見直しでございます。改正後の条例の規定による目的を果たすため、協会への指定管理を前提に協議を進めておるところでございます。見直し後も、バスターミナル機能が中心となりますので、指定管理者の所管課は、政策企画課の公共交通対策室としまして、協会との観光物産振興事業等の連携については、商業観光課が進めるものとしたします。

最後4点目、今後の進め方でございますが、スケジュールについては記載のとおりになります。本年12月、現在開会中の令和2年第4回定例会の方に、江刺ターミナルプラザ条例の一部改正等の条例改正の提案を予定しております。ご議決いただきました後に、指定管理者選定委員会に付議をいたしまして、指定管理者の適切性についてご協議いただきまして、それを経た上で、指定管理者申請書の提出書類を、1月上旬をめどに協会側から受けたいと思っております。2月の令和3年第1回定例会に指定管理者の指定議案を提出する予定にしておりまして、それに先立ちまして1月には、市議会全員協議会の方で、また議員の皆様にも状況についてご説明をしたいと思います。ご議決いただきました後は、3月、指定管理者との間で基本協定を締結し、4月からの業務開始に向かいたいと思っております。

資料の説明は以上になります。

(小野寺議長) ただいま説明されました事につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。何点かお伺いいたします。1ページ見出しの(1)にあるかと思いますが、この表現上、ターミナルプラザに観光物産機能加え、複合施設としての交流人口の拡大、利用者増というふうに記載されておるんですが、これは期待なのでしょう。それとも間違いなくこれは交流人口拡大になるというその根拠がもしありましたら、ご紹介いただきたいと思っております。

それとターミナルプラザに移転した場合この施設管理費は、縮減されるということですが、この縮減額はどの程度見込んでおられるのかということと、継続使用をするにはその大規模改修が必要だと。この大規模改修の見積もりはどの程度として試算されているのか、その点お伺いをします。

あと2ページの方に、3の(2)江刺観光物産センター条例廃止の項目の中に、各部署に活用希望の確認をした上でというふうに表現があるんですが、そうしますとこれ廃止しても、この施設は使用に耐えうるということになるのでしょうか、その点お尋ねいたします。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) それでは私の方から、1点目と2点目のご質問についてお答えを申し上げます。まず、交流人口の拡大の根拠というところですが、具体的に明確な数字ということではございませんけれども、当バスセンターにおきましては長期路線、仙台江刺線等が現在就航しておりますので、現状コロナ禍の状況にありますので、土日だけの運行にとどまっておりますけれども、そういった部分で、仙台圏からも人が来られる要素がございます。江刺の観光ですとか、その物産の魅力を発信することで、そういった交流人口の拡大というのは、ある程度見込めるのかなというふうに解釈をしております。それから、管理費の縮減の見込みということでございますが、現状では、まだ交渉途上の部分もありますので、明確に数字をこれで確定ということには至っていない状況であります。少なくとも現状の江刺夢プラザの光熱水費ですとか、それから、清掃等の委託料という部分で、少なくとも150万円程度は、最低限圧縮が可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 私の方から大規模改修の見積もり等についてご説明申し上げたいと思っております。あくまで概算でございますけれども、実は平成30年度の実績として、30年度に雨漏り修繕を

させていただきました。その85万円ほどからかかっているわけですが、今でも年に1、2回ほど、風向きによって雨漏りがするというような状況があります。そういった状況の中で、今行っているということでは、屋根とか外壁雨漏り修繕等の改修も必要じゃないかということは、見込んでいます。そういった現状として壊れている部分というのは、今、エアコン等が稼働しないという部分が多分にあります。その天井型カセットエアコンとかのものが3台ほどありまして、それにおそらく4,500万円ぐらいかかるんじゃないかということが出ていますし、それから給排水設備がかなり老朽化しておりますので、それで20万円程度。それから、雨漏り修繕、屋根外壁の修繕等、今は、毎日雨漏りするわけじゃないんですが、先ほど申しましたように風向きによって吹き込むことがあると。2年前にはそれを修繕した実績があるという状況で、屋根外壁を完全に直すとしたら、1,000万円程度かかるんじゃないかというようなお話がありまして、1,500万円程度のお金はかかるのかなということ考えているところがございます。

それから、活用の希望というところがございますが、いずれそういった施設ではあります。場所的には、江刺の中心街というところに位置しておりますので、そういった中で行政として何か使うところがあるのかということからは、一応廃止決定した中では、お伺いしなければいけないだろうというふうに考えています。また、そういったものでも利用できるか、利用したいという、ここでやらなきゃいけないというものがあれば、それはその中で考えていくということになるものとして、方向性としては、まず第1番目に利用があるかってことを確認した上で、なければと解体という方向で考えていくということで、当部としては考えているところがございます。

以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) そうしますと、公の施設としては今現在の夢プラザは、公の施設としては使用に耐えられないけれども、それ以外については使えるという説明にちょっと私聞こえたんですが。そうすると、使うところがあった場合、今ご説明をいただいた大規模改修という表現が正しいのかどうか分かりませんが、雨漏りとか壁とかそれは修繕をするというふうに理解してよろしいんですか。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) これにつきましては、まずは、今議員の方にお諮りしているのは、江刺観光物産センターを、今の位置ではなくてターミナルの方に移して、蔵まちとの連携を良くした形でやった方が市にとってもいいでしょうという形で考えているところがございます。この施設の後の状況につきましては、いずれ、基本的には廃止なんですけど、使うところあればということですが、先ほど申しましたように、お金をかけて修繕してまでやるとかあればということの考え方に今あるというだけであって、それを行うということを申しているわけではございません。

いずれこの施設については、廃止の方向では考えておりますけども、まずは、そういった場所的ない場所なので、そういった希望があればということは考えながらやっていくということでございます。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 関連しますけれども、取り壊しになった場合、いわゆる更地になった場合に、その後の活用はどのように考えているのか。それからその土地の所有者は、市なのか或いは他の方、団体なのかをお願いします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 基本的に、現在は市の建物ということで、行政財産で江刺観光物産センターというのがございます。この担当部が商工観光部ということでございます。これが議案の中で廃止ということになれば、これは普通財産となりますので、市の所管の方は、財務部の方に移っていくということになりますので、そちらの方まで私たちの方でこうだという考えではございませんけども、そちらの方に、こういう内容の建物でこういう条件ですとはこういう状況

でということをお伝えしながら、処分については考えていくということになりますので、当部の方でそれを決定するというものではございません。

なお、土地につきましては、今は市の所有となっているところでございます。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) まず、新しくターミナルの方に移動するんですけど、今の状態のままで移動するんでしょうか。結構なスペースがあるので、いろんな品物を置いてあるので、バスターミナルをそのまま持っていても、工事なり場所の確保は結構違ってくるような気がするんですよ。ただくっつけてというふうにならない。展示物もありますから。だからその辺のところはどのように考えているのか、予算的にもかかるかもしれないので、どのように考えているかお伺いしたい。

それから、跡地、今ちょっと話ありましたけども、それ以外に駐車場が結構広い。あれも市の所有ですか。そうすると、あれ壊した後含めて結構な量、郵便局の反対側の、結構駐車場が広い。ほとんど使っていませんけども、この土地結構あるんです。市の所有かどうかわかりませんが、一体で使っているんで、今んとこ。この跡地は結構広くなるので、この利用方法についてどう考えるのか。とりあえずこの2点についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) 私の方からは1点目ターミナルプラザへの移転に伴いまして、かかる経費増、増策等が見直しがあるのかなのかという辺り、その辺についてご説明申し上げます。この点、現状観光物産協会、それから県交通の方で業務が残るか残らないかっていう部分を含めて、今精査を進めている段階でございます。いずれ、両者、共用で施設を相乗りでということになれば、その分、ある程度区分して使うっていう必要が出て参りますので、その見直しをしなければいけないと思っておりますし、いずれ今後協議の中で、その点については詰めていきたいと思っております。

(小野寺議長) 菊池商工観光部長。

(菊池商工観光部長) あそこの土地の面積につきましては、684平米の土地がございます。面積ございますが、それらにつきましても、いずれどういった形でやるかということにつきましては、今後、財務部の方に引き渡す中でお話をしていきたいと、相談していきたいというふうにご考えているところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 跡地利用の問題はこれからのことでしょうか、とりあえずいいんですけれども、4月からもしターミナルプラザに合流させるとすれば、工事も含めて考えたら補正予算を本来やらないと間に合わない。4月のオープンはですよ。その上で今、廣野議員もおっしゃったけども、協会の方の実績、指定管理やっているわけですよ。その実績があると思うんですがそれが、新しく移ることによって相乗効果があるはずだという根拠が、やっぱり今までの協会やっていることと、新たにやってきたことによる結果の指標が相互に示されないと検証ができない。危惧ですけれどもね。あそこから移ってしまった後、結局逆に協会の方の方も使われなくなってしまうという危惧もあるんですよ。

ただ、そうするとターミナルの機能が低下する。結局あそこの、本来イーズの反対側にありますから、観光客がそのホテル両方2つありますけど、泊まった客が買いに来るんじゃないかとかね。あるいは道路が大きなところですから、止めやすいっていうかね、そういうのもあったんですよ。その機能が失われて移動するわけですから、果たしてバスターミナルに行って、お客さんが増えるかどうかのちょっとはつきり私も予測できない、逆かもしれない。ターミナルごと協会の方も一緒に低下するっていう、離れますので、蔵町モールと全然交流はできませんからね、距離的には。離れていますから、という危惧もあるので、もうすぐ具体的に検証するべきでね、数値をお示しした方がより、本当に効果あるかどうか、単なる経費の削減じゃないかどうか。検証できますので、そういう数値目標及び現状の数値、協会のやっていること、これを早急に示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 菊池商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 利用については議員おっしゃるとおり、活用をしっかりしていきたいと思っています。その中で現状の今利用されている方々の状況とか人数、そのあと、これからあっちに移っていった時にどのような方になるかということについては、お示しするような形で数値を探して参りたいと思います。

それから今、現状の中なんですけども、あそこの江刺観光物産センターのところにつきましては、結構もう先ほど申しましたようにエアコン等壊れていてなかなか狭いところもございます。これがターミナルの方に行ったならば、今実際ターミナルの方には、バスを待つお客様がやはり何人かずつこうお待ちだという状況がございます。また、ちょっと遠いって話がありますが、今よりは、蔵町の方にかなり近い形に、そういったことがありましたので、そのバスを待っている方々の交流とかそういったものを使いながらやっていけばどうなるかという辺りも考えていきたいと思っています。

あとは、バスターミルでは大型観光バスパークとしても活用しておりますし、それから、いろんな方が活用できると思いますか駐車場もあそこの、バスターミナルの後ろの方に駐車場もございますし、そういった中では、お待ちになっているお客様の時間体っていうのが出てくるはずですので、そういったところのバスターミナル利用者、観光バスの利用者の方々の部分の利便性もアップするんじゃないかというように考えているところでございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 反対しているわけではないんですけれども、活用方法は、例えばバスターミナルの場合は、時間が長い方、待っている方多いわけですよ。だから例えば、あそこに確かにイオンがなくなったので、それに代わるべき性格を持つような協会であれば、多少なり待っている方が、飲食も含めてできる可能性はあるんですけれども、単に移動させたならば、あそこの土地で、バス降りた方は結構歩くのは大変なんですよ。そこまで。ですからバスは一応循環であるんですけれども、中途半端な距離なので、長くもないし、近くもないという距離ですので、そこに飲食機能を持たせるとか或いは物の販売を、もう少し寄った方向で一体化するっていうんなら少しはこう、新しい人たちも増えるかなって希望はあるんですけれども、それがはっきりせず、何となく移動させれば増えるだろうということはないと思います。もうちょっと考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 観光物産協会との話し合いは、実は平成28年度頃から行っておまして、いずれあそこの施設の老朽化ということ、それから、手狭になっているということがあって、それから市の方でも、これからの観光物産協会として押さえている、例えば水沢の観光物産センター、それから胆沢の観光物産センターは自分たちの建物又は自分たちで借りてやっている。

江刺の方については、経緯があるんですけれども、市の方で観光物産センターを所有していてそれを管理していると。それを何とか自分達で管理していただけないかって話を何度かやって参りました。それを平成30年度頃までやってきたんですけども、であれば、自分たちでやるなら他の蔵まちの中で自分たちは新しいところを探そうね、ということで、いろいろな物件を探していただいた経緯がございます。

しかしながら、その経緯があったんですけどもなかなか適所がないということで、現在は、今の施設のところを、市の方で管理委託するような形で、市がお金を出してやっているという経緯が今まで続いて参りました。ただ、今回このバスターミナルお話をした場合に、観光物産協会として私たちは今のところよりは、あちらのバスターミナルの方がいいという判断をしたというお話をいただきまして、そういった中のことも含めまして、管理状態としてもそちらの方がやりやすいというお話もいただいておりますので、今回この話が上がってきているわけでございます。

そういったことも含めて、いずれ皆さんにとって、より良い施設になって、今より良いような形にするということで、観光物産協会と話を進めているところでありますので、そういったところを努力して参りたいと思っていますのでございます。

(小野寺議長) 4番、高橋晋議員。

(高橋晋議員) 4番、高橋晋です。私の自宅の庭先の話なので、私もお話ししないわけにはいかな  
いかなと思いますが、まず、県交通との業務の取扱いで協議中ということですが、これは  
切符の販売等のことだとは思いますが、ここら辺がどのような業務なのか、今まで人を  
置いてやっていた業務でしようけども、そこら辺が、これから物産業界を管理する団体での負  
担になるのかならないのか、そこら辺のお話と、それからもう1つ、私は2つの指定管理の場  
所が1つになるということで、費用も減ると思いますし、また営業時間も、現在、物産セン  
ターの方は、10時から5時ぐらいってということで、観光客がこれから旅立とうっていう時には  
営業していませんでしたので、どうしてもお土産を買うのは地元の人たちに絞られていたよう  
な感じがありますが、それが、バスが来る時間から営業しなければならないでしょうから、営  
業時間が長くなるってことで利便性は向上するので、いい案ではないかなとは思いますが。

ただ、あそこにはセンターがあったのがやっぱり、イオンがあってパチンコがあったの上で  
の、バスセンターの場所だったと思うんですけども、現状、2つの施設がどっちもなくなって  
おりますので、交流人口の拡大、それからバス利用者の増加等にどのくらい寄与するのかって  
いうのがちょっと不明なところがありますけど、そこら辺どのようにお考えか、お知らせいた  
だければと思います。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) 県交通の業務につきましてですが、議員お話いただいたとおり、券売  
業務が主なものになります。定期券ですとかバスカード、そういったものの販売、それから利  
用者へのバス交通その乗り場がどこであるとか、何時に出るとかそういったバスのインフォ  
メーションの機能を県交通では担ってきていただいております。その点について、現状、県  
交通が残ってやっていただけるのか或いは、その分すべて撤退するのかってあたり今県交通と  
最後の詰めをやっているところでございまして、ただ、もし仮に、その部分がなくなったとし  
ても、例えば定期の販売については、学生さんの4月、10月とかの期間に臨時で窓口を開設す  
るとか、そういった考えもどうやらおありのようですし、同バスのインフォメーション機能に  
ついては、新たに入ります観光物産協会の方が、そこは勉強してやっていきますということで、  
一応、ご回答をいただいているところでございます。

それから、開館時間につきましてバスセンターとしては、朝7時から、夕方は平日につい  
ては、夜の7時まで開いておりますので、そういった部分では、その施設の利便性っていう部  
分は、引き続き維持をして参りたいと思います。

それからバスセンターとしての場所がどうかというお話、周辺のお店がどんどんいなくなっ  
ているという状況があるわけですが、施設は比較的新しいというか、耐用年数が残って  
いる施設でもありますので、やはりその部分を有効的に活用していくし、誘客のための方策を  
講じていく必要があると思っております。ただ、10年、20年というスパンで考えたときには、  
バス交通自体の見直しとともに、バスセンターの機能というの、或いは江刺総合支所周辺を  
使って代替していくというようなことも考えていく必要があるのかなというふうに思いますの  
で、そういった部分、長期的な課題と現状、移転後の来年、再来年の話とは、ちょっと区分し  
て、それぞれ考えて参りたいと思っております。

(小野寺議長) 高橋晋議員。

(高橋晋議員) ありがとうございます。ちょっと業務的には大変なのかもしれませんが、券  
売機能とか、無いと利用者の不便になると思いますので、物産センターの職員の方には、業務  
が増えるので大変だと思いますが、何とか利用者の利便を図っていただくような方向で進めて  
いただければと思います。また近隣の施設の状況ですけども、何とか市としても、また、にぎ  
やかになるような方向で進めていただきながら、バスセンターを盛り上げていただければな  
と思いますので、以上を聞いて終わりにしたいと思います。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) 議員のご指摘のとおりでございます。いずれバス利用者の利便性を維持す  
るといっても、大きな目的ですし、交流人口の拡大ってのも、また一つ大きな目的として加え

ることになりますので、両方いい形に話が進めるように、努力して参りたいと思います。

(小野寺議長) 及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番及川春樹です。いわゆるバスの交通施設等観光施設の融合で効率化していくということなのですが、例えば、タクシーの待機所みたいなのは、現在あるのでしょうか。また、無ければ今後そのようなものを設置して、タクシーなどの待機場なども併設してより交通の起点になるようなものを検討されているか、そこをお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 千葉公共交通対策室長。

(千葉公共交通対策室長) お答えいたします。現状、タクシーのプールになっては必ずしもない状況ではありますが、その一方で、一般利用者の方が自由に止められる駐車スペースが30台程度、バスプールの併設でございます。そういったところを活用して、タクシーとの乗り継ぎ、等についても仕組みづくりができれば、確かに効率も上がるのかなというふうに思いますので、その点含めて今後検討させていただきたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。20番、中西秀俊議員。

(中西秀俊議員) 私もこれは推進すべきではないかなと思いつつ、お話をさせていただきます。市と観光物産協会、江刺の支部の方々ともお話をされての、今日の説明だと思います。そうすると、市の方から、観光物産協会の江刺支部の方々にお話をすると、そこに商工会議所も入っているというふうに理解してよろしいですね。事務局として入っていると思いますけども。そうした中でいろいろ、議員からもお話がございました。現在の観光物産センター、老朽化もしている、雨漏りもしている、空調機器が故障している、設備に支障が来ているということ、さらには、2つ建物を持っている中で1つにすれば、財政的にも集約できるということ、さらには先ほど来お話があったように、地域の活性化にも繋がるっていう部分、3点だと思います。その辺も説明をされて、観光物産協会、その江刺支部の役員の方にもお話をされて、進まれてきたと理解していかお伺いをいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) これにつきましては、詳細まではわからない部分あるんですけども、観光物産協会の会長さん、事務局さんともお話しして、そしてそちらの方で、江刺の支所の方々とお話できたという話を伺っておりますので、おそらく観光物産協会に江刺の商工会議所の方が入っているとすれば、そこら辺の話はできているものと考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについては、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

奥州市公共施設等総合管理計画・個別施設計画の概要(素案)について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、の奥州市公共施設等総合管理計画・個別施設計画の概要(素案)について、当局から説明いただきます。千田行政経営室長。

(千田行政経営室長) それでは、奥州市公共施設等総合管理計画、個別施設計画素案の概要についてご説明をいたします。この個別施設計画につきましては、平成29年3月に策定いたしました奥州市公共施設等総合管理計画に基づきまして、具体の施設ごとに将来方針を定めるものでございまして、今年度末までに策定を目指して現在作業を進めているところでございます。今回、その素案がまとまりましたことから、その概要についてご説明いたし、ご意見を頂戴したいというふうに考えております。それでは詳細につきましては、行政経営室の桂田主幹より説明いたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは私の方から個別計画素案の概要ということで、今日は資料2つ用意していますが、ダイジェスト版の方を使って説明したいと思います。

資料めくっていただきまして、第1はじめにでございます。1番個別施設計画策定の背景と

趣旨ということで、公共施設の将来課題として、人口減少等に伴う需要の変化への対応。そして修繕費用や建て替え費用の集中的な増大、このような課題を解決するために、長期的視点による負担軽減、平準化を図るとともに、各種施設を総合的かつ計画的に管理することを目的として、奥州市公共施設等総合管理計画を、平成29年3月に策定しているところでございます。としてこの管理計画の具現化を図るため、令和3年3月までに個別施設計画を策定する予定としております。計画期間は2055年度までとしております。この個別計画をもって、各施設の継続、廃止或いは統合といった、将来方針を示すとともに、将来費用の推計の基礎とするものでございます。今般、公共建築物分野ごとの個別計画の素案がまとまったことから、市民意見を得るために、その概要を公表するというものでございます。

2番が、総合管理計画の概略でございます。既に作成している分のおさらいということで説明させていただきます。

(1)が、市の施設は、築30年越えが49.6%ということで、約半数が老朽化している現状にあると。

(2)として、すべての施設を単純に更新しますと、年平均で115.6億円の費用となる試算となっています。過去の投資的経費の平均60.4億円と比較して、年間で約55.2億円が不足すると予測でございます。

(3)すべての施設維持は困難でありますので、真に必要とされるサービスの維持向上を図るため、全庁的、長期的に次の取り組みを行うということで基本方針を3点掲げております。が供給量の適正化ということで、統廃合や複合化を推進するという内容でございます。が既存施設等の有効活用ということで、計画的な修繕等を行って長寿命化を図るということでございます。が効率的な管理運営ということで、管理システムなどを構築いたしまして、全庁的な取り組みにしていきたいということでございます。

次のページに参りまして、第2個別施設計画の策定状況でございます。計画の策定単位につきましては、分類で分けておりまして、大分類が14、そのさらに中分類として38でございます。個別計画はこの分類ごとに、原則として基本的にはこの38種類の計画ができるというふうに理解していただいて差し支えないです。

そして2番、本資料の対象外とする分類もでございます。本資料では、インフラ資産については、対象外としております。公共建築物だけということでございます。またということで、施設再編計画や、整備計画を現在策定中の学校教育系施設、小中学校であるとか、医療系施設なども掲載を省略しているということでございます。これは別の形で検討進めているということでございます。

その横にいしまして第3、施設の長寿命化に向けた取り組みということで、1番が長期活用するための保全の取り組みということであります。保全というのが大きくは2種類ございまして、維持保全、そして、あとは改良保全ということで、機能向上を図っていくというような改良でございます。維持保全の方が予防保全と事後保全に分かれておりまして、事後保全の方は壊れたら直すということなんですけど、予防保全の方が、壊れる前に計画的に、直して機能性を維持するという考え方でございます。予防保全に転換を図っていくということで考えているところでございます。

2番が使用目標年数の設定でございます。右側に表がありますとおり、それぞれの構造に法定耐用年数決まっておりますが、これを超えて目標の使用年数を定めまして、少なくともこの程度は施設を維持できるように、長寿命化を図っていくと、その目安とするというものでございます。

3番に将来費用推計の前提ということで、個別費用に、後ほど説明いたしますが、将来の推計の最後、こういうふうに目標使用年数、この目標年数をもって推計をしているというような状況でございます。こちら辺の話、詳細版の方のもう1つの方の資料に詳しく掲載しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

それでは次のページに参りまして、第4個別施設の対応方針ということで、ここからはいよいよ具体の施設のどうなっていくのかという状況を説明したいと思っております。1番がコミュニ

ティ関連施設でございます。表の1番左側に対応方針の基本的な考え方を書いております。各地区センター30カ所についてはいずれも地域の拠点施設として維持継続をいたします。ただし、体育館部分につきましては、利用状況を考慮しつつ、将来的な機能集約を見越して再最低限にとどめたいと。それから民営化が可能な施設につきましては譲渡貸付等の手法によって民営化を進めます。地元が管理している施設は財産処分制限期間を過ぎたものから、民間移譲を進めます。そして後藤博記念公民館ですが、これは老朽化も進んでいるんですが、これは文化財として適切な予防保全を行ってきますということです。それ以外の施設につきましては個々の状況に応じて個別に判断するという基本的な考え方を持って、その横にいう対象施設ということで、各地区センターの部分、体育館部分除く部分につきましては、対応方針として、長寿命化を図るとともに施設更新を行いますと、ただしということで、更新時には地域人口に見合った規模への縮小を検討しますということで、今の規模を約束するものではなく更新した際に、その人口に見合った規模に検討しますということです。

その横に、令和3年度以後の存続見込みということで、35年間の計画になりますので5年後、15年後、25年後、35年後と10年刻みで、その施設の存続がどうなっているかというのを示しております。記号の説明が、ページの一番下の行に凡例ということで、二重丸というのが現行のまま存続させますというものです。星印というのが、使用不可能な状態になるまで存続しますということで、施設がある限りは有効に使いますけども、更新はしませんというものです。それから丸が、民間等の運営により存続ということで、市の施設ではなくなるんですけども、民間運営で、施設としては残っているという状況を指します。そして、四角といいますかひし形、これは他施設へ機能を移転して、その建物自体はなくすという方向のものです。それから三角のものも同様に、他施設の方に統合集約を図るという意味で、建物自体はなくすというのが三角。それから、建物自体の役割が終わったというようなものについては黒丸ということで施設廃止というようなことで表示をしております。これを踏まえまして地区センターの方は改めてすべて二重丸ということですので残すということでございます。

それから、その下の各地区センターのうちの体育館部分、これにつきましては、最低限の1億円なんて、なるべく建物が使用できるようにしますけども、使用できる間だけの存続ということで星印というふうにしております。それから地区センターの分館につきましては、これは地元への移譲を進めたいというふうに思っております。江刺の生涯学習センターにつきましては、これは予防保全に努めるなど適切な維持管理に行います。すべて残すという形です。江刺総合コミュニティセンター、これヒロノパークのところですけども、これも同じ長寿命化を図ってすべて残すと。江刺農業活性化センターにつきましては、施設の使用管理を主体的に行う団体等への移譲を進めますということで、JA江刺さんが一応のターゲットになるかと思えますけども、25年後には、民間移譲といいますか団体さんに移譲したいという考えでございます。それからトレーディング農場のセミナーハウス、これにつきましては役割を終えたということで施設廃止を考えております。後藤伯記念公民館につきましては、これはすべて、今後も残すという形です。それ以外の施設につきましては、今いろいろアスピアとか書いていますが、ここは最低限の維持を行って建物が使用できる間の存続ということで考えているという状況でございます。そして次のページにお進みいただきまして、続きがでございます。対象施設が白鳥地区防災センターはじめ、地域の集会的に使われている各種施設がございます。これにつきましては地元への移譲を進めます。時期につきましては今国庫補助の処分制限の関係でまだ交渉もできない状況のところありますので、そういった状況が整い次第、協議を進めていきたいという考えでございます。

2番が社会教育施設でございます。

(1)が図書館ということで、図書館につきましては、将来的に水沢と江刺の2か所に集約。その他の施設は、その図書館は将来的に近隣他施設へ施設機能を移転させるという内容です。水沢図書館、江刺図書館につきましてはそのとおり残しますということで、二重丸になっています。前沢図書館、胆沢図書館、衣川セミナーハウスも同様ですけども、最低限の維持を行いまして、建物が使用できる間は存続させますが、その後は施設機能を他の建物へ移転させると

いうことで、前沢、胆沢につきましては25年後にはもう移転が完了していると。それから衣川セミナーハウスにつきましても35年後には移転させているという考え方でございます。

(2)は簡単に特徴的な部分だけ、博物館につきましては、牛博、埋文、遊学館につきましては残しますけども、次のページ参りまして、先人記念館につきましては新たな建物を整備する予定でございましてそこに統合すると。その他の施設は別の施設に機能統合するという考え方で、具体のところは表をご覧くださいというふうに思います。

(3)のホール施設につきましては、ホール施設文化会館をメイン施設にしてその他をサブ施設に位置付けまして、大規模な芸術鑑賞イベント等は原則としてメイン施設でのみ開催する運用としたいと。サブ施設につきましては市民活動の発表の場として活用していきますが、老朽化の状況見ながら将来的に、メイン施設への機能集約または近隣、他施設への移転統合を図るということで、将来的に残すのは文化会館だけですよというような考え方でございます。それからスポーツ施設につきましては陸上競技場、これは前沢と胆沢に機能集約したいという中身になっております。多目的運動広場とグラウンド、これにつきましては、旧東中と前沢スポーツセンターだけは無くしますけど、それ以外は残すという考え方は。パークゴルフ場は一応すべて残しますという考え方は。

次のページ参りまして(4)テニスコートにつきましては、前沢グリーンアリーナだけ別に集約を図るということにして、それ以外のテニスコートは基本的に残すという考え方は。

(5)野球場につきましては根岸公園と衣川の野球場は、他の野球場に集約をしたいと。それから水沢の野球場につきましても公園の全体の活用の見直しの中で、35年後には、この野球場も無くすという考え方であります。

(6)の体育館につきましては、市内の6か所程度に集約ということで、数ありますけども、水沢体育館ほか、そういったところに各地区に体育館を残します。奥州市の総合体育館、Zアリーナですけども、これを民間にちょっと移譲したいという考え方がございまして、35年後にはそれ実現したいということがございます。

それから(7)の武道館、弓道場、柔剣道場につきましてはこれも集約を図って水沢弓道場だけ残しますけども他は集約を図っていくという内容にしております。

(8)の相撲場につきましてはこれもいくつか残します。各プールにつきましても、胆沢プール以外は残すという考え方でございます。産業系施設の商業施設、前沢ふれあい交流館は、これは残すという考え、それから産業振興施設ということで、鋳物技術交流センターなどですけども、これも残しますが、ただ、改築する場合にはニーズ等の把握の上、検討したいというふうに思っています。

それから観光系施設、交流型観光施設につきましては、奥州湖交流館、藤原の郷のレストハウス、そういったところについては残します。それ以外のところは民間移譲を進めたいという考えです。江刺観光物産センターは先ほどの説明のとおりです。体験型の観光施設、藤原の郷につきましてこれは中核になりますので、これは残します。それ以外のキャンプ場についても基本的に残すという考え方は。

次のページに参りまして(5)の保養型観光施設につきましては、これはすべて民間移譲を進めたいということでございます。農林系施設の江刺ふるさと市場等につきましても民間移譲進めて、胆沢牧野だけは施設を継続させるという考えです。

(7)の勤労者福祉施設につきましても勤労者体育館だけは水沢の勤労者会館は残しますが、それ以外は、青少年ホーム等は廃止という方向でございます。子育て支援施設、幼保こども園の部分でございます。これも基本的には児童数の減少とか、そういったところを見て、統廃合を進めていくということでございます。これも表のとおりでございます。幼児児童施設につきまして、これは放課後児童クラブが中心になります。これにつきましても、基本は残すんですけども小学校の余裕教室が活用できる場合にはそちらの方の活用を考えたいということで、もしそうなった場合には、専用の建物を廃止するという考え方でございます。

その他は記載のとおりでございます。保健福祉施設につきましては、水沢保健センターだけは、近隣の別の施設に機能移転させまして、それ以外の施設はすべて残すという考え方でござ

います。福祉施設につきましては、前沢介護センターは、これは市の所有ということで、長寿命化を図っていきますが、それ以外の施設につきましては、記載のとおり民間に移譲するもの、あとは最低限維持して使えるうちに使うものというふうに分けております。

行政関連施設の庁舎等につきましては、主な対応方針の本庁舎、総合支所庁舎等、基本は残すという考え方でございます。総合所長さんにつきましては、他の施設機能の受け入れ、複合化の複合化先ということで、そのことも検討していきたいという考え方でございます。消防屯所。これにつきましては、現在143棟ございますが、これも原則としては残します。ただ、将来的に分団の再編とかした場合は、この限りじゃないというようなことが書いております。

そして、8ページの歴史的建造物、旧高橋家住宅とかそういった文化財のものにつきましては、基本的に全部残すという考え方でございますし、それに附属する、トイレとかそういったところの施設も、必要な転居を行っていきますというような考え方でございます。

9番、その他の公衆便所ということで、公衆トイレも残すものもありますけれども、もう老朽化に履修に耐えられなかった場合は順次廃止するというものもございます。その切り分けがここに表に書いております。交流通路、これ胆沢駅の東西の交流通路ですが、これはそのとおり残しますバスターミナルについても同じように将来も残しますということの整理にしております。

そして、次のページ、第5が施設面積更新費用等の将来推計でございます。対応方針、先ほど申し上げたような方針に基づいて、供給量の適正化を図った結果、35年後の施設面積ということで、今年度と比較しますと、ここに書いてあるとおりでございますが、合計で30.2%の面積が減るということでございます。

2番は、更新費用等の将来推計ということでございます。35年間の施設コスト、事後保全予防、保全改良で建て替え、それぞれ費用推計いたしまして、全部で1,153.6億円、年平均35年であれば、年間33億円という数字であります。参考までに、大元の総合管理計画では公共建築物分としては、年平均51.5億円という試算でございましたので、約18億円減っているという状況でございます。推計のまとめにも書いておりますが、比較して18.5億円の費用圧縮となっておりますけれども、後段の方、しかしながらということで、投資家の見込み額、投資的経費の確実性が60.4億円でしたので、その公共建築物の割合としては、29.4億円。これと比較すると、それとも、なお3.6億円の不足になるという、そういう状況だという説明でございます。

それから最後のページであります。今後の策定の進め方ということで、1番が市民周知と意見募集。市のホームページを活用しますし、あとは市民説明会を、12月の11日から市内5か所に行って予定しています。ここで資料を配布してご意見を頂戴したいというふうに思っております。意見の募集は、1月の5日までというふうに考えております。今後のスケジュールは、右側に書いてあるとおりでございます。1月5日まで意見募集しまして、それを1月中に反映させて、2月にもう1回その見直し、修正したもので、委員会に諮るなり、もう1回全員協議会でご説明するなりといった手順をとって、パブコメを実施して、3月には最終的な決定をしたいという内容でございます。

ちょっと早口ではございましたが、そのような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(小野寺議長) ただいま、説明いただきましたことに対する質問等は、午後からとさせていただきます。昼食等のため、午後1時5分まで休憩いたします。

再開いたします。午前に説明あったことにつきまして、ご質問等ある方はよろしくお願いいたします。

1番、小野優議員。

(小野優委員) 1番、小野です。まず、対応方針の中で、敷地の活用策が別に決まり次第というものがありましたけれども、その活用策の部分に関してどこで検討していくのかということと、同様に、他施設の機能であったり、それから統合集約についても、どこで検討していくのかということをお尋ねいたします。

それから、民間移譲を検討する施設について、この表の見方として同じ民間移譲のマークが四つ並んでいるわけですが、どのタイミングといたしますか、そもそも目標年限というのを

決めているのか、どうなのかというところをお聞きいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ただいま、ご質問ありました活用策、どの部署で考えるのかという話でございまして、第一義的にはやはりその担当施設を持っている所管課で考えるのだと思いますけども、今回の総合計画の総合管理計画の中でも触れていますとおり、検討する全庁的な組織をやっぱり立ち上げて全体で、やはりその重要な案件は全体で考えていくっていう、そういう体制を作りたいというふうに思っているところです。

それからもう一つの具体的な、何年にどうするというのを持っているかということでございますが、計画は個別計画ということでございますけど、計画というのも大きく分けてその指針のようなものを示す部分、対応方針を示すような部分と、あとはアクションプランというようなことで実行計画といいますが、いろいろ計画というのも様々あるんですが、今回は、基本的にはその方針だけを決めて、具体的に何年に、例えば、建て替えをするとか、何年に大規模改修をするとかっていうのを、それそのものを目的とするような、目標とするような計画ではないということで、あくまでも対応方針だけで、ただ、将来推計する上では、一応シナリオを考えて、今の建物の建築年次が何年なので、目標の年数が80年持たせようと、その中間の40年で大規模改修をやる、あとは、その80年たったら建て替えをすると言ったような一定のシナリオで、集計はとっているという、そういうことではございますけども、具体的な数字の年数、何年にというところは、具体的に持ってないということでございます。内部ではあったとしても、いずれそこは、公表するつもりはないということです。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) その点わかりました。民間移譲の部分に関してなんですけども、その年、何年というところはこれからというところでしたが、その民間移譲がかなわなかった場合には、その施設がそのまま廃止という考え方でいいのかどうか、確認させてください。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) なかなかちょっとお答えしにくい部分ではございますけれども、一応方針としては、民間移譲を目指しますというところまででございまして、それができなかったときにどうするのか、何とか施設が邪魔ものだから民間に押し付けるといった考えではございませんでして、基本的にはその施設を、引き続き民間の力を使って、さらに、行政がやるよりもっとよくやっていただいて、あと、将来に向けて活用していきたいという思いがあつての民間移譲でございますので、そういう点からいうと、初めから民間移譲できなかったら廃止しますというような考え方は、基本的に持ってないということでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他に、11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。最後のページになります。18ページですか、第6の今後の策定の進め方で、市民周知と意見募集という、或いはということはありませんけれども、周知の方法が、これ、書いてあるのは、ホームページと市民説明会とだけしかないんですが、市民説明会に出席しないと、やはり資料がもらえないということになってしまうかと思えますし、説明会は5か所って言いましたので、各地域1か所だと思えますけども。やはり、こういう周知の方法では、なかなか市民全体には行き渡らないのではないかと。そして、募集の締め切りが1月5日ですので、日数もある程度、かなり年末年始挟んで限られてきますので、もうひと工夫、周知方法が必要ではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) そのダイジェスト版の方では、大分ちょっと簡略化して書いてしまいましたが、一つは、市の広報の方に記事掲載ということで、12月10日の発行ということで、そこでただ、ページ数に限りがあるので、なかなか全部というのは難しいんですけども、まずそこが一つございますので。あとはホームページの掲載と、あとは窓口での配布とか、そういう形かなと思っておりました。で、住民説明会の方も、おっしゃるとおり各地区1回は必ずやるということで考えております。また、もうちょっとその周知の方法、これから何か手が打て

るか、少し検討させていただきたいと。こちらとしても、本当に皆さんに関心を持ってもらって、広く市民全体にかかる案件でございますので、やっぱりその周知方法というのがまだ足りないんじゃないかと言われますと、もう少し、こちらも検討して、そこを努力したいというふうに思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) それから、意見を寄せていただく場合には、ファックスとメール等がありますけれども、これ、特段様式はないから、フリーで意見を、とにかくその計画のどこどこと、いろいろ意見があるかと思うんですけども、そういったフリーな形で募集しておくということによるのでしょうか。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 特段様式は決めておりませんので、フリーでお願いしたいと思っていました。ただ、あとFAXに関しては何もないと。ちょっとなかなか出しづらいと思いますので、その様式は用意しようと思っていましたが、基本的には、意見としてはフリーで好きなことを書いていただいて、結構だというふうに考えております。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。2点ほど質問いたします。表中のこの凡例の部分で、表中の下の方にあります凡例は、8ページ各ページに下に凡例もあるとか、20万円とか、保守のある部分でちょっとお尋ねいたします。黒の星印、これは使用不可能な状態になるまで存続ということで、各施設にもこれ印がついているのでありますが、これは、このついている施設については、修繕等については、従来とおり使用できるまでは行っていただけるのかということの確認が、1点でございます。

それと、各体育施設等々であります。先般の公共施設料金の値上げ等の時にも、私も申し上げましたが、どうしても使用頻度の高い施設については、壊れる部分も多い。ですから、使用、公共料金等に関わって、話題性もあってまたさらにこういうことになると、益々修繕等についての要望であったり、安全性の確保であったりということは責任を持ってやらなきゃいけない部分だと思います。その辺につきまして、どのようにお考えなのか確認いたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ただいまのご懸念の向きは、十分によくわかっております。最低限の課維持管理を行いますといったところの意味合いでございますけども、最低限、安心安全の確保だけはここだけはしっかり施設としての、使う以上、ここはしっかりやっていきたいと。いうふうに思っております。あとそれから、修繕の部分であることです。そして、利用頻度の高いところは修繕も多いということで、今度確かに使用料もらうようになりますので、そこはやはり何とかその施設が機能を発揮する部分でということ、しっかり担保していきたいといえますか、そこは、何も全然手をかけないってことではなくて、例えば、照明が切れたらそれを直すとか、そういったところはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

(小野寺議長) 高橋浩議員。

(高橋浩議員) ありがとうございます。そのように、対処をお願いしたいところでございますが、壊れて、場当たりの対応ではなく、ある程度計画性のある、長期的な計画性を持った修繕計画ということも必要かと思えます。その辺のところのご所見を伺って終わります。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ただいまの部分計画的な修繕、そのとおりでございます。印で言えば二重丸のものについては、しっかり計画的に予防修繕といいますが、予防的な見地での修繕を、中でもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。それがいわゆる星印の部分という部分も、壊れた都度すぐ直せばいいんですけども、なかなか予算的に難しいとかなれば当然計画的にそこをやっていくという形になろうかと思えます。そういう意味での計画的な修繕ということであれば、そのとおり取り組んで参りますけども、やはりその二重丸と比べると、優先順位という部分では、やはり25年度を優先したいという考えを持っておりますので、そこ

はご了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員 12番、廣野富男です。個別に上げますと18項目もあるので、ちょっとそれは難しいと思いますので、概要的なことを伺います。ぜひ、私だけなのかわかりませんが、大変各分野にわたって広範な部分の今回、ご提示があったわけです。これをこの短時間で皆さんからご意見いただくのがかなり難しいと思いますので、また別途の形で説明なり、ご意見をいただく機会をぜひも設けていただきたいのと、今ご要望申し上げながら、何点か伺います。

今日は概要版でご説明いただきましたけども、ダイジェスト版でご説明いただいたわけですが、どちらでしたかね、素案でしたか、ちょっと忘れたのであれですが、今回の個別計画を策定するに当たって修繕保全、維持保全と改良保全がありますよと。それによって、それを各施設へ対応していきますということなのですが、これがその個票に、どの部分が維持保全に該当する施設なのか、改良保全に該当するのかが一目でわからない。一覧になっているんです。

特に私、気になるのは、当然、財政計画の影響するものですから、ほぼ改良保全、要は大規模改修とされるのはどうなんですかっていうのは、すでに費用計算までしているわけですから、どここの部分については、いつ、どれぐらいの規模の大規模改修するんだという、やっぱり表示をしないと駄目だと。今日の午前中やったんですが、大分大規模改修という表現は、1,500万円が大規模改修なのかどうか、金額的にどの程度のものを言うかもきちんと、それは個別計画内で、全体計画の中できちんと示すべきだなというのを感じたものですから、その辺はいかがなものかと。それと、表現でよくわからないのは、老朽化という表現の施設、或いは使用不可能なという表現がございます。これは、我々からすれば、どこをもって老朽化というのか、耐用年数が来たときできる老朽化というのか、耐用年数の1.5倍を経過して老朽化というのが、その使用不可能の時期ということか、この老朽化の基準というのがもしあれば、やっぱりお示ししないとよくわからないと、公表を見てもよくわからないということになりますので、これをお願いしたいと。

それと、先ほどもあったんですが、今、室長は、廃止も、跡地の活用については、担当部署という話をされました。午前中の説明では、所管するところは、廃止後は、要は別財産として扱える。要は財務部だって発言なんですよね。ここはきちんと施設廃止後の管理の所管、どうなんですかと。私は思うのは、やっぱり今まで使っている所管が、例えば、商工観光部が将来的に廃止時の活用まで、私はある程度提案して、財務部に、出すのが一番ベターではないかと思うんですが、その辺の方針も、ぜひこの辺、加えた方が、いかがなものかというふうに思いました。

あと今回、かなりハイスピードで提案されて、12月11日にホームページにアップして、1月5日、要は、年末年始含めですよ、1月5日までに受けると。そして、それを取りまとめて、まず2月定例会のときに全協なんかで説明するってことなんですけど、極めてハード、これは、ちょっとかなり厳しいんじゃないですかというふうに思いました。改善するのがあれば改善して欲しいんですが、ちょっと一つ加えていただきたいのは、地域会議っていうのがあります。それぞれの地域に該当する施設もございますから。そういう意味で、ただホームページだとかに載せるだけじゃなくて、やっぱり地域会議も、この地域でこういう部分がありますよという説明なり方針をね、ぜひお示しいただきたいと思うんですが、その辺の考え方、お願いします。

最後になります。どういう計算でこういう数字出たかよくわかりませんが、これを進めたとしても、毎年3億8,000万円が不足するというふうに私、記憶しているんですが、それはどうやって埋めるかっていうのは、お考えがあるのかどうかそれをお尋ねいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 5点ほどご質問いただいたと思います。

大規模改修の基準といいますが、それを個別の施設ごとに示すべきじゃないかというのが、まず1点目ございました。で、大規模改修につきましては、こちらは何年にやるというのは出

すつもりはないのですけども、以前、長寿命化を図るとというのが個別の施設の方針の中に出ています。長寿命化を図るということは、すなわち施設の寿命を延ばすということとして、大規模改修という言葉も確かに様々ないろんな意味があって、規模が大きければ大規模改修ではあるんですけども、こちらでこの計画の中で言っている大規模改修というのは、改良保全という部分については、いずれ施設の寿命を延ばすような、それに資するような改修というようなことで考えておりましたので、長寿命化を図ると書いている部分については、必要な年数、例えば、非木造であれば、RC造であれば、建築が40年経過したならば大規模改修をするんだというのが基本的な考えとして示しておりますので、その基本方針だけ今回は示したということでございますので、個別に、何年に大規模改修を実施しますというような表現は、今回は用いていないということでございます。

2点目が老朽化と基準。使えるうちは使うというけども、それってどういう基準なのという話だと思います。で、これにつきましてもまさにそのとおり。必要な補修を行ってももうこれ以上は延命ができない、これ以上、安心安全が確保できないという状態になる。そこまでは、使いたいと、使えるうちは使いたいという思いで書いているということで、具体的に言えば何か技術的な点検項目があって主体構造部のどうかってのがあるのかもしれませんが、基本的な考え方としては、いずれ安心安全が確保できる間はと。手をかけて、それが確保できる間と。それがもうできなければ、すいませんけどそこは、じゃあ廃止をさせていただきますという考え方でございます。

それから跡地の活用の担当の部署ということでございます。おっしゃるとおり施設の廃止を検討する際には、担当課が第一義的にはやはり考えていただくのですけども、それですぐ決着がつくとは限りませんので、やはり財務部と一緒に考えていきますし、普通財産になって、その時点でやっぱりどうしてもあまりそこで有効な活用策がないとなれば、これは財産を財務部の方でそこは所管して、必要な普通財産の処分活用について対応していくということになるかと思えます。

そして、日程がちょっとタイトじゃないかということで4点目。もう少し丁寧な説明をということがございました。で、地域会議の方に年明けに説明は歩きたい、説明をしたいというふうに思っております。で、12月中にこういう意見がありましたというのを添えて、報告という形で説明をしたいなというふうに内部では考えているところでございます。また、具体的にその日程が決まっているわけではございませんけども、そういうふうに考えております。

あと、意見集約の方法ということで、市民説明会ということは行うんですけども、市民説明会は、少し従来の一方的にこっちが説明して、そのあとに参加者の皆さんからフリーで言いたいことを言うてもらうという従来のスタイルではなくて、ちょっと少し工夫して、なるべく35年後に関係するような若い方の意見がこちらでも欲しいもんですから、スポーツ施設の利用団体さんであるとか、文化ホールのそういう利用される方で、若い人とする団体の方に声掛けして、ちょっと来ていただいて、そういう方々から広く意見をもらえるように、ちょっと少し会議、説明会の持ち方も、名前もちょっと市民説明会ってするかどうかちょっとあれなんですけど、まだ今検討中なんですけども、そういう形で、何とかうまくこう意見を広く得られるよう工夫していきたいというふうに思っております。

あと今日、本当に時間のない中でお願いしましたので、議員の皆様も、例えば会派別に、もう1回ちょっと意見を言える場を欲しいということであれば、そこは十分こちらでも配慮して、お邪魔したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと最後、費用の話で、推計のまとめとして3.6億円の不足という話ございました。3.6億円が不足するっていうのも、かなりこの推計も粗いというところとちょっとあれなんですけども、その詳細に積み上げた数字でもありませんで、比較する方の投資可能見込み額も29.4億円と見込んでいるんですけども。

それもその過去実績の60.4億円からそのインフラ分と公共建築物分どう単純ちょっと割合って見れば、こういう数字になりますねという程度の話でございます。ですので、これ、今の時点では合っていないんですけども、ここで言いたいのは、まだ不足だって言いたいわけですね。

ちょっとこれ以上緩めるわけにはいきませんよという、これから意見もらうんですけども、こんな計画でこんなに減らされると困るみたいな総論の話をして、施設がこんなに統廃合されたら困りますというようなことを言われても、今こういう状況で3.6億円がまだなお不足している状況なので、ちょっとこれ以上緩めるわけにはいかないのですって言う説明をしたいがためにこういう推計の数字を載せているということでございますので、何か財政計画と合わせてこれを何とかしなきゃ駄目だとかってというようなレベルでの話ではないということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 大方は、まずわかったことにいたしますが、私、その改良保全の部分、規模なのか、金額なのかなんですけど。今回、ある程度かかる経費については、概算を出しているわけですね。ですから、大体想定はされているんだろうと、その担当部においては、なので、私は、問題はね統合されるのが一番不安なんだろうと思うんです。実際はね、これが見せずに行った時に、俺の施設、いつになるんだと。なんであそこだけ大規模改修して、これ一つも手かけないのかというふうなご意見がおそらく出るんでしょうねといったときに、私は、後でどうのこうのよりも、私は、ここの施設はこういうふうな方向でいきますと、例えばですよ。庁舎についても、15年経ったらもう建て替えますよというふうな、例えばね、そういう計画で一応試算をしましたとか。私はやっぱり考えられている施設については明記すると、何年に始めますよと。この計画見て、ほとんど35年以降だからあんまり関係ないような計画と思う部分はあるんですけど。実はそうじゃなくて、今までやんなくちゃいけないことですから、やはり、今わかる範囲内の修繕するところ、大規模改修するところときちんと今回の個別計画の中に盛り込んでいただきたいというのがあります。

あわせて申し上げれば、担当部とすれば、この方針を示したから、これでそれぞれ担当部やってくださいっていう話になるんだと思いますが、私はやはりその個別計画ですから、それぞれ担当部において、もう少しそのタイムスケジュール、経費、影響等を、どこを統廃合するのか、きちっとこれ、明示すべきではないかなと思うんですが、その辺は、所管課から担当の方に推移し、協力要請されるっつう予定があるのかどうか伺って終わります。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 1点目の改良保全の部分でございます。やっぱりスケジュールですよ。それで、改良保全の具体的な金額とかっていう部分、あと時期といった部分を示すべきじゃないかというご意見でございます。で、今回の推計の中では、実はその機械的に平米当たり一律何万円で見てくださいという形で、実際に、見積もりをとって何か改良保全の費用も推計しているわけでもございません。ただ本当に推計ということで、将来の方向性ということで、一旦はこの内容でちょっと説明させていただきたいなど。で、これで超長寿命化がいいですと、この考え方でいきましょうということになれば、それに基づいて詳細な部分を示していきたいというふうにちょっと思っております、改良保全に幾らかかるか、改良保全をいつやるのか、そこがないとちょっとこの将来の方向性が議論できないということであれば、少し考えたいと思いますけども。まずは、その施設そのものを、長寿命化を図って残すのか、それとも、そうじゃなくてまず今使えるだけねっていうことにするのかってというようなところを、まずは議論して、ちょっと固めていきたいなど。

その上で、じゃ将来に残す上で、残すための方策として、長寿命化を図るためにはいつ大規模改修をやらなければいけませんねってというようなことに話をつなげていきたいと。で、今回だけでも相当なボリュームの中身になっております。これだけでもまず相当な難題だと思っておりますので、まずは、ここの部分を説明して、ご意見をいただければというふうな考えで今回、資料作成したというものでございます。

それともう一つ、最終的な概要でございますので、段階的にその意見を踏まえて、1月にもう1回調整しますので、その際に今言われた部分、最終的にはこうなるという形を、もう一度そこは検討させてもらって、最終版の形では、そういう形でその何年に大規模改修を予定しま

す程度の、何年にじゃなくて、例えば期間で、そのようなところでこの間にやりますという  
ような表現なるかもしれませんが、施設ごとにそういったシナリオみたいなのは示せるよ  
うに、そこは検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。確認というか、ちょっとお聞きしたい。1ページと17  
ページに関するところなんですけど、1ページでは、これまで年平均で110億円の費用がかかる  
ということで、これまで経費としては60.4億円、年間で55億円ほど不足するというような説明で  
ありまして、17ページにいきますと、3.6億円の不足となるような説明、その上に諸々とありま  
すけども。そうすると、60.4億円プラス3億円ぐらいが、今後かかるというような認識になる  
んでしょうか。ちょっとこの最初の計算と後半のが見えなくて、多分これ、市民の方も、例え  
ばこのシミュレーションしたような効果っていうんですかね、視覚的にわからないとちょっと  
どのような事業、削減案に対し、どのような効果があるか、なかなか見えてこないのかなとい  
うふうに思ひまして、その辺ちょっと説明と理解しやすくしていただけるといいのかなとい  
うふうに思います。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ありがとうございます。1ページの方の金額の方は、インフラ資産を含  
んでおるために、全体で115億円という形になっていて、おっしゃるとおり最後の17ページの方  
にいきますと、そのうちの公共建築物分ということで、確かに対象がちょっと一致しないので  
わかりづらいと言われたのは、なるほどそのとおりだなというふうに今、お聞き取りいたしま  
した。ちょっとここ、どういう表現をすれば市民の方がわかりやすいか、ちょっと目線をどっ  
ちかに合わせて表現するようにして、わかりやすくする、そこは工夫したり、この資料を見直  
したいというふうに思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) ダイジェスト版の4ページに図書館がございます。それと5ページに当ホール施  
設で文化会館があります。これは長期的な展望ですから、今すぐどうこうではないんですけど  
も、そのまちづくりにとって図書館とか、文化施設の非常に大きな役割を果たすんですね。

そのほかに代替が、例えば文化施設ですと双方に集中させるとかという、地域ごとに持って  
いた特性ってのは、図書館もそうですけど、江刺と水沢に、もう集中させるような書き方です  
から。本来、まちづくりの観点でどのような影響の物かを、単に施設の老朽化の問題だけでは  
なくて、もう少し全般として慎重に議論する必要あると思うんですよ。ですからこれは、そも  
そもの相当多いですので、今細かく言うことは難しいんですけども、位置付けとして、まちづ  
くりを今後も出すのと、どうこれはスタートしますかにも関係するし、協働のまちづくりにも  
関係することなんですよ。だから、そこは慎重に時間をかけたり、外部識者も含めてどうい  
うまちにしたいのか、文化のかおり高いまちを作るのにですよ、図書館がない、5地区の中に2  
つしかないとか。あるいは文化会館も2、3しかないっていうんでは、かなり現実と違って  
るので、本来これは単なる施設の年数とか、建て替えとかそういうことなんですけれども、こ  
の問題は、単にそれにとどまらない、影響を及ぼしかねないんですよ。そういう視点で分析  
なり、何ていうか調査をしないと、なかなかこれは意見も、別な形で意見が出てくるんですよ。  
今言った図書館がなくていいのかとか、例えばね。そういう話になりかねないので、本来全体  
の中で一つ位置づけるような、いわば審議会なり、何らかのそういう部署を設けて、じっくり  
やるべきだと思うんですよ。本来はですよ。もし時間がないというんでも、やはりある程度そ  
れを考慮した関わり方を各部署がないと。おそらく、単なるその他って個別計画、進まない話  
になって、本当に収拾がつかなくなるかなっていう気がします。

だから、そういうことを何とかやって欲しいと思うんですが、ただ、このタイムスケジュ  
ール、非常に難しいと思います。それをどう考えるか、まず1点伺います。

それから、これ、35年先の話までありますので、私、100歳超えるんですよ。その時は、  
でしょ、それは余りにも先のことを言ってもピンとこないとかあるんですよ。したがって、経

過を出すにしても、見直しをどのようにするのか、どの程度の頻度にするのか、どういう見直しの形をとるのか、これもあわせて知らないと、5年先ぐらいは何とかイメージつかめますけども、その先になってくるととても説明もできないし、やっぱりそういう35年計画の、本当に単なる絵に描いた餅みたいになる可能性もあるので、人口減少の問題があったりですよ。様々な競合する要素が余りにも多過ぎるので、その時に35年先を言ったって、なかなかピントがありますので、その見直しも含めて、とりあえず今、30年っていいのかもしれませんが。やっぱり頻度を変えていかないと、市の状況が悪い、相当変わると思うんですよ。そういうことを考慮した、その見直しのやり方っていうのも検討するべきだと思うんですが、この2点についてお伺いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 個別施設計画の、やはりその計画というものの考え方だと思います。35年分の実行計画といいますが、アクションプランをここで決めるということではないです。30年後にこうしますということを決めるのではなくて、あくまでも、今後どういうふうを考えてくかというところの方針を、基本的な方針を施設ごとに、立てたということで理解していただければいいとバスで例えば文化ホールに図書館なりを実際に、統廃合するとなれば、その時はその時で、輸送状況がどうだとかっていうことを、またそこは住民の方から意見をもらって少し慎重にももちろん検討して進めていくと、もうすでに個別計画でこうなっていましたから、ただ強引にいきますという話ではなくてあくまでも今回は、基本的な方針だということでご理解いただければと思います。なので、そういう意味では、これが、こういう方向で、方針でいきますけども、その決定したと、35年後のことを決めたとということでもないということをご理解いただいて、そういったことも含めまして、随時、変わってくるのはそのとおりでございますので、見直しにつきましては、ローリングといいますが、定期的に、ここは当然、個別計画見直すような仕組み作り止水システムづくりも当然今後考えていって、検証と見直しをやっていく、図っていくということを考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) だから、そういう意味でこないだの説明会の時ね、値上げの説明会時なんかもそうですけども。例えば、財務関係が説明するだけじゃ、話しが違くなっちゃうんですよ、広がっちゃうので。なんでなくすんだと、どう考えとかいう話になってくると、本来そこが先になければですよ、なかなか説明があっても、なかなか収拾つかないですよ。はっきり言って、だから、その辺は、もうちょっと全庁的な、今言ったまちづくりの問題とかね。都市計画としませんが影響するかもしれません。様々影響する可能性があるんで、全庁とそれを説明するっていう立場での、体制なり、内容、これはやっぱり徹底しないと。だから難しいと思うんですよ。

それから、見直しなんですけども、アクションプランなのか、例えば、行動計画だと3年に皆ローリングすると、総合計画なんですけども、そういうことも含めて出さないと。やっぱり、その中で自分の意見が反映するかもしれないし、変わるかもしれないってのはあり得るので、それを合わせて出さないと、35年先出されても、これはどのように関わっているのかっていうのはなかなか。逆に言えば、将来像の抽象的な話になっちゃうかもしれないし、あれ5年先だけだったら、とりあえずいいかとかなるかもしれないので、そのやり方もやっぱり明記するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 桂田行政室主幹。

(桂田行政経営室主幹) ありがとうございます。おっしゃっていることは十分にわかります。ランドデザインというんですかね、まちづくりを、まずはどう考えているのかというところがないと、なかなかこの個別の話にも行かないのかなというのを今、お話を聞いて思いました。

そういったところも少しちょっと資料の中で謳えれば、考えたいなというふうに思っています。基本的な考え方としては、いずれ市の全域の均衡ある発展というところには十分配慮して、その地域のバランスというのも一つ、検討、考慮していきますということは、方針として前も

打ち出しておりましたので、そういったところをちょっと強調しながら、少し資料の方にもそういうところを盛り込めれば、盛り込みたいというふうに思います。見直しの時期も、明確に今後の部分ということでしたので、最後の方のとか、1ページでもふやして、そういった部分も市民の方にこれで決まりじゃなくて、随時、状況の変化に応じて見直していくものだというところも含めて、併せて説明していきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

(小野寺議長) 15番、菅原由和議員。

(菅原由和議員) ありがとうございます。今ほど来のお話、聞いていてちょっと思ったことなんです、この個別計画の位置付けというか、性格、何で今、これバタバタと今年度に作んなきゃいかといったようなことまで含めて、やっぱり基本的なことがやっぱりわかんない。いろいろ混乱の基になるのではないのかなというふうに思いましたので、市民成果、説明する際には、その辺ちょっと工夫してやっていただければいいのかなというふうに思いました。

あとちょっと質問なんです、この個別計画の基になっている公共施設総合管理計画という本体計画があります。この中に基本方針として3つ掲げてあって、その一つに供給量の適正化という項目があります。この中に、総量、延べ床面積の縮減といった文言が書いてあるんですが、これが、この個別施設計画として、どうなのかということなんですけども、過日9月でした総務常任委員会で、この公共施設の個別施設計画に係って所管事務調査をやった際に、市内の目標値として最低3割という数字が具体的に出されました。今回、この個別施設計画の中に、どこにそれがあるのかなと思ってみれば、その17ページでダイジェスト版で言えば、この表が、その主権縮減目標というふうに、こう見ればよろしいのかどうか、ちょっとその辺、確認をさせていただきたいと思います。

(小野寺議長) 桂田行政室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 前段の策定、今回今年度中ということで急いでいるといいますが、その背景という部分についても、説明、どこまでちょっと詳しく入れるかですけども、国の要請があってというような背景の部分も含めて説明会には臨みたいというふうに思います。

そして、総量の縮減ということで、おっしゃるとおり、そのとおりです。面積として17ページに、施設面積の将来推計ということで、ここを一応目安として、少なくとも3割は達成したいと思っております、推計しましたところ、3割と、30.2%の縮減だったという結果でございます。そのとおりでございます。

(小野寺議長) 菅原由和議員。

(菅原由和議員) わかりました。その所管事務調査の際に、もう推計としては、最低3割という目標なんだというような目標値、立てたわけですよ。であれば、それが本体計画の中に謳ってあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、この個別支援施設計画の説明の際にも、きちっとその3割が目標値なんだと、その根拠とするところはこういうことなんですよっていったような基本的な総論がやっぱりきちんとないと、なんでこのぐらい削減しなきゃいけないんだと。もちろんその財源という部分はあるんでしょうけれども、やっぱりその根拠総論をまずもって、市民の皆さんにご理解をいただくことが大事なことはないのかなというふうに思いますので、ぜひ今後工夫をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それとあともう1点、ちょっと細かいことで恐縮なんです、同じダイジェスト版ですと17ページですし、あと詳細版だと25ページにも同じ記載があるんですが、2の更新費用等の将来推計ってというのが、ここに2行ほど、その施設コストの年平均で30.3億円の見込みですという文言が書いてあります。この下の表に、太字で書いていますけど、年平均の施設コストが33.0億円ってなっているんですが、ここはイコールの数字ではないですか。もし、私の読み取り方が違うのであればですが、その辺ちょっとお伺いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 大変失礼いたしました。これ33億円が正しいです。すいません。私も今気づきました。30.3ってのが誤りで、33.0というのが正しい数字でございます。大変失礼いたしました。

(小野寺議長) よろしいですか。他にございませんか。佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 2点簡単に伺います。まず、この長寿命化は、国に、今年度末までに出さなければならぬと。それで、これはいつ出すんでしょうかと。

それから、この様式はあるんでしょうか。個別計画なんかは出すのじゃないと思うんですが、このどの部分を国に出さなければならぬかということが2点目。

3点目。これを出したことによって、いわゆる維持管理経費、それに対する補助金交付金、それは見込めると前にお答えいただいたような気がしますが、それはどの程度か、確実にもらえるものかどうかということについて伺います。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) こちらの方です。所管事務調査の際に説明しているところではございます。ちょっと説明の仕方がまずかったかもしれませんが、個別施設計画を各自治体で作るんですけども、これは国に提出するというものではございませんでして、国の方では総合管理計画、大元の計画を立てただけで終わりにせず、それに基づいて具体的にこの施設をどうするかをしっかりとそれぞれの自治体さんで考えてくださいねということで、それを決定してくださいということで、策定した、策定しないというような形での報告はしますが、中身そのものを報告するというのではなくて、国の方では、ただ集約して、策定した団体が何団体あります、策定していない団体は何団体ありますというような公表に使う程度でして、計画そのものを出すものではないということで、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、出した、その策定したことによる国の方の財政支援の状況でございます。一つは、例えばインフラ系。道路橋梁であれば、その長寿命化工事なんかに補助金交付金がつくものがございます。それは、やはり個別計画にあたる長寿命化計画というものが、インフラの方ではそれができていないと、補助金交付金の対象にはなりませんよというのがございますので、それはしっかり対応していきたいと。

もう一つ。建物の方、公共建築物の方で言えば、公共施設活用制度、起債の制度で、その有利な起債の制度を利用する際とか、或いは除却建物に起債制度があつて、個別計画にそれが載っていないとその制度が使えませんということにはなっております。ただ、奥州市の場合で言うと、先ほど説明したとおり、今すぐ何か建物を廃止、なくしますとか、すぐ統廃合を進めますというようなことも特段、すぐすぐにはないという状況でございますので、そういった制度の活用も使えるんですけども、実際には、使う予定がないということになっております。

そういう状況でございます。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) こういう長寿命化計画を立てましたという報告だけでいいのですか。それが1点。それで、個別計画なんかは、各自治体で持ってなさいということだと思っておりますが、その国に出すのを、名前ですか、というのを聞きたいのです、一つは。

それから第2点目は、インフラの場合は補助交付金が出るということ。しかし、建物については、起債だけだということの縦分けでいいのでしょうかということ再度質問いたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) その国へ提出します報告の方法ですけども、県の方を経由して、そちらの策定状況はどうですかという形で調査が来まして、それに対して回答するというようなことで、それで国は把握するというような仕組みで、やっぱり個別計画そのものを呼び出すということではなくて、自己申告に近いような形なんだと思いますけども、そういう形で報告することになると思います。

それから、建物とインフラの関係。大きくは先ほど言ったとおりなんですけども、建物でも補助金制度のある建物、例えば義務教育施設、そういったところには補助制度ありますので、そこは前提条件として長寿命化計画があること、策定されていることという要件があると思います。

ただ、ちょっとすべての分野でそういう補助制度があるのかどうか承知しておりませんので、基本的には、スポーツ施設とかコミュニティ関係の施設については、補助金ってのは基本

的にはないというふうに認識しておりましたので、そういった意味では、先ほど最初に申し上げたとおりのものが基本の形なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 長く話はしませんが、後で個別にお聞きいたしますし、あとその補助と起債の関係、ちょっと調べておいていただきたいと思います。重要なところですので、それをお願いして終わります。

(小野寺議長) 桂田行政室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 了解しました。速やかに調査いたしまして、そこは整理いたしまして議員の皆様へ情報提供したいというふうに思います。

(小野寺議長) 27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 2点だけ確認します。大変膨大な、力を込めて作った計画だと思うんですが、これは議会の意思決定する場っていうのはない。そういう性格の計画だというふうに理解していいのですか。

(小野寺議長) 桂田行政室主幹。

(桂田行政経営室主幹) 特段、この計画について議案になる、本会議の場で議論になるような流れということはないというふうに承知しております。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の奥州市公共施設等総合管理計画個別施設計画の概要(素案)については、以上とさせていただきます。

ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

#### 国民健康保険税の税率改正について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、の国民健康保険税の税率改正について、当局から説明をいただきます。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは、国民健康保険税の税率改正について、健康こども部の方で説明させていただきます。この運営につきましては、平成30年度から岩手県が財政運営の責任主体となってございまして、令和9年度以降に税率を統一する方向で、今、ロードマップが策定されております。

平成30年度から令和2年度におきましては、奥州市としては、年間4億円から5億円の財調を取り崩して、国保世帯の負担軽減を図って参りました。で、今度、令和3年度から5年度につきましては、財調全体として10億円を取り崩した形で、最終的な財調が5億円の残高になるような運営ということで、今回、税率改正をさせていただくものであります。

税率とすれば引き上げになりますけれども、本来、収支均衡を図る上では、もっともっと高い税率でなければならぬんですが、今まで3年間は低めになっておりますし、今回は収支均衡になったときに大きくならないような形で、今回、引き上げをさせていただくということでございます。

本県におきましても、一気に税率が上がるような、負担を強いるような状況にならないようにという意見もいただいております。今回、運営協議会におきましては了解をいただいて、答申を受けたものでございます。

説明については、健康増進課長から説明いたさせます。

(菅野健康増進課長) 健康増進課長の菅野でございます。それでは、私から国民健康保険の税率改正についてご説明させていただきます。資料に沿ってご説明申し上げます。

1、国民健康保険税の税率改正にあたっての基本的な考え方についてであります。

(1)基本的な考え方ですが、国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から岩手県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担っていくこととなりました。現在の税

率は、平成30年2月1日付けの国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和5年度までの6年間を見据えた財政見通しにより税率改正を実施してきました。その見通しは、令和5年度末の財政調整基金残高5億円を目途とし、平成30年から令和2年度の前半の3か年は同率。3年目となります今年度、岩手県の運営方針と合わせて、再度税率を見直しするものとしておりました。

(2)税率等の改正経過でございますが、市町村合併直後は、旧市町村のそれぞれの税率を引き継いだ状態でしたが、平成23年に税率を統一いたしました。その後、平成28年、30年に税率の引き下げを行い、現在に至っております。

2、令和2年度末財政調整基金残高の見込みであります。令和2年度の基金取崩額が4億5,859万9,000円で、年度末残高の見込額が15億6,274万3,000円となります。この数字は、平成29年度作成の財政見通しとほぼ同額でありまして、これまでの3年間につきましては順調に推移してきたものととらえてございます。今後の見通しとして、令和5年度に5億円の財政調整基金の残高とするためには、今後3か年で、財政調整基金約10億円を取り崩すということになります。

3、財政見通しの前提でございます。

(1)の被保険者数は、平成27年から令和元年度までの5年間は、マイナス4.71%でありましたが、新型コロナウイルス感染症による経済的影響により、作付り列車が増加する予測もあるということから、令和2年度の令和2年度以降の被保険者数は、令和3年度と同率のマイナス3.46%を見込むものです。

(2)の所得の見込みは、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷が及ぼす所得の減を市民税の減少幅と同率のマイナス13.1%として見込んでございます。また、令和4年度以降は、景気の回復をある程度見込みまして、令和2年度と同程度を見込みます。この減少幅の値は、東北財務局の企業統計を参考にして積算しております。

2ページをご覧ください。(3)国民健康保険事業費納付金については、現時点で県が示しております仮算定数値をもとに計算してございます。

4、税率についてであります。令和2年度の決算見込みを現予算ベースで行い、令和5年度末の基金残高を5億円とする財政見通しを作成し、令和3年度から5年度までの3か年の税率を算出いたします。表の見方ですが、医療給付費等に充てる分が、医療分、後期高齢医療費、医療費。医療費制度の運営に充てる分が、後期支援分。介護保険制度の運営に充てる分が介護分。所得割は、世帯加入者の所得で計算いたします。均等割は、世帯加入者1人当たりの額となります。平等割は、1世帯あたりの額となります。

改正税率案でございますが、その中で、税率改正の箇所を太字で表してございます。介護分は今回の税率の改正はありません。

5、施行期日であります。施行期日は、令和3年4月1日といたします。令和3年度分の国民健康保険税から適用となります。

6、令和6年度以降についてであります。令和6年度以降は、広域化への取組みの一環として、県南県内の保険税統一に向けたさらなる調整が行われることや、今後の経済状況を見据え、令和5年度に再度、税率の見直しを検討することとします。

7、今後のスケジュールであります。11月25日に国民健康保険の運営協議会を開催し、改正案を諮問し、答申を受けてございます。11月27日、本日でございますが、市議会の全員協議会で説明という形になります。1月の下旬に税率改正の住民説明会を5地域で開催予定としてございます。2月下旬に国保運営協議会を開催し、税率改正にあたっての住民説明会での意見や市民からの意見、要望等について整理報告いたしまして、国保税の税率改正案として諮問し、答申をいただきます。3月市議会定例会において、国保条例の一部改正について審議いただく予定としております。

また、この税率改正を進める上で、全員協議会や、説明会など必要な場合は、対応して参りたいと考えております。

次に、3ページの資料をご覧ください。この資料は、令和3年度に税率の引き上げを行い、

令和5年度末の基金残高を5億円に設定した場合の財政見通しとなります。歳入の国民健康保険税を見ますと、平成30年度から税率の引き下げを行ったこと。それから、被保険者数の減少などの要因から、令和2年度まで税収が落ちてきてございます。令和2年度の国保税収が表の中では一番低く、令和3年度から税率改正を実施いたしますと、令和3年度以降、税収がアップするという形になります。

税率改正を行わない場合は、令和3年以降も右肩下がりの税収となります。また、基金繰入金は、財政調整基金の取崩額となりますが、令和元年から令和3年までは、税率の引き下げにより財源不足が生じ、毎年4億円から5億円の基金の取り崩しで予算を組む形が続いておりますが、税率改正により、令和4年度以降は、基金の取り崩し額が、2億円から3億円となり、基金の減り幅が税率改正前より抑えることができます。

資料中段の歳出の国民健康保険事業期納付金は、県全体の保険給付費に必要な額から交付金などの公費で補填した額を差し引いた分で、本来保険税で賄う費用となるものですが、この分は、県が示す仮の算定額で見込んでございます。

資料下段の基金の欄を見ますと、一番下の段でございますが、平成30年度の年度末残高が24億3,784万円の基金残高でしたが、翌年度から毎年4億円から5億円を取り崩しておりますので、その取り崩し分が、年度末残高が減る形となります。令和3年度から税率改正によりまして税収が上がりますので、基金の取り崩しが半分に抑えられ、令和5年度末の基金残高が5億1,450万円となる見込みであります。続いて4ページの資料をご覧ください。この資料は、が現行の税率、が改正の税率を比較したものでございます。比較欄の合計を見ますと、所得割で1.6%、均等割で6,600円、平等割で1,800円の引き上げとなります。

中ほどの棒グラフをご覧ください。これは、国保税の現年度調定額を被保険者数で割り返した1人当たりの税額を比較したものになります。令和3年度を見ますと、現行税率が全戸税率で6万1,870円、改正後の税率が7万448円で、その差が8,778円の差となり、税率の引き上げによる影響額となります。令和3年度から令和5年度の3か年は同一の税率としておりますが、令和3年度と4年度、5年度を比較しますと、約8,000円ほど高くなっております。これについては、令和3年度は、コロナの影響で所得の減少を見込んでおりますが、令和4年度、5年度は、令和2年度並みに所得が回復するものと想定して、数値を試算したものでございます。

一番下の欄は、表は、財政調整基金の年度末残高の見込み額になります。現行税率のままですと、令和5年度にはマイナスになりますし、予算が組めない状況となります。改正税率を見ますと、なだらかに減る形で、令和5年度末残高が5億1,450万6,000円となる見込みでございます。

5ページの資料をご覧ください。この資料は、令和2年度の県内14市と金ヶ崎町の国保税率、国保税額を比較したものでございます。税額を算出する条件は、欄外の米印に記載しております。年齢が60歳、所得が300万円。1人の単身世帯と資産なしという条件で算出したものでございます。各市の税率に置き換えて年税額を算出し、高い順に上から並び替えを行っております。

これを見ますと、現行の税率では、奥州市が一番低いのがわかります。また、今回税率改正を行った場合の税率で算出しますと、二戸市と久慈市の間に入ります。税率改正後であっても、県内の県内では低水準の税額となることを見込まれます。

6ページの資料をご覧ください。この資料は、11月25日開催の国民健康保険運営協議会の答申の写しとなります。答申の内容は、ご覧のとおりでございます。平成30年2月1日付け、奥州市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和5年度末の財政調整基金残高5億円を目途とする財政見通しを作成することとします。

この改正方針に基づく税率については、次のとおり改正することが適当であると判断しました。

また、令和6年度以降は、広域化への取り組みの一環として、県内の保険税の統一に向けた調整が行われることや、今後の経済状況等を見据えて、税率の見直しを検討することが適当であると判断します。

税率については、1の箱の中のとおりでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日。令和3年度国民健康保険税から適用するものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いたします。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点につきまして、ご質問等ございましたらお願いたします。8番、瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 8番、瀬川貞清です。そもそも論について1つお聞きいたしますし、それから内容についてお聞きいたします。

まず、第一に、今度の改定方針は、地元のマスコミで知ることになりました。そして、今日の全員協議会であります。運営協議会は公開になっておりますので、マスコミが報道するのは自由なわけでありませけれども、毎回こういうことになるのでありませしょうか。先頃も、幼稚園の3歳児募集を中止するというをマスコミの報道によって知って、そのあとに全員協議にかけられる。こういうことが続いているのでありませけれども、私はよくわからないから聞きますが、こういうやり方がこれからもどんどん続くのでありませしょうかということについて、ご見解をお示してください。

内容の問題でありますけれども、私どもは、均等割の子供の分は、ぜひ廃止すべきではないかということを繰り返し強調してきたのでありませけれども、今度の改定にあたって、それは検討をなさったのかということについてお願いたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今般の改正に当たって、議員への説明の時期というのが議員の質問だと理解しております。国民健康保険税の税率改正の場合は、まずは国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、そこで専門家というか、国保の運営協議会の専門のある方々からいろいろ意見をいただくというのが第一義的だというふうに考えております。

で、平成29年度の国保運営協議会におきましても同様に実施してございまして、その時には、諮問して、3月の運営協議会で答申いただいたということで、今回は、ちょっとレアなケースでして、内容等が前回の状況どおりやっているということで、これ以上検討することも、この協議会でそれぞれ委員さんが考える状況でもないということで、即日の答申というふうになったものでございます。

それで、我々としても、全員協議会の方にもすぐ説明しなければならないということから、今回、急いで全員協議会にこの国民健康保険税の税率改正の内容について、今日ご報告して、なるべく時期を逸しないようにやったものでございます。もし全員協議会に最初に説明するとなれば、国営運営協議会の意見はどうなったのかというような状況になると思われませるので、やはり国保運営協議会の方の意見をいただいて、諮問してから、全員協議会に説明するという方向で進めたものでございませるので、ご了解いただきたいと思ひます。。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、2点目の子供の均等割についてでございます。今回の見直しにあたりまして、子どもの均等割をどういった形で考え、検討したのかということでございませけれども、これまででも議会でもいろいろご質問等いただいてあります。この子供の均等割につきましては、私どもの自治体だけではなく、広域化になってあります県、それから全国で、子どもの均等割につきましては、いろいろ課題事項となっております。全国市長会、それから、そちらの各種団体からも、ここの均等割につきましては、国の判断として、法律的にといいませるか、制度的に見直すべきだという意見がございまして、そういったことで私どもは、今回の見直しに当たって、子供の均等割については、現行とおりのままと判断でございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 子供の均等割については、今までの説明の繰り返しでありますけれども、ちょっと前段のお話でありますけれども、前回は大きな変動がないという状況の下で全協に説明して、運営協議会にかかったというふうな説明でありますけれども、違ひの。じゃ、ちょっと理解を間違ひました。ちょっと全部言っておきたい。今回は、国保税が上がるという中身の答申なわけであり

ますけれども、そういう時に、運営協議会が先で、議会への説明後でいいのかというのをもう1回聞きます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 税率上がる、下がるの問題ではなくて、こういった運営に関する部分については、国保運営協議会に諮って、そして、いろいろな意見をいただいて、その上で、議会の方にもお知らせするものというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 瀬川議員、6ページからの答申の文章をちょっと見ていただけますでしょうか。お聞きでございませうか。これは、審問ってというのは、改正をしたいということで、11号でお諮りをして、これは答申として、以下の文章で答申をされたということでありませう。この内容をもう一度ゆっくり読み上げませう。今回は、令和2年の11月の諮問ではありませうけれども、この答申はこう書いてあります。平成30年2月1日付け奥州市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和5年度末の財政調整基金残高5億円を目途とする財政見通しを策定することとします。この改正方針に基づく整理については、次のとおり改正することが適当であると判断いたしました、というような内容が書いてあるんですが、まず、議会にお諮りして、国保の運協に諮るものではございませう。ここの運協に諮った内容を、その後において議会にこういうふうな諮問をしておりますということをお話すべき。筋であると。まずこれは、値上がりするか、据え置きするか、下がるかって話ではなく、保険料を決める順番は、国保運協に諮るというルールがあるということについては、ご理解をいただきたいです。これは絶対です。もしそのことをやらなかったら、議会の越権行為だというふうにも捉えかねない話になりますので、やはりこれは、我々としてはルールを守らなければならなかったと。

前回は、据え置きであったのでありませうけれども、1回目の運協に諮ってから約1か月ちょっと、2か月ぐらいかかって答申を受けてあります。激変緩和、或いは、あんまりいかにも大きな変動があるのはいかがかということで、最終的に、前回の国保運協においては、財調5億円、これが厚労省で言うところの金額でも、一応の目安でもあるので、ここのところまでは今貯まっている財調を減らしながら料金を下げるべきというところ。国保運協では、お示しをしながら、であればこの状況については認めるということをご議論、検討をして、初回の諮問に対して、2回目の委員会で答申を受けたという話です。

今回は確かに、マスコミ報道が早くなったわけでありませうが、初回の諮問に対して、前回言ったとおりの運営がなされているということであれば、それを認めますよという内容の文章が、今書いている文書であったがゆえに、即日の答申を受けたということではありませうか。なので、前にあったとおり我々やりましたけれども、こういう状況ですからいかがですかって言ったら、それは国保運協で決めたとおりにやっているのであれば、その諮問については、了としましよという話になったってことではありませう。

なので、本来であれば2月ぐらいいもう1回開いて、良いとか悪いとかかって話になったのかもしれませうけれども、今回の交付に関しては、そういうふうにご質問申し上げた、即日答申をいただいたということの中で、決して議会軽視をしたとかそういうことではなく、そういうふうな段取りになってしまったということであるということ、ぜひご理解をいただきたいということではありませう。

(小野寺議長) 瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) もう1つ。その件でありませうが、25日の運営協議会の時に、このすべてはできていたのじゃありませんか。それを今日でなければ、資料提供できなかったというのではありませうか。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 本日の資料につきましては、国保運営協議会でご協議いただいた資料とはまた別の作り方を、一部させていただいております。資料のグラフであったり、財政見通し、そういった資産の見方とか、そういったものをもっとわかりやすい資料にしたほうがいいんじゃないかということで、今回、改めて国保運営協議会の資料をちょっと加工した、或いは

ちょっと作り直した部分がありましたので、資料提供が遅れたこととお詫び申し上げます。  
(小野寺議長) 他にございませんか。19番、阿部加代子議員。  
(阿部加代子議員) 他市で国保税の引き上げを検討されているところは、情報ありますでしょうか。  
(小野寺議長) 菅野健康増進課長。  
(菅野健康増進課長) 今、私、近隣の市町村、それからいろいろ情報をする段階では、県内では見直しを行う予定というところは聞いてございません。  
以上でございます。  
(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の国民健康保険税の税率改正については、以上とさせていただきます。  
説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について  
(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、観光施設等民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について、説明していただきます。当局から説明をお願いします。  
菊地商工観光部長。  
(菊地商工観光部長) 観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について、案がまとまりましたのでご説明をさせていただきます。担当課長の方からご説明申し上げます。  
(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。  
(佐々木商業観光課長) では、観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について(案)ということで、ご説明を申し上げます。  
1、対象となる観光施設等。(1)奥州市温泉保養施設ひめかゆ、(2)国民宿舎サンホテル衣川荘。  
2、譲渡物件の取扱い。(1)譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、次に掲げる対応を市が行った後に、民間移譲に係る各種手続を行う。  
ア、現状において活用困難な施設は、譲渡物件から除外し、解体する。  
イ、各種法令上(建築基準法、労働基準法、消防法、食品衛生法等)の不具合は、譲渡前に解消する。  
ウ、現に設置されている設備で、使用不能なもの又は老朽化により著しくその機能が低下しているもので、市が認めるものは、譲渡前に解消する改修する。  
(2)、(1)の対応については、譲渡物件の引き渡し後においても、市が行うことができるものとする。  
3、譲受者への支援。(1)施設等改修の支援。継続した施設運営を求めることに鑑み、施設等の引渡し後に譲受者が行う改修工事に対し、次の支援を行う。  
ア 改修工事に要する経費のうち市が必要と認めるものに対し、補助金を交付する。  
イ 補助対象とする改修工事は、施設及び設備の改修で、補助金交付契約締結日から原則1年以内に完了したものとする。  
ウ 補助金の額は、改修費用実績の2分の1以内の額とし、5,000万円を上限とする。  
エ 補助金の申請は、譲渡物件引き渡しの日から2カ月以内に行うものとする。  
(2)、経営安定化への支援。譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、その間の安定経営に鑑み、年間500万円を補助金として交付する。  
(3)、(1)及び(2)については、別途、譲受者と「補助金交付契約」を締結し、運用する。  
4、その他。1に掲げる観光施設等以外については、この方針を準用するものとする。  
以上でございます。  
(小野寺議長) ただ今説明ありました点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。  
1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。譲渡物件の取扱いのところの(1)で、現状において活用困難な施設という部分で、これ、建物を解体した場合は除外して、解体するということですけども。その場合の土地の部分がどうなるのかということと、それから、この(1)の部分で、この(1)の対応が引渡し後においてもできるとした場合と、その場合は、土地だけは譲受者のもので、解体工事のみを市が行うということではないのか、確認いたします。

それから、この条件の中で、この活用困難な施設と、それから使用不能なものという部分の表記の違いについて、内容をお尋ねいたします。

それから、最後に今回のこの方針というのは、対象となる物件が二つ記載されておりますけれども、今後、こういった民間移譲に関するものに関して、今回の方針が適用になるのか、また別の方針が出てくるのかという部分もお尋ねいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 3点ご質問いただきました。まず1点目の土地でございます。解体するまでというか、実際は解体した後は、その土地は無償譲渡するという考え方であります。ただ、解体するまでの間と解体に期間がかかるとかということになれば、その土地については、譲受けが終わった後、その土地を除いて、他のものについては譲り受けしますが、それは、解体した後に譲り受けの形をとるというか、手続になるかと思っております。

それから、活用困難な施設と、それから、ウの現に設備されている設備で使用不能なものの違いという部分でございますか、まず、ある一定活用困難な施設というのは、施設全体のことを申しているところでございます。施設全体が、もうこの建物は、まず活用できないねという形のものという捉え方でございますし、ウに関しましては、活用できる施設であるんだけど、それを活用するためには、この設備が使用不能であり、困難であるよねっていう考え方でございます。

それから、今後の方針といたしましては、その他の中で、観光施設等以外は、この方針を準用するというような形でお示ししているところでございますが、これにつきましては、まず基本的には、今回については、ひめかゆ、衣川荘を対象にした場合につきましてはこれでございますけれども、今後、他の施設につきましても、まず譲渡物件の取扱いとしては、今の営業継続をお願いしているという観光施設であれば、その営業が可能なような形で、設備をまず整えてあげると。そういったことはまずやると。活用不要なものは直してあげるといふことの考え方で進めるといふことでございます。

それから、譲受者への支援につきましては、施設の改修、それらは一定程度見てあげなきゃいけないよね、それから運営の経営安定のための支援を行わなきゃいけないよねっていうことは考えていますが、ただ、あくまで準用するということですので、その建物の規模とか、いろんな形のものがあると思いますので、それについては改めて、施設によっては変えていく部分が出てくるということも考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野です。今の部長の話で、解体後の跡地の部分を無償譲渡って聞いたんですが、そこをまず先に確認させてください。

この資料の譲渡物件の取扱いの(1)のウに、設備の改修は、譲渡前に改修し、次は(2)の(1)の対応で、引き渡し後でも市が改修できるとしたと。要は、これはどういう想定をされているものか、ちょっとイメージがつかないんですね。要は、引き渡し前に、市はきちっと改修してやるんだよと。もし引渡し後に、またやるっていうのはどういうことかと。いや、この読み方、このそのものの読み方を、例えば、実際にちょっと実例を挙げてもらうとわかりやすいと思いますので、そこはちょっとご説明をいただきたいなというふうに思っております。

それと、具体的な行政の支援が今回表示されました。これもちょっとイメージが湧かないんですね。結局、譲渡前に改修、修繕をまず全部やったよと。ところがそのあとに、2分の1で5,000万円を上限にして補助するよと。私、ちょっとこれを読むと、無償で譲渡した後に、まだどっかその不都合か何があって改修する時でも、5,000万円を上限に補助金を出すよというふうに読める。まあ、読んでしまったんですけど。

それと、経営安定支援。今のコロナの時代ですからこういう表現するとそうかなと思うんですけど、民間移譲ですよ、無償でね。いろいろな移譲の仕方はあるんでしょうけど、改修して、その修繕をした後に、引き渡ししてから5,000万円を上限の2分の1を補助しますよ。そして、それは1年限りということだと思うんですけどね。1年限りという限定なんですけど、いずれ引渡しを受けて1年間はいただけると。その後、5年間は毎年500万円。これ何も条件ないわけですよ。譲渡を受ければ1年間、毎年500万円、5年間2,500万円もらえるよ。これが本当に、失礼な言い方なんですけど、無償の民間譲渡というルールに入るのかどうか、ちょっと理解できないんです。それはあくまでも、小沢市政のね、これは政策だと。俺の責任でこれは政策だと、これをやらないと駄目だということであればなんですけど、どうもそうすると民間移譲という表現、適切なのかどうかっていうのは、ちょっと自分の中で整理できなかったもので、それが一つ。わかりやすくご説明いただけたらと。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) たった数日でこの内容を決めたのではなく、衣川荘のプロポーザル、不調になってからの時間、結構ありますね。ほぼ3日と空けずに、担当課の方とこのことを作るまでに話をしてきたということでもあります。

まず一つの考え方として、この内容の冒頭に書いているとおり、今回は、宿泊付きの観光施設は、ひめかゆと衣川荘があるので、ほぼ施設の規模も同じぐらいだということから考えたときに、ひめかゆは自ら頑張っていて、増資もしてお金もあるから、ひめかゆは手伝わなくていいけれども、衣川荘はいっぱい話にはならんだろうということを思って、これは、両施設に対して同じ基準でもって対応できるような形にしていかなければならないということの一つを考えました。

これは、プロポーザルが不調になった時に市としての方針を決めたいということ、この場でお話しているところの一つの協議した、検討した案であるということでもあります。

そして、まず、指定管理であれ直営であれ、本来、5年間をお願いするということに、消防法の違反がある、或いは不具合があって使えないというふうなものがあるとすれば、これは、5年間そのところもあなたが直してやってくれというわけにはいかないということなので、現状、機能すべき部分が機能しない設備については直しますよっていうことです。新しいものを付けるということではありません。

で、質問の一つ目。物件引渡し後においても市が行うっていうのは、つまりは、今回、できればこの後にご説明申し上げますけれども、追加で補正を組んで、まずはひめかゆの方に対応したいと思っております。その際に、入札をかけてやった際に、工業者が決まって、工事を始めるわけでありまして、どうしたってでき上がるのが4月30日しか駄目だっていうふうなこともあり得るということでもあります。その際に、ひめかゆとのやりとりの中では、3月28日を引き渡しの期限としましょうということ、様々決めていくわけでありまして、そうすると、うちの方では市として発注はもうすでにしているのだけれども、完成時点が引き渡し後になった、或いは引き渡し後になる可能性があったにしても、我々がこれは直すといった部分のところは、これはうちの方でお支払いをしますよという意味としてご理解をいただければと思います。後からここを足してと言われたからやるっていう話ではないってことです。

例えば、何箇所かの部分は、もう確定します。ポイラーを直すとか、何を直すとか、源泉がどうだということ、これは全部確定して、そこは本来きちっと機能させなければならぬよなと。グレードアップするとかって意味じゃないですよ。本来、そういうものはきちっとしていなければならぬよなと決めて、そして、それは客観的に見て、当然営業継続させるのであれば、そこは、不具合は解消しておかなければならぬよなという部分については、これは市の責任で対応しますよと。3月の引き渡し日前までに終わってれば問題ないんですけど、万が一契約しても、完成が引き渡し後になってしまったものであっても、契約時点にさかのぼって、そこは我々でお支払いしますよっていうことを言っているということ。ご理解いただけますか。4月になってから、引き渡してからあれもこれもっていうのは、受けるって話では全然ないですから。グレードアップに関わる部分も一切しません。これは不

具合があるところを直すってだけの話です。

もう一つです。これはひめかゆというよりも衣川荘の部分に関してのところなんですけれども、現状、今、雨漏りしていないんですよ。或いは雨漏りをする可能性が極めて高いというのが衣川荘のスレート屋根です。あと、外壁のベランダが錆びてあって、今は落ちてないけれども、おそらく営業する上においては、近々これは壊れてしまいそうだなってものがたくさんあるということを指摘されました。でも、それはただであげるんだから、あんた勝ち手に直せって話をしたら、いろいろあって、これは議会からもご指摘いただいたんだけど、当初のプロポーザルと違う要求を受けるのはいかなものかっていうこともありましたので、引き渡し契約が、建物の引き渡し契約が成立して2か月以内に、半々、ここを直せ、あそこを直せってところがあるとすれば、そこはちゃんと言ってくださいと。そして、それに対して我々が認めたものに対しては、上限5,000万円、2分の1補助しますっていうことです。これは、ある意味でグレードアップ改修ということになるのかもしれませんが。しかし、これは機能としては、不具合があってというよりもグレードアップに関わる。このところは、実は衣川荘の部分のうまくいくかいかないかっていうところの最も大きなポイントでした。前回のプロポーザルの中において。

最後の部分です。経営支援ということで、500万円掛ける5年だと2,500万円ですか。これはちょっとなっているふうな部分でありますけれども、現実には、ひめかゆにしる、衣川荘にしる、毎年1,000万円から2,000万円の赤字を垂れ流している状況です。ですから、壊れたものを従前どおり直しただけでは、おそらく赤字はそのまま続くということになります。ですから、その意味では、5年間持たせてもらうための補助金は、あってしかるべきではないかと考えました。

では、なぜ500万円かというふうな部分についてお話をさせていただきます。この部分に關しましては、例えばひめかゆ、過去5年間における指定管理料は、毎年平均すると800万円でした。赤字ではなくですよ、市から出た分の800万円。これ丸々ってわけにはいかないからということも含めてでありますし、ひめかゆは毎年ここ数年の分では、1,500から2000万円の赤字を垂れ流していると。指定管理とはまた別な話ですね。というふうな部分の様々な部分を勘案して、500というふうな支援金5年間っていうのを決めたものであります。

一方で、やはり支援していくというふうな部分のところからすると、衣川荘においては、毎年1,500万円から1,700万円ぐらいの補助金を出して、直したりなんだりしてました。5年掛けると8,000万円とかっていう金額なんですけれども。その部分のところを5年間というふうな部分から見たときに、1,000掛ける5年、5,000万円というふうな金額をはじいたということでございます。

もう一度、もう1回だけ言わせてください。基本的に、ただでくれてあげるからって受けたところが、一定の支援がなければ、おそらくもらっても1年、2年で絶対に経営がいかなくなつて、前に進まなくなってしまうということでは困るということです。なぜならば、世界遺産を目の前に抱える衣川荘っていうのは、やはり観光の拠点としては、奥州市には欠くべからざる施設であると。それを何とか民間の力を借りながら、しっかり運営していただくっていうことは、結果的に地域の経済の活性化、或いはその地域のコミュニティの増進というふうなものに寄与できるだろうと。なおかつ、このまま指定管理なり直営をしていけば、5年間ということを見れば、1000万円と500万円、年間にね、掛ける5になるわけですけども、金額総額で言えば四、五千万円と500万円掛ける5ってなると。わかりますか。5,000万円という金額を5で割ってください。だから、5,000万円っていう部分のところを割ると1,000万円ですよ。で、500万円を足すと1,500万円。掛ける5だと7,500万円ということに5年間でなるということをやったわけですよ。もし、言い方が間違ったら訂正をしますけれども。年間で1,500万円以上の単費からの補助は、ここ数年ずっと続けているんですよ。なおかつ、これは経済的合理性で、ちょっとこの話の論議には合わないかもしれませんが、万が一それ以上出すことができないということで建物を解体撤去しようとした時に、衣川荘は、2号館、3号館を除きでありますけど、約3億5,000万円の解体費用がかかるであろうと見込まれていると。ひめかゆも土地、面積はともかくとして、建物の量とすればそれほど変わりませんから、おそらく2から3億円

程度のお金がかかるんだろうと。これは、土地、建物を全部先方にお渡しするわけでありますから、その分は市としての責任は逃れることができるということになります。

ちょっと筋が違ったので、その話は、ご意見が分かれるところであろうかと思えますけれども、いずれ衣川荘は、そういう意味では平泉世界遺産を背景とした極めて奥州市にとっては極めて重要な場所として今後とも成長させていただきたい、成長して欲しいと思っている場所です。

一方、カヌーの全国大会が開かれるひめかゆの近くの胆沢ダム、この部分については、ダムへのお客様だけでも毎年7万人の方が来られる。そして、世界的にも非常に有望なカヌーのスラローム競技場でもある、温泉も良いと言われている部分からすれば、まだまだここを発展させていけるだけのポテンシャル、潜在能力は、当然ひめかゆ温泉にはある。

どちらも合併前の施設ではあるけれども、これを民間の力をお借りしながら、さらに活性化させていくことによって、奥州市のPR、或いは奥州市に人を呼び込むための拠点、或いはそういうふうなコアな施設として発展させる可能性があると考えたときに、民間の力をお借りしながら5年間継続していくということになったときに、市が直営なり、指定管理なりで5年間お渡しする分相応の金額を支援しながら、ぜひ頑張って5年にかかわらずずっと長くやってください。そういうふうなことができる力を持つ相手に、経営を託したいと考えたところでございます。

金額がどうであるかというふうな部分は、それぞれ今日お集まりの議員さん方にとっては、いろいろな価値観があるでしょうから、何とも、これは私の説得力があるかないかではなく、価値があるわけですから、これ以上は金額については申し上げられませんが、今のような基準として5年間続けていくということを考えてときに、当然、市が単費を持って支払わなければならない5年分がそれぞれ7,500万円、これが我々としては上限ではないかというふうに判断をし、こういうふうな枠組みというかスキームを考えてみたということでございますので、ぜひご検討を賜ればと思います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 最初にご質問ありました解体後の土地を相手に譲るという部分でございますが、事例を申し上げてというお話でございました。私も想定していたのは、衣川荘でございます。衣川荘の本館の方に接続している2号館、3号館の渡り廊下等でございます。そこを解体した時、その土地をやらないとなれば、当然、ホテルとしては、ホテルのロビーの真ん前のところでございますので、そこを市が草刈をしたり何かして管理するっていうのではなくて、一体のものとしてよりよい環境を作った中で運営していただきたいということですので、そういった近くにある関連施設は、市の方で解体するとしても、その後の土地については、管理をそちらに任せるという形で、今回の建物、土地の無償譲渡に合わせた形での譲渡という形での考え方にいるということでございます。

以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 深入りしました。私、一般質問しており、通告しておりますからあれなんです、基本的な部分です。要は、今回の部分は、衣川荘であり、ひめかゆなんです、特に取り壊し後の跡地については、無償譲渡するっていうこの方針は、これだけ特出しで決めるべきではないのかな、決めないで、もう少し市の統一した考え方として持った方がいいんじゃないかと思うんです。たまたま立地条件的に空き地になって、行政で草刈りをするのが大変だから、そいつをけるよっていう、そういう乱暴な発想はね。じゃなくて、私は、跡地は、私は売るなら売っていいと思うんです。市は金をかけて解体するわけですから、そこはここで論破するつもりはありませんので、やっぱり市が取り壊しするのであれば、そうは当然、これは売ると。売るのはなんぼで売るのがわかりませんが、私も無償とかあり得ないというふうに思っていますので、それを、この部分だけじゃなくて、そういう考え方がもしあるとすれば、これから進めるであろう、これだけじゃないですね、学校の校舎だって解体するその跡地も、とりあえずただけるよって話なのかどうかっていう、全体に影響する基本的な話ですから、こ

こきちんと庁内といいますが、部内できちっと議論していただきたいと思いますが、その辺の考えを聞いております。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) いろんな場面があると思いますので、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(小野寺議長) 及川副市長。

(及川副市長) 方針案は、前回、廣野議員からマイナス入札でもよかったのではないかとのご指摘をいただきましたので、かなりそういう思想が入っております。

以上でございます。

(小野寺議長) 他に何人ほど。ここで、午後3時25分まで休憩いたします。

再開いたします。引き続き、この件について質問。18番、加藤清議員。

(加藤清議員) 18番、加藤です。先ほどの説明いただいた件、衣川荘の件でありますけれども、私は、大変英断を持って判断をされたのだろうなというふうに思って評価をするところでありますが、12番議員さんの質問に対して、検討するというところで部長が答弁をされたようですが、あそこの2号館、3号館の譲渡を受けた方が活用されるっていうことであれば、それはそのとおりだろうと思いますが、活用しないので解体をして欲しいということで解体をされた時に、その底地の部分を譲渡された方が買っていただけるっていうことに、私はならないのではないのかなと。基本は無償譲渡ということで進めているわけありますから、あそこの用地は、非常に渡り廊下の部分と変形した細い用地に現状はなっているんです。ですから、無償譲渡をするということであれば、その方向で判断をし、譲渡を受けた方が、市が多額な財政支援をするわけありますから、民間の方の利用の方向性に委ねるといふふうに判断をされるべきではないのかなというふうに思われますけれども、ご所見をお伺いいたします。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) ご意見ありがとうございます。それも含めて検討させていただきたいと思っております。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。市長が先ほどご説明になられたことはわかります。でも、手順として、なぜこういうふうになったのかっていうことを、ぜひ説明お願いしたいというふうに思います。

奥州市としては、平成29年の7月ですかね、民間経営手法活用の市場調査というものを行われました。それを受けて、平成31年の4月に民間施設の活用方針を出されています。その時には、令和2年の4月1日には民間移譲したいということでしたが、それには間に合わなくて、さらに伸びるということになったわけです。

で、プロポーザル。業者を、交渉するところの企業さんを決められたわけですが、9月29日に交渉を終了したと。第1位のところだけで交渉されていて、第2位のところで、本来は、プロポーザルであれば第2位のところでも交渉すべきだったわけですが、そこはしなかったと。で、交渉を打ち切ったと。そのプロポーザルを行う時には、無償譲渡ということが公募の条件になっていたと。で、議会に対しても無償で譲渡するということのご説明があったわけですが、交渉の段階でいろいろ条件を出されたようでもありますけれども、今回、ご説明いただいたような改修をするとか、補助金を出すとかというような経緯になったと思います。

平成29年の7月から行われてきた市場調査、その後の活用方針の出し方、そしてプロポーザルの在り方、そして今回のこういう説明。方針が、系列立てていっても、なんか全然その一貫性がないといいますが、なんでこんなふうになるのかなって不思議でなりません。市民にどう説明する、私達聞かれた時にどう説明すればいいのかと。市民の代表である議会も、今後補正予算とか判断を求められるわけですが、何のための市場調査だったのか。何のための活用方針だったのか、プロポーザルだったのか。もう少し丁寧な説明をいただけないでしょうか。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) これまでの経緯でございます。平成29年度から実施した市場調査、これにつきましては、当時は、この建物は価値があるのではないかと、この土地に価値があるのではないかとということで、どのぐらいの価値があるのかというような形での調査を行っていたものだと思っております。そして、その中でどのぐらいの価格で売ればいいのか、価値があるのだからという形で、その調査をしたと考えております。

そして、平成31年度の民間施設活用方針におきましては、いずれ、これらの施設については、観光施設、宿泊施設、2つあります。衣川荘とひめかゆ。これについては、市内における本当に少ない観光宿泊施設なので、これについては永続するのだと、民間移譲はするけども、続けていくのだと。ですから、続けていくために市では、これ以上のお金は出せないで続けていくために、民間移譲という手法をとって永続活用ということでのご説明を市民にさせていただいたところでございます。

それから、同じ意味で、今後になるかと思いますが、前沢温泉、国見平温泉、黒滝温泉につきましては、まずは、永続はするんだけど、まだ民間譲渡ではなくて、指定管理という形で継続できないかという手法を取ろうということで、これにつきましては前沢温泉のみが指定管理の手が拳がったので、そこをお願いしているというところでございます。

そして、スキー場につきましては、今後の対応をまず検討すると、民間譲渡はそういう話ではないだろうと。この永続について検討していくという形の三つの形の方針を立てたものでございます。

そしてその後、実は一昨年度になると思いますが、昨年度、どこに決めるのっていったときに、ひめかゆについては、(株)ひめかゆさんをお願いするという、相手先は決定したという形で伺っているところでございますし、それから、衣川荘については、市民への説明が足りないということもあり、それらの説明をさせていただいた上で、プロポーザルを開始するという形で、4月からプロポーザルをやったわけでございます。

ただ、実態としてです。私の感じなんですけども、結果として、民間が求めている永続性、会社として成り立つか、営業として成り立つかといった部分と、私たちが考えていた無償でやるのであれば、これは全部引き受けてくれるだろうと、市から手持ちを出すことはないだろうというところに、大きな乖離があったと考えています。ただ、その乖離の原因としては、言い訳めいて申しわけございませんけども、コロナの影響は非常に大きなものがありました。4月の譲渡を定めるときにも、銀行さんの話、いろいろ話したんですが、やはりコロナの関係でいろんな宿泊施設、旅館等が売りに出るという形が出てきたのは確かでございます。そういった今の民間の状況と、私達が考えた状況の乖離が大きかったということで、非常にご迷惑をおかけしました。

そして、9月29日の交渉終了ということでございましたけども、これにつきましても、議会との相談なしにして、市の方で何かしてあげるといことは、それできないだろうということで交渉させていただき、今回の説明と相成ったわけでございます。

今回は、市がやること、それから相手方に行くことをすべて記載した中で、募集を行いたいと思いますので、そういった形で、何とか市で持っている大事な観光施設の二つの施設を存続させていくという覚悟を持って、何とかお願いしたいということでございます。

これがなくなるとすれば、当然、解体費用等の話も、先ほど市長が申し上げたとおりかかるものでございます。これがなくなって何もなくなるか、それともどこかに永続してやっていただくことが市民にとって非常に有益ではないかと、地域の活力を無くさないようにという思いで今回、このような形でご提案させた経緯でございます。

よろしくお願いたします。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) そうしますと、今回この譲受者への支援に関する方針(案)となっておりますけれども、この案をもって、もう一度またプロポーザルにかけるといことになるのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

それから、衣川荘につきまして、固定資産税とかはどのようなふうに考えられているのかお伺

いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) この方針案が決定したときには、これに基づいた形でのプロポーザルの案を作成したいということで考えております。

それから、衣川荘の固定資産税についてですが、固定資産税、実はあそこの衣川荘の建物の中に、平泉町分と奥州市分がちょうど真ん中でこう分かれた形なんですけども、奥州市分の固定資産税については、当然、企業の方から固定資産税を市の方に納めていただくという形になります。

以上です。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。今後のプロポーザルに至るそのスケジュールにつきまして、確定段階におきまして、議会の方にも報告をいただきたいというふうに思いますし、公募要領もしっかりと示していただきたいというふうに思います。

それから、固定資産税に関してですけども、ここはどのぐらいになるかちょっとわからないんですけども、例えば、固定資産税を免除するというような方法もあるのではないかと。直接お金を出すということではなくて、固定資産税の減免等も含めながら支援するというのもあるのではないかと思いますけれども、その辺の検討なされたのかお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 要領を示して欲しいということでございますが、募集用につきましては、いずれこの方針が良しとうちの方で判断できましたなら、早急に議会の方にお見せして、早い時期にプロポーザルを実施できるような形で進めて参りたいと考えているところでございます。

それから、固定資産税の免除ということのお話がありましたが、固定資産税につきましては、当然市民の方々、どの方も納めているものでございます。そういったものとは違って、今回は、運営の補助という形でものをやって、固定資産税のものというふうな捉え方ではなくて、あくまで運営補助という形で定額を補助するという形のもので考えさせていただきました。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。12番、廣野富男です。

(廣野富男議員) 今の、ごめんなさい、言葉尻をとるわけじゃないですが、今部長は、今回は、運営に対する補助だと、運営補助をするという言い方をしました。確かこれまでの補助については、運営補助から事業補助に変わったはずですが。それをまた運営補助に戻すということなんですか。ちょっとそこだけ確認して終わります。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) これにつきましては、経営継続をお願いしているといった中での補助金契約を結んで、それを補助するという考えでございます。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針については、以上とさせていただきます。

ひめかゆ温泉施設等の移譲について

(小野寺議長) 続きまして、のひめかゆ温泉施設等の移譲について、当局から説明をお願いいたします。菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) それでは、先ほどの支援の方針に基づいた形で、ひめかゆ温泉施設等の移譲についてということで、今般の議会に付したいということで考えている部分がございますので、そのことについてご説明を申し上げます。担当課長からご説明させます。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木商業観光課長) それでは、ひめかゆ温泉施設等の移譲について、ご説明を申し上げます。では、資料に沿いまして読み上げて説明をいたします。

ひめかゆ温泉施設等の移譲について。

1、奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の廃止について。これは議決をお願いしたい事項でございます。奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設を譲渡するため、次に掲げる施設を令和3年3月28日で廃止します。廃止のための関連条例の整備に関する条例案を提案するものです。

対象となる施設でございます。奥州市温泉保養施設ひめかゆ、こちらは、ひめかゆ本館、ひめかゆほっと館、ゆうゆうプラザひめかゆで構成しております。奥州市農村ふれあいセンター、ひめかゆグルメハウス、ひめかゆハーブの家、フラワーガーデンひめかゆ、交流促進センターやけいし館、以上の施設でございます。

2、奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理期間の変更について。これも議決を頂戴したいものでございます。譲渡相手方である株式会社ひめかゆは、現在、本施設の指定管理者となっているため、次のように指定管理期間を変更します。なお、指定管理期間の変更は、議決事項となることから、議会提案するものです。奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理期間の変更。現行は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。これを变更后、令和2年4月1日から令和3年3月28日までとするものでございます。

ここで補足いたします。31日を28日に3日早めるわけでございますが、この部分につきましては、4月1日の営業開始となりますと、ひめかゆさんもかなり準備の部分があるということもありますので、3日早めて準備をしっかりと、4月1日にはもうひめかゆさんの経営で、新しい新生温泉ひめかゆということでオープンさせたいという強い思いがあるということで、準備期間を設けるために少し早めたということがございます。

3、適正な対価のない財産の譲渡について。これも議決をお願いする事項でございます。温泉保養施設ひめかゆ関連施設の財産を株式会社ひめかゆに譲渡します。この際の譲渡価格については、財産価値、譲渡条件の設定、市財政負担の軽減等の観点から、無償とします。適正な対価のない財産の譲渡に該当することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会提案するものです。奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設に係る財産、これは土地、建物、温泉、物品等の一切を株式会社ひめかゆに無償で譲渡します。

4、適正な対価のない財産の貸付について。これも議決をいただきたい事項です。譲渡にかかる財産のうち、温泉保養施設ひめかゆが所在する土地については、土地の測量作業及び登記が完了していないなどの課題があることから、登記が完了するまでの期間において、無償での貸し付け(使用貸借)を行います。また、交流促進センターやけいし館が所在する土地については、市が公益上必要とする土地と不可分の土地利用となっていることから、無償での貸付(使用貸借)を行います。適正な対価のない財産の貸付に該当することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会提案するものです。

奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設にかかる財産(土地)を株式会社ひめかゆに無償で貸し付けます。貸付期間は、次のとおりとします。温泉保養施設ひめかゆが所在する土地に係る貸付期間が裏面に参ります。令和3年3月29日から令和4年3月31日までとする。ただし、譲渡する条件が整った場合は、譲渡する日の前日までとする。交流促進センターやけいし館が所在する土地に係る貸付期間、令和3年3月29日から令和8年3月31日までとする。

5、譲渡に係る予算措置。これも議決を頂戴したい部分です。(1)譲渡前に市が実施する修繕等にかかる予算措置。観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について(案)に基づき、譲渡前に市が修繕を行うものです。12月補正予算に1,329万5,000円。これは、非常用照明器具等の修繕と自動火災報知設備受信機の集約が上げられております。これは、法令としてすぐにもやらなきゃいけない部分というふうに判断したものでございます。12月補正、これは追加をお願いしたいものでございます。3,400万8,000円。内容は、調理場エアコン更新、厨房給湯管配管替え、蒸気ボイラー更新、源泉タンク更新、源泉タンクライニング修繕、ろ過装置交換、温泉ボイラー更新、露天風呂熱交換器更新、FF式暖房機排気筒延長、第一源泉ポンプ棟改修。それから次の2項目は、今週の23日に故障が発生し

たものでございます。第一源泉ポンプ更新、第一源泉ケーブル更新です。

(2)土地の測量及び登記に係る予算措置。市が行う土地に係る測量及び登記に係る費用です。12月補正予算、これは追加でお願いしたいものでございます。132万1,000円、これは測量委託料としまして建物の表題登記に関連するものです。令和3年度予算、こちらには408万1,000円、調査測量委託料。これは、土地の登記に関連するものでございます。

(3)譲受者支援に係る予算措置。観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について(案)に基づき、支援のための補助金を交付するものです。令和3年度予算に5,000万円、これは債務負担行為が必要かと考えております。施設等改修に対する補助金5,000万円。令和3年度から令和7年度予算2,500万円。これも債務負担行為を設定したいと考えております。経営安定化に対する補助金2,500万円。これは各年度で500万円ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

(小野寺議長) ただいま説明いただきました点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 1ページ目の4の適正な対価のない財産の貸付けについてってところなんですけれども、土地の測量及び登記が完了していないという課題があるようなんですけれども、この点についてもう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

それから2ページ目の5、譲渡にかかる予算措置のところなんですけど、12月補正予算の方に関連するところで、譲渡前に市が修繕を行うものというところなんですけれども、非常用照明器具等修繕、自動火災報知設備受信機集約ってありますけれども、これ、付いてないと法令違反なんですよね。法令違反のところにお客様を呼んで入れているというようなことがあってはならないというふうに思いますので、専決でもやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 佐々木商業観光課長。

(佐々木商業観光課長) ではお答えをいたします。1点目の貸付を予定している土地でございますが、ひめかゆがある土地といえますのは、実は国土調査が入っていない土地でございます。なので、国土調査の結果がないということで、その部分のいわゆる土地の測量ですとか、隣地の方との境界の確定とかというところが、作業として時間がかかると、この部分が残っているということで、この作業が終了し次第、譲渡に切り替えるということで考えるものでございます。それから2点目の市が修繕すべきものの項目でございますが、確かに非常用照明器具、それから自動火災報知設備、いろいろ毎年必ず点検を、定期的な点検をしております、そこで指摘を受けている事項がございます。

で、基本的には、その場で指摘を受けたところには、例えば器具の交換ですとか、配線替えはしておりますが、実はそういう照明器具等については、使用する期限、推奨する期限というものがございます。現在付いているんですけども、期限的には、実は、例えば5年で本当は交換した方がいいよって推奨された期間がございます。これまでは、市もなかなかお金がないということもあって、とりあえず法令的には、現在ついているので、点検上は丸になるんですけども、今回、譲渡に当たりまして、やはりそのような古い器具につきましても、全部修繕をして、譲渡の前に綺麗にしたいというところで、全部の器具、耐用期限がもう切れているような器具についても、しっかり直して引き渡すための工事をしたいということで計上するものでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

無いようでございますので、ひめかゆ温泉施設等の移譲については、以上とさせていただきます。説明者、退席のため暫時休憩いたします。

報告事項 (以下略)

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和2年11月27日（金）

本会議終了後

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについて
- ② 奥州市公共施設等総合管理計画・個別施設計画の概要（素案）について
- ③ 国民健康保険税の税率改正について
- ④ 観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について
- ⑤ ひめかゆ温泉施設等の移譲について

(2) 報告事項

- ① 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会(11/18)
- ② 岩手県競馬組合議会定例会(11/20)

報告者：阿部加代子 議員

報告者：中西秀俊 議員

4 そ の 他

5 閉 会

## 江刺ターミナルプラザ指定管理の見直しについて

### 1 見直しの目的

#### (1) 江刺ターミナルプラザに観光物産振興機能を付加して活性化

江刺バスセンター及びイベント広場で構成される江刺ターミナルプラザは、これまで主としてバスターミナル機能を果たすため、岩手県交通株式会社（以下「県交通」と表記）を指定管理者としてきたが、第3次奥州市バス交通計画により、江刺地域の交通結節点としてさらに効果的な活用を検討してきたところである。

同時に、奥州市公共施設等総合管理計画、財政健全化の取組から、効率的な管理の視点も併せて検討の結果、本施設に観光物産振興機能を加えて複合施設とすることで、交流人口の拡大、施設利用者及びバス利用者の増加を図り、まちの活力創出を目指すものである。

#### (2) 江刺観光物産センターの廃止による施設管理費の縮減

現在、江刺観光物産センターは、奥州市観光物産協会（以下「協会」と表記）が市から施設管理を受託し、協会江刺支所機能も担っている。施設は、旧江刺市が平成12年に東北電力株式会社から不用となった事務所を取得したもので、既に建物や設備に老朽化をきたし、継続使用には大規模改修が必要である。今回の見直しで、同センターが担う機能を江刺ターミナルプラザへ移転することにより、現状を損なわずに施設統合が可能となる。移転後は、同センターを廃止することで、今後見込まれていた維持管理経費の一部が縮減できる。

### 2 見直し経過

- |          |                                                                                                                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年10月 | 平成31年度以降の指定管理者募集手続において、指定管理者である県交通から人手不足により、継続困難との申し出あり。                                                                              |
| 11月      | 市長協議により、施設の在り方も含めた総合的な見直しをする方針を決定。                                                                                                    |
| 12月      | 条件見直しにより、県交通が指定管理業務の受託を内諾。ただし、バス交通計画策定による在り方検討のため、指定期間は1年とする。                                                                         |
| 平成31年4月  | 平成31年度（令和元年度）限りの指定管理協定書締結                                                                                                             |
| 令和元年5月   | 協会による江刺ターミナルプラザ活用について、商工観光部商業観光課と内部協議。同課から前向きな回答あるも、協会の意向（当時は江刺観光物産センターでの事業継続）が異なるため、協議に時間を要する旨の回答を受ける。両課の共通認識として、令和3年度中に見直し着手を目処とする。 |
| 10月      | 県交通に対し、指定管理の見直しが進行中であることを説明し、令和2年度1年間の指定管理継続について協力を要請。                                                                                |
| 令和2年3月   | 令和2年度限りの指定管理協定書締結                                                                                                                     |
| 8月       | 商業観光課から、「協会の江刺ターミナルプラザへ移転について、話をすすめてほしい」との回答があり、当室を含めて三者による事務協議を開始。                                                                   |
| 9月24日    | 協会から江刺ターミナルプラザへの移転について内諾を得る。                                                                                                          |
| 10月14日   | 市長協議にて、江刺ターミナルプラザの指定管理者見直し、江刺観光物産センター廃止方針を決定。                                                                                         |
| 10月23日   | 市の方針内容について、協会へ説明し、了承を得る。                                                                                                              |

11月4日 市の方針内容について、県交通へ説明し、了承を得る。(県交通から令和3年度以降の県交通業務の取扱いについて相談があり、協議中)

### 3 見直しに伴う変更等

(1) 江刺ターミナルプラザ条例の一部改正

施設の設置目的として次の趣旨を加える。

ア 市内の観光・物産振興の推進

イ 市民と観光客等を含めた交流人口の拡大によりまちの活力の創出、バス利用者の増加に寄与

(2) 江刺観光物産センター条例の廃止

老朽化が著しく、現状では公の施設としての用途に耐えない。商工観光部商業観光課にて活用を希望する部署等がないかを確認の上で、取り壊しの方向で検討中。

(3) 指定管理者の見直し

改正後の条例の規定による目的を果たすため、協会への指定管理を前提に協議している。見直し後もバスターミナル機能が中心となることから、指定管理の所管課は当室とし、協会との観光物産振興事業等の連携については商業観光課が進めるものとする。

### 4 今後の進め方

スケジュールは概ね次のとおり。

- 令和2年12月
- ・市議会定例会に江刺ターミナルプラザ条例一部改正等条例案（観光物産センター廃止を含む）を提出予定
  - ・指定管理者選定委員会（条例改正議決後）
  - ・指定管理者申請書類提出（1月上旬まで）
- 1月 市議会全員協議会
- 2月 市議会定例会に指定管理者指定議案を提出予定
- 3月 指定管理者と基本協定締結
- 4月 業務開始

# 奥州市公共施設等総合管理計画 個別施設計画(素案)の概要 ＜公共建築物編・ダイジェスト版＞

奥州市財務部行政経営室  
(令和2年11月27日現在)

【注意】 この資料は、上記表示日現在での素案であり、今後、市民の意見を踏まえながら、必要な修正をしてまいります。

# 第1 はじめに

## 1 個別施設計画策定の背景と趣旨

- ① 公共施設の将来課題として、  
 ◇人口減少等に伴う需要の変化への対応  
 ◇修繕費用や建替え費用の集中的な増大

この解決のため



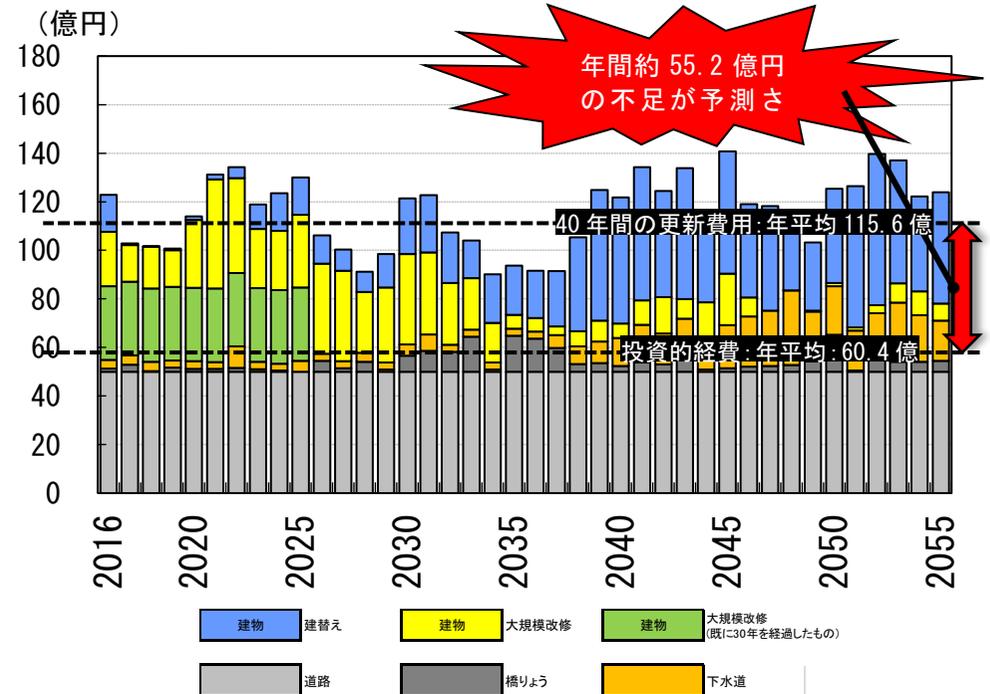
- ② 長期的視点による負担軽減・平準化を図るとともに、各種施設を総合的かつ計画的に管理することを目的として、「奥州市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定

- ③ この管理計画の具現化を図るため、令和3年3月までに「個別施設計画」を策定する予定。(計画期間：2021～2055年度)  
 ⇒この個別計画をもって、各施設の継続、廃止、統合等の将来方針を示すとともに、将来費用の推計の基礎とするもの。  
 ④ 今般、公共建築物分の分野ごとの個別計画の素案がまとまったことから、市民意見を得るため、その概要を公表するもの。

## 2 総合管理計画の概略

- (1) 市の施設は築30年越えが49.6%。約半数が老朽化している現状。  
 (2) すべての施設を単純に更新すると、年平均で115.6億円の費用となる試算。過去の投資的経費の平均60.4億円と比較し、年間で約55.2億円が不足するとの予測。  
 (3) すべての施設維持は困難であり、真に必要とされるサービスの維持・向上を図るため、全庁的・長期的に次の取組みを行う。

- 基本方針 ① 供給量の適正化（統廃合や複合化の推進）  
 ② 既存施設等の有効活用（計画的な修繕等）  
 ③ 効率的な管理運営（管理システム構築等）



## 第2 個別施設計画の策定状況等

### 1 計画の策定単位

個別計画は、次の中分類ごとに策定する予定です。

| 大分類          | 中分類        | 大分類        | 中分類         |
|--------------|------------|------------|-------------|
| 1 学校教育系施設    | 1 小中学校     | 9 行政関連施設   | 20 消防屯所     |
|              | 2 学校給食センター |            | 21 消防施設     |
|              | 3 教員住宅     |            | 22 倉庫       |
| 2 コミュニティ関連施設 | 4 集会施設     | 10 公営住宅    | 23 公営住宅     |
| 3 社会教育系施設    | 5 図書館      | 11 公園施設    | 24 公園施設     |
|              | 6 博物館      | 12 歴史的建造物  | 25 歴史的建造物   |
|              | 7 ホール施設    |            | 26 史跡附属施設   |
| 4 スポーツ施設     | 8 スポーツ施設   | 13 インフラ資産  | 27 道路       |
| 5 産業系施設      | 9 産業系施設    |            | 28 橋りょう     |
|              |            |            | 10 観光系施設    |
|              | 11 農林系施設   |            | 30 下水道施設    |
|              | 12 勤労者福祉施設 |            | 31 農業集落排水施設 |
| 6 子育て支援施設    | 13 幼保・こども園 |            | 32 市営浄化槽施設  |
|              | 14 幼児・児童施設 |            | 33 排水機場     |
| 7 保健・福祉施設    | 15 保健施設    |            | 34 その他      |
|              | 16 福祉施設    |            | 14 その他      |
| 8 医療系施設      | 17 医療施設    |            |             |
|              | 18 医師公舎    | 37 バスターミナル |             |
| 9 行政関連施設     | 19 庁舎等     | 38 普通財産    |             |

### 2 本資料の対象外とする分類

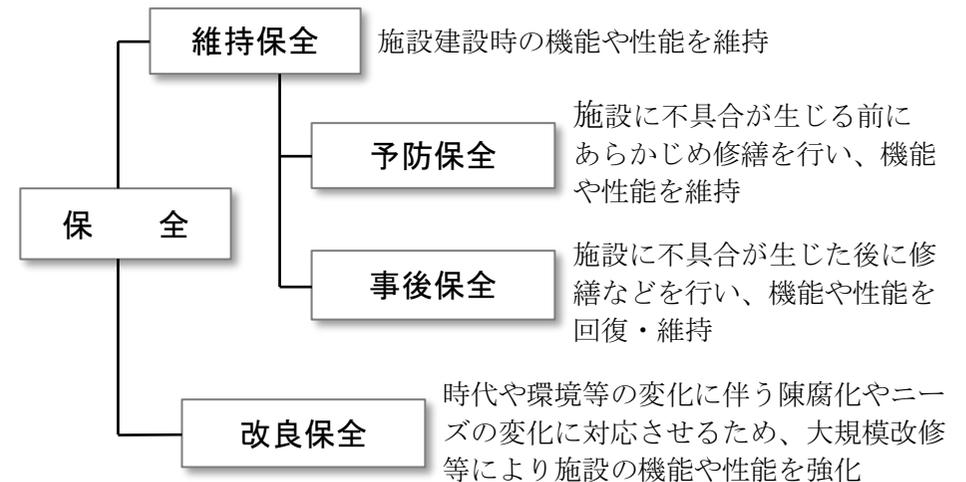
本資料では、インフラ資産は対象外としています。

また、施設再編計画や整備計画を現在策定中の学校教育系施設や医療系施設なども、掲載を省略しています。

## 第3 施設の長寿命化に向けた取組み

### 1 長期活用するための保全の取組み

施設を長期活用するため、予防保全への転換を図り、また、必要な改良保全を実施していきます。



### 2 使用目標年数の設定

右の表のとおり施設の「目標使用年数」を設定し、長寿命化を図る目安とします。

| 構造     | 法定耐用年数 | 目標使用年数 |
|--------|--------|--------|
| 木造     | 22年    | 50年    |
| 鉄骨造    | 34年    | 65年    |
| R C造   | 47年    | 80年    |
| S R C造 | 47年    | 80年    |

### 3 将来費用推計の前提

個別計画に基づく将来費用の推計に当たっては、一定の条件をもって、上記保全の取組みを反映させます。

## 第4 個別施設の対応方針

### 1 コミュニティ関連施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 対象施設（建物）                                     | 対応方針                                                  | R 3以後の存続見込み          |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|------|------|------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                              |                                                       | 5年後                  | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区センター（30か所）は、いずれも地域の拠点施設として維持・継続します。ただし、体育館部分は、利用状況を考慮しつつ、将来的な機能集約を見越して最低限の維持とします。</li> <li>民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。</li> <li>地元が管理している施設は、財産処分制限期間を過ぎたものから民間移譲を進めます。</li> <li>後藤伯記念公民館は、日本初の公民館として昭和16年に建築されました。耐用年数を大幅に過ぎていますが、登録有形文化財として適切な予防保全を行い、施設の長寿命化に努めます。</li> <li>上記以外の施設については、個々の状況に応じて個別に判断することとします。</li> </ul> | 各地区センター(体育館部分を除く。)                           | 長寿命化を図るとともに施設更新を行います。ただし、更新時には、地域人口に見合った規模への縮小を検討します。 | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 各地区センターのうち体育館部分                              | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。                           | ★                    | ★    | ★    | ★    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地区センター分館                                     | 地元への移譲を進めます。                                          | 地元との協議が整い次第、用途廃止します。 |      |      |      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 江刺生涯学習センター                                   | 予防保全に努めるなど適切な維持管理を行います。                               | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 江刺総合コミュニティセンター                               | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                            | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 江刺農業活性化センター                                  | 施設の使用、管理を主体的に行う団体等への移譲を進めます。                          | ◎                    | ◎    | ○    | ○    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | トレーニング農場セミナーハウス                              | 役割を終えたことから施設を廃止します。                                   | ●                    | ●    | ●    | ●    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 後藤伯記念公民館                                     | 予防保全に努めるなど適切な維持管理を行います。                               | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 水沢地域交流館アスピア、俳句の庵、衣川セミナーハウス、六日町ポケットパーク市民ギャラリー | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。                           | ★                    | ★    | ★    | ★    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対応方針の基本的な考え方 | 対象施設（建物）                                                              | 対応方針         | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|-------|-------|-------|
|              |                                                                       |              | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
|              | 白鳥地区防災センター、小黒石自然体験交流館、しもやなぎ交流館、上笹森交流館、水の郷未来館、新里地区振興会館、瀬原交流館、稲瀬はつらつ交流館 | 地元への移譲を進めます。 |              |       |       |       |

## 2 社会教育系施設

### (1) 図書館

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                            | 対象施設（建物）     | 対応方針                                           | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|
|                                                                                                                         |              |                                                | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館は、将来的に、水沢と江刺の2か所に集約します。</li> <li>その他の図書館は、将来的に、近隣の他施設へ施設機能を移転させます。</li> </ul> | 水沢図書館、江刺図書館  | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                     | ◎            | ◎     | ◎     | ◎     |
|                                                                                                                         | 前沢図書館、胆沢図書館、 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設機能を他の建物へ移転させます。 | ★            | ★     | ◇     | ◇     |
|                                                                                                                         | 衣川セミナーハウス図書室 |                                                | ★            | ★     | ★     | ◇     |

### (2) 博物館

| 対応方針の基本的な考え方                                                             | 対象施設（建物）                  | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------|-------|-------|-------|
|                                                                          |                           |                            | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>奥州市として特色のある施設は、継続させます。</li> </ul> | 牛の博物館、埋蔵文化財調査センター、奥州宇宙遊学館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎     | ◎     | ◎     |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                         | 対象施設（建物）               | 対応方針                                           | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                      |                        |                                                | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>先人記念館（3か所）は、新たに建設する施設（名称未定）に統合します。</li> <li>その他の施設は、別の施設に機能を統合します。</li> </ul> | 高野長英記念館、後藤新平記念館、斎藤實記念館 | 新たに整備する施設に機能を統合することとし、それまでの間は最低限の維持を行います。      | ◎            | ◎    | ◎    | △    |
|                                                                                                                      | 統合後の新施設（名称未定）          |                                                | —            | —    | —    | ◎    |
|                                                                                                                      | 武家住宅資料館（資料センター）        | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。                    | ★            | ★    | ★    | ★    |
|                                                                                                                      | 消防記念館                  | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設機能を他の建物へ移転させます。 | ★            | ◇    | ◇    | ◇    |
|                                                                                                                      | 菊田一夫記念館、衣川歴史ふれあい館      | 施設機能を他の建物へ移転させたうえで、廃止します。                      | ◇            | ◇    | ◇    | ◇    |

### （3）ホール施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                                                                                                                                       | 対象施設（建物）                              | 対応方針                                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                                                                                                                                    |                                       |                                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ホール施設は、奥州市文化会館をメイン施設に、その他をサブ施設に位置付け、大規模な芸術鑑賞イベントなどは、原則としてメイン施設でのみ開催する運用とします。</li> <li>サブ施設は市民活動の発表の場等として活用していきますが、老朽化の状況を見ながら、将来的にメイン施設への機能集約又は近隣他施設（庁舎ホール、地区センターなど）への機能移転を図ります。</li> </ul> | 奥州市文化会館                               | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                                                                                                    | 江刺体育文化会館<br>前沢ふれあいセンター、<br>胆沢文化創造センター | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設の機能を奥州市文化会館または地域の他の建物に集約します。 | ★            | ★    | △    | △    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

### 3 スポーツ施設

#### (1) 陸上競技場

| 対応方針の基本的な考え方                                                                  | 対象施設（建物）                      | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                               |                               |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少の進行にあわせ、前沢と胆沢に機能を集約します。</li> </ul> | 前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド、胆沢陸上競技場 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                               | 水沢公園陸上競技場                     | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |
|                                                                               | 江刺中央運動公園陸上競技場                 | 最低限の維持を行い、施設が使用できる間は存続させます。                 | ★            | ★    | ★    | ★    |

#### (2) 多目的運動広場、グラウンド

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                      | 対象施設（建物）                                                            | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                   |                                                                     |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>旧東水沢中学校及び前沢スポーツセンターは、当該敷地を別に活用することを前提として廃止し、その他の施設は、原則として維持します。</li> </ul> | ふれあいの丘公園多目的運動広場、江刺カルチャパーク多目的広場、胆沢川桜つつみ広場多目的広場、前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                   | 旧東水沢中学校運動場、前沢スポーツセンターグラウンド                                          | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |

#### (3) パークゴルフ場

| 対応方針の基本的な考え方                                                           | 対象施設（建物）                                   | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                        |                                            |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として現状のとおり施設を維持します。</li> </ul> | 各パークゴルフ場（ふれあいの丘公園、胆沢川桜つつみ広場、前沢いきいきスポーツランド） | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

#### (4) テニスコート

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                             | 対象施設（建物）                                                    | 対応方針                                                            | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                          |                                                             |                                                                 | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>前沢グリーンアリーナは、当該敷地を別に活用することを前提として廃止し、その他の施設は、原則として維持します。</li> </ul> | 水沢公園テニスコート、江刺カルチャパークテニスコート、前沢いきいきスポーツランドテニスコート、胆沢農村広場テニスコート | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                                      | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                          | 前沢グリーンアリーナテニスコート                                            | 敷地の活用策が別に決まり次第、機能を前沢いきいきスポーツランドテニスコートに集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | △    | △    | △    |

#### (5) 野球場

| 対応方針の基本的な考え方                                                                         | 対象施設（建物）                           | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                      |                                    |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少の進行にあわせ、江刺（中央）、前沢、胆沢に機能を集約します。</li> </ul> | 江刺中央運動公園野球場、前沢いきいきスポーツランド野球場、胆沢野球場 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                      | 水沢公園野球場                            | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ◎    | ◎    | ●    |
|                                                                                      | 根岸公園野球場、衣川野球場                      | 近隣同類施設の改修に合わせ施設を廃止します。                      | ◎            | △    | △    | △    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (6) 体育館

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                                                        | 対象施設（建物）                                    | 対応方針                                                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                                                     |                                             |                                                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少の進行にあわせ、市内6か所程度に集約します。</li> <li>奥州市総合体育館（Zアリーナ）については、プロスポーツによる活用などを視野に入れ、民間による運営（建物譲渡）を目指します。</li> </ul> | 水沢体育館、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢B&G海洋センター体育館、胆沢総合体育館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。水沢体育館は水沢武道館を、前沢B&G海洋センター体育館は前沢グリーンアリーナの機能を集約します。  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                                     | 奥州市総合体育館                                    | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。また、民間による運営とするための民間移譲を進めます。                        | ◎            | ◎    | ◎    | ○    |
|                                                                                                                                                     | 旧東水沢中学校体育館、前沢スポーツセンター体育館                    | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。前沢グリーンアリーナの機能は前沢B&G海洋センターに集約します。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |
|                                                                                                                                                     | 前沢グリーンアリーナ                                  |                                                                             | ◎            | △    | △    | △    |
|                                                                                                                                                     | 衣川社会体育館                                     | 近隣同類施設の改修に合わせ、他の体育館へ集約します。                                                  | ◎            | ◎    | △    | △    |

## (7) 武道館、弓道場、柔剣道場

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                                          | 対象施設（建物）     | 対応方針                                      | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                                       |              |                                           | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>弓道場については、水沢弓道場に機能集約を図ります。</li> <li>武道館・柔剣道場については、江刺武道館のみ残し、その他の施設は別の体育館への機能移転を図ります。</li> </ul> | 水沢弓道場        | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                                       | 水沢武道館        | 水沢体育館の改修に合わせ機能を集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。  | ◎            | △    | △    | △    |
|                                                                                                                                       | 根岸弓道場、衣川柔剣道場 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。               | ★            | ★    | ★    | ★    |
|                                                                                                                                       | 江刺武道館        | 近隣同類施設の改修に合わせ機能を集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ◎    | △    | △    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (8) 相撲場

| 対応方針の基本的な考え方                                                           | 対象施設（建物）  | 対応方針                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                        |           |                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として現状のとおり施設を維持します。</li> </ul> | 水沢公園相撲場   | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                        | 胆沢農村広場相撲場 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。 | ★            | ★    | ★    | ★    |

## (9) プール

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                | 対象施設（建物）                     | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                             |                              |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の著しい胆沢プールは使用できる間の維持に努め、その他のプールは継続させます。</li> </ul> | 大鐘公園市民プール、前沢 B & G 海洋センタープール | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                             | 胆沢プール                        | 最低限の維持を行い、使用できる間、存続させます。   | ★            | ★    | ★    | ★    |

## 4 産業系施設

### (1) 商業施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                    | 対象施設（建物）  | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                 |           |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理に努めます。</li> </ul> | 前沢ふれあい交流館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (2) 産業振興施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                | 対象施設（建物）                                   | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                             |                                            |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として施設を維持します。ただし、改良保全や建替えをしようとする場合は、ニーズ等を把握のうえ十分な検討をします。</li> </ul> | 鋳物技術交流センター、伝統産業会館、前沢勤労者研修センター、江刺産業技術交流センター | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

## (3) 観光系施設（交流型観光施設）

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                              | 対象施設（建物）                             | 対応方針                         | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                           |                                      |                              | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>行政が担うべき範囲を明確にしたうえで、これに該当する施設については、適切な管理に努めます。これ以外の施設については、民間等への移譲を進めます。</li> </ul> | 奥州湖交流館、えさし郷土文化館、道の駅交流館、えさし藤原の郷レストハウス | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。   | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                           | 黒石寺休憩所（東光庵）、正法寺休憩所（月江庵）              | 民間移譲を進めます。                   | ○            | ○    | ○    | ○    |
|                                                                                                                           | 江刺観光物産センター                           | 施設機能を他の公共施設に移転・統合し、建物は廃止します。 | ◇            | ◇    | ◇    | ◇    |

## (4) 観光系施設（体験型観光施設）

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                         | 対象施設（建物）                    | 対応方針                           | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                      |                             |                                | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>民間運営により効果的なサービスの提供に努めます。施設の改良保全や建替えをしようとする場合は、ニーズ等を把握のうえ十分な検討をします。</li> </ul> | えさし藤原の郷                     | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。     | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                      | 種山高原星座の森、衣川ふるさと自然塾、衣川青少年旅行村 | 必要な点検・補修を行い、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

### (5) 観光系施設（保養型観光施設）

| 対応方針の基本的な考え方                                                                       | 対象施設（建物）                                                                                                                 | 対応方針       | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|-------|-------|-------|
|                                                                                    |                                                                                                                          |            | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>民間による効率的かつ効果的な運営を図るため、民間移譲を進めます。</li> </ul> | 前沢温泉保養交流館、交流促進センターやけいし館、衣川高齢者コミュニティセンター（黒滝温泉）、衣川いきいき交流館（国見平温泉）、ひめかゆ健康の森（ひめかゆスキー場）、国見平スキー場、越路スキー場、温泉保養施設ひめかゆ、国民宿舎サンホテル衣川荘 | 民間移譲を進めます。 | ○            | ○     | ○     | ○     |

### (6) 農林系施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                            | 対象施設（建物）                         | 対応方針       | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------|--------------|-------|-------|-------|
|                                                                                         |                                  |            | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。</li> </ul> | 江刺ふるさと市場、衣川民芸屋敷（んめえがすと）、衣川食材供給施設 | 民間移譲を進めます。 | ○            | ○     | ○     | ○     |
|                                                                                         | 胆沢牧野                             | 施設を継続させます。 | ◎            | ◎     | ◎     | ◎     |

### (7) 勤労者福祉施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                             | 対象施設（建物）                    | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |       |       |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------|-------|-------|-------|
|                                                                                          |                             |                            | 5 年後         | 15 年後 | 25 年後 | 35 年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>設置目的、利用実態等を踏まえ、一定の役割を終えた施設については、廃止します。</li> </ul> | 水沢勤労者体育館                    | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎     | ◎     | ◎     |
|                                                                                          | 奥州市勤労青少年ホーム、江刺サテライト、胆沢サテライト | 役割を終えたことから施設を廃止します。        | ●            | ●     | ●     | ●     |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## 5 子育て支援施設

### (1) 幼保・こども園

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                  | 対象施設（建物）                     | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み                  |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------|-------------------------------|------|------|------|
|                                                                                                               |                              |                            | 5年後                           | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>児童数の減少、生活の広域化、共働き世帯の増加、幼保のバランスなど社会情勢等を十分に踏まえ、施設の再編・統合を進めます。</li> </ul> | 〔認定こども園〕 稲瀬わかば園、あゆみ園、前沢北こども園 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎                             | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                               | いずみ保育園、前沢保育所                 |                            |                               |      |      |      |
|                                                                                                               | 田原保育所                        | 必要最低限の点検・補修を行い施設を維持します。    | ◎                             | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                               | 江刺南保育所                       | 入所需要が減っているため廃止します。         | 協議が整い次第、他施設での受入れを進め、建物は廃止します。 |      |      |      |
|                                                                                                               | 佐倉河幼稚園、羽田幼稚園、岩谷堂幼稚園          | 入園需要の減少や施設の老朽化のため廃止します。    |                               |      |      |      |
|                                                                                                               | 小山東幼稚園、南都田幼稚園、若柳幼稚園、衣里幼稚園    | 入園需要が減っているため廃止します。         | 協議が整い次第、認定こども園に統合し、建物は廃止します。  |      |      |      |
|                                                                                                               | みなみ保育園                       | 周辺への民間施設の開園の状況に応じて廃止します。   | 民間施設の開園状況に応じて廃止します。           |      |      |      |
|                                                                                                               | 玉里保育所、梁川保育所、広瀬保育所            | 施設の統合を進めます。                | 協議が整い次第、認定こども園に統合し、建物は廃止します。  |      |      |      |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (2) 幼児・児童施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                            | 対象施設（建物）                                                      | 対応方針                                              | R3以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|------|------|------|
|                                                                                                         |                                                               |                                                   | 5年後        | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として施設サービスを継続します。なお、専用施設にはこだわらず、小学校の余裕教室などの活用を検討します。</li> </ul> | 各放課後児童クラブ（水沢、みなみ、ときわ、佐倉河、真城、姉体、羽田、黒石、岩谷堂、江刺愛宕、前沢、古城、胆沢笹森、南都田） | 必要最低限の維持を行うとともに、小学校の余裕教室の活用を検討します。                | ◇          | ◇    | ◇    | ◇    |
|                                                                                                         | 奥州市子育て総合支援センター                                                | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                        | ◎          | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                         | 前沢子育て支援センター、幼児教室ひまわり（あすか南会館）                                  | 現在利用している建物については必要最低限の維持を行い、老朽化後は他の遊休建物への移転を検討します。 | ◇          | ◇    | ◇    | ◇    |

## 6 保健・福祉施設

### (1) 保健施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                    | 対象施設（建物）                                    | 対応方針                                              | R3以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|------|------|------|
|                                                                                                                 |                                             |                                                   | 5年後        | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣施設の活用が見込める水沢保健センターについては、機能移転のうえ廃止することとし、その他の施設は、原則として維持します。</li> </ul> | 江刺保健センター、前沢健康管理総合センター、健康増進プラザ悠悠館、衣川保健福祉センター | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                        | ◎          | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                                 | 水沢保健センター                                    | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。その後は施設の機能を他の建物へ移転させます。 | ★          | ★    | ◇    | ◇    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (2) 福祉施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                        | 対象施設（建物）                                                         | 対応方針                         | R 3以後の存続見込み            |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|------|------|------|
|                                                                                                     |                                                                  |                              | 5年後                    | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>民間主体による管理運営が望ましい施設については民間移譲を進め、その他の施設は原則として維持します。</li> </ul> | まえさわ介護センター                                                       | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。   | ◎                      | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                                     | 前沢いきいきハウス、衣川生活支援ハウス                                              | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。  | ★                      | ★    | ★    | ★    |
|                                                                                                     | 水沢高齢者創作館、江刺高齢者生産活動センター、大岳高齢者生きがいセンター、高齢者総合福祉施設ぬくもりの家、グループホームこすもす | 施設の使用、管理を主体的に行う団体等への移譲を進めます。 | 関係団体との協議が整い次第、用途廃止します。 |      |      |      |

## 7 行政関連施設

### (1) 庁舎等

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                                                | 対象施設（建物）                            | 対応方針                     | R 3以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------------|------|------|------|
|                                                                                                                             |                                     |                          | 5年後         | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、総合支所庁舎ともに、原則として維持します。</li> <li>総合支所庁舎については、他の施設機能の受入れ（複合化）についても検討します。</li> </ul> | 奥州市役所本庁、江刺総合支所、前沢総合支所、胆沢総合支所、衣川総合支所 | 長寿命化を図り、継続的な施設の利用を維持します。 | ◎           | ◎    | ◎    | ◎    |

### (2) 消防屯所

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                      | 対象施設（建物）     | 対応方針                                    | R 3以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|-------------|------|------|------|
|                                                                                                   |              |                                         | 5年後         | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数を踏まえ、適宜更新します。</li> <li>人口動態等を踏まえ、適正配置に努めます。</li> </ul> | 各消防屯所（全143棟） | 人口分布等に応じた適正な配置に努め、長寿命化とともに必要な施設更新を進めます。 | ◎           | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## 8 歴史的建造物

### (1) 歴史的建造物

| 対応方針の基本的な考え方                                                                                  | 対象施設（建物）                                                                | 対応方針                                | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                               |                                                                         |                                     | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な維持に努めます。特にも、国県指定の重要文化財については、計画的な修繕を進めます。</li> </ul> | (国) 旧高橋家住宅、(県) 旧後藤正治郎家住宅                                                | 国又は県指定の文化財であることから、大規模修繕を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                               | (国) 高野長英旧宅・古稀庵、(国) 旧後藤家住宅、(県) 後藤新平旧宅、(県) 旧岩谷堂共立病院、(市) 旧内田家住宅、(市) 旧安倍家住宅 | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。                | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

### (2) 史跡付属施設

| 対応方針の基本的な考え方                                                  | 対象施設（建物）                                                                                                                | 対応方針                 | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|------|------|------|
|                                                               |                                                                                                                         |                      | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な維持に努めます。</li> </ul> | 留守城下歴史回廊（便所、駐車場）、館山公園（休憩所、便所、展望台、二清院）、豊田館跡（休憩所、便所）、益澤院跡（保管庫、休憩所、便所）、五位塚トイレ、智福毘沙門公園（便所）、白鳥館遺跡（便所）、長者ヶ原廃寺跡（便所）、室の樹屋敷跡（東屋） | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## 9 その他

### (1) 公衆便所

| 対応方針の基本的な考え方                                                                           | 対象施設（建物）                                                                               | 対応方針                     | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                        |                                                                                        |                          | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣施設や店舗の状況など利用実態等を踏まえながら施設の統廃合を図ります。</li> </ul> | 陸中折居駅公衆便所、古戸公衆トイレ、達者の里公園公衆トイレ                                                          | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。     | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
|                                                                                        | めがね橋さわやかトイレ（長光寺）、瀬原公衆トイレ、一首坂トイレ及び交流館、水沢江刺駅さわやかトイレ、大沢沼さわやかトイレ、前沢タウンプラザ公衆トイレ、胆沢農村広場公衆トイレ | 施設の老朽化、利用実態の状況に応じて廃止します。 | ★            | ★    | ★    | ★    |

老朽化により使用に耐えられなくなった場合、順次廃止します。

### (2) 交流通路

| 対応方針の基本的な考え方                                                    | 対象施設（建物）  | 対応方針                 | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|----------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                 |           |                      | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理に努めます。</li> </ul> | 前沢駅東西交流通路 | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

### (3) バスターミナル

| 対応方針の基本的な考え方                                                    | 対象施設（建物）  | 対応方針                                     | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                 |           |                                          | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理に努めます。</li> </ul> | 江刺バスターミナル | 長寿命化や交流機能の強化などの複合化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続、◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## 第5 施設面積、更新費用等の将来推計

### 1 施設面積の将来推計

対応方針に基づき供給量の適正化を図った結果、35年後の施設面積は、次表のとおり、138,347㎡、割合にして30.2%減少する見込みです。

| 施設の使用用途 (大分類)    | 延べ床面積 (㎡)  |             | 増減面積 (㎡) | 増減率 (%) |
|------------------|------------|-------------|----------|---------|
|                  | 2020年 (R2) | 2055年 (R37) |          |         |
| 1 学校教育系施設        | 198,282    | 138,491     | ▲ 59,791 | ▲ 30.2  |
| 2 コミュニティ関連施設     | 49,330     | 42,481      | ▲ 6,849  | ▲ 13.9  |
| 3 社会教育系施設        | 38,955     | 24,090      | ▲ 14,865 | ▲ 38.2  |
| 4 スポーツ施設         | 55,392     | 34,203      | ▲ 21,190 | ▲ 38.3  |
| 5 産業系施設          | 35,258     | 15,438      | ▲ 19,821 | ▲ 56.2  |
| 6 子育て支援施設        | 18,918     | 11,872      | ▲ 7,045  | ▲ 37.2  |
| 7 保健・福祉施設        | 13,636     | 5,557       | ▲ 8,079  | ▲ 59.2  |
| 9 行政関連施設         | 44,099     | 43,816      | ▲ 282    | ▲ 0.6   |
| 12 歴史的建造物        | 3,691      | 3,324       | ▲ 367    | ▲ 9.9   |
| 14 その他 (普通財産を除く) | 1,238      | 1,180       | ▲ 58     | ▲ 4.7   |
| 合計               | 458,797    | 320,451     | ▲138,347 | ▲ 30.2  |

### 2 更新費用等の将来推計

将来費用を推計した結果、公共建築物 (企業会計に属するもの等を除く。) の施設コストは、年平均で30.3億円の見込みです。

| 項目                               |         |   | 金額               |
|----------------------------------|---------|---|------------------|
| 35年間の施設コスト                       | 事後保全    | A | 173.7 億円         |
|                                  | 予防保全    | B | 395.6 億円         |
|                                  | 改良保全    | C | 345.3 億円         |
|                                  | 建替え     | D | 238.9 億円         |
|                                  | 計 (A~D) | E | 1,153.6 億円       |
| 年平均の施設コスト (E/35年)                |         |   | F <b>33.0 億円</b> |
| (参考) 総合管理計画における公共建築物に係る年平均の施設コスト |         |   | 51.5 億円          |

### 3 推計のまとめ

総合管理計画では、公共建築物分の施設コストとして年平均51.5億円を見込んでおりましたが、個別計画の方針に基づく推計結果は、33.0億円となり、約18.5億円の費用圧縮となりました。

しかしながら、投資可能見込額 (投資的経費の過去実績60.4億円のうち公共建築物の割合分) 29.4億円と比較すると、なお3.6億円の不足となる状況となっています。

## 第6 今後の策定の進め方

### 1 市民周知と意見募集

本資料は、市のホームページと市民説明会（12月17日～23日、市内5か所で開催）において配付し、市民意見を募集します。（令和3年1月5日まで）

### 2 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、右の表のとおりです。

### 3 計画策定後の管理運営に当たって

施設の管理運営のあり方については、本計画による長期的視点とは別に、財政健全化の短期的視点をもって、今後もなお検討を進める予定です。

| 時 期      | 内 容                       |
|----------|---------------------------|
| 令和2年12月中 | 本資料の周知及び意見募集              |
| 令和3年1月5日 | 市民意見募集の締め切り               |
| 令和3年1月中  | 市民意見を分野ごとの個施設計画素案に反映      |
|          | 意見反映後の素案に基づき、庁内で全体調整作業    |
|          | 調整結果を踏まえ個別施設計画案を作成        |
| " 2月初旬   | 計画案について行政経営改革推進委員会からの意見聴取 |
|          | 計画案について奥州市議会への説明及び意見聴取    |
|          | 計画案の公表及びパブリックコメントの実施      |
| " 3月初旬   | パブリックコメントの取りまとめ           |
| " 3月中旬   | 計画案へパブリックコメントを反映させ最終案を作成  |
| " 3月下旬   | 最終案に基づき庁内決定・公表            |

## 第7 おわりに

公共施設を良好な状態で維持し、次世代に引き継ぐことは、私たちの重要な責務です。その一方で、将来に負担を残すわけにもいきません。

どの施設を残し、どの施設を整理するかは、たいへん難しい問題です。市民とともに考え、その意見を十分に踏まえて、今後、最終的な個別施設計画を策定し、各施設の将来方針を定めてまいります。

「個別施設計画（素案）の概要」の詳細版については、市のホームページをご覧ください。

|                                                                                                                            |                                                                                                            |                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 個別施設計画(素案)<br>の概要に関する資料<br>はこちらから<br> | <b>個別施設計画の素案について、<br/>ご意見をお寄せください</b>                                                                      |                                                                                 |
|                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提出方法</li> <li>■ 締め切り</li> <li>■ FAX番号</li> <li>■ 電子メール</li> </ul> | FAX又は電子メールでご提出ください<br>令和3年1月5日（火）<br>23-5240<br>gyouseikeiei@city.oshu.iwate.jp |
| <b>【担当】奥州市 行政経営室 電話 34-2225（直通）</b>                                                                                        |                                                                                                            |                                                                                 |

# 奥州市公共施設等総合管理計画 個別施設計画(素案)の概要 ＜公共建築物編＞

奥州市財務部行政経営室  
(令和2年11月27日現在)

【注意】 この資料は、上記表示日現在での素案であり、今後、市民の意見を踏まえながら、必要な修正をまいります。

## < 目 次 >

|            |                        |    |
|------------|------------------------|----|
| <b>第 1</b> | <b>はじめに</b>            |    |
| 1          | 本資料作成の趣旨               | 1  |
| 2          | 本資料の対象範囲               |    |
| 3          | 個別施設計画の計画期間            |    |
| 4          | 年度の変換表                 |    |
| <b>第 2</b> | <b>個別施設計画の策定状況等</b>    |    |
| 1          | 公共施設等総合管理計画（本体計画）の概略   | 2  |
| 2          | 個別施設計画の策定単位            | 3  |
| 3          | 本資料の対象外とする分類及び対象外とした理由 | 4  |
| <b>第 3</b> | <b>施設の長寿命化に向けた取組み</b>  |    |
| 1          | 予防保全への転換とその徹底          | 5  |
| 2          | 使用目標年数及び改良保全時期の設定      |    |
| 3          | 維持保全の実施基準              | 6  |
| 4          | 改良保全の実施基準              | 7  |
| 5          | 将来費用の推計に当たっての前提条件      | 8  |
| <b>第 4</b> | <b>個別施設の対応方針</b>       |    |
| 1          | 供給量適正化のための対応           | 10 |
| 2          | 分野別各施設の対応方針            |    |
|            | (1) コミュニティ関連施設         |    |
|            | (2) 社会教育系施設            | 11 |
|            | (3) スポーツ施設             | 13 |
|            | (4) 産業系施設              | 17 |
|            | (5) 子育て支援施設            | 19 |
|            | (6) 保健・福祉施設            | 21 |
|            | (7) 行政関連施設             | 22 |
|            | (8) 歴史的建造物             |    |
|            | (9) その他                | 23 |
| <b>第 5</b> | <b>施設面積、更新費用等の将来推計</b> |    |
| 1          | 施設面積の将来推計              | 25 |
| 2          | 更新費用等の将来推計             |    |
| 3          | 推計のまとめ                 | 26 |
| <b>第 6</b> | <b>今後の策定の進め方等</b>      |    |
| 1          | 本資料の公表及び市民意見の募集方法      | 27 |
| 2          | 今後のスケジュール              |    |
| 3          | 計画策定後の管理運営に当たって        |    |
| <b>第 7</b> | <b>おわりに</b>            | 28 |

# 第1 はじめに

## 1 本資料作成の趣旨

市が保有する各種の公共施設等については、将来的に、人口減少や少子高齢化に伴う需要の変化が見込まれるとともに、施設維持のための修繕費用や建替え費用の集中的な増大が懸念されます。

市では、これらの課題を解決するため、長期的な視点により、将来の財政負担の軽減又は平準化を図り、各種の公共施設等を総合かつ計画的に管理するための「奥州市公共施設等総合管理計画」（以下、「本体計画」）を平成29年3月に策定しました。

そして、この本体計画を具現化するため、施設分類ごとに、複数の「個別施設計画」を令和3年3月までに策定し、これらの計画により、施設個別の継続、統合、廃止等の将来方針、その方針に基づく将来費用の推計結果などを明らかにすることとしており、現在その作業を進めています。

この「個別施設計画(素案)の概要」は、素案段階ではあるものの、施設分類別の将来方針等を集約した資料であり、広く市民等からの意見を得ることを目的に作成したものです。

## 2 本資料の対象範囲

本体計画で対象とする公共施設等は、「公共建築物」と「インフラ資産」に大別されますが、本資料では、このうち公共建築物を対象としています。

## 3 個別施設計画の計画期間

本体計画では、2016年度（平成28年度）から2055年度（令和37年度）までの40年間の将来費用の試算を行い、この状況を踏まえて、基本方針を定めました。

これを踏まえ、公共建築物に係る個別施設計画の計画期間は、この試算した期間と整合を図ることとし、特段の事情がない限り、策定年度の翌年度である2021年度（令和3年度）から2055年度（令和37年度）までの35年間の計画期間としています。

## 4 年度の変換表

計画期間における西暦・和暦の変換表です。本資料を読む際の参考としてください。

| 期   | 年目 | 西暦   | 和暦  |
|-----|----|------|-----|
| 第1期 |    | 2016 | 平28 |
|     |    | 2017 | 平29 |
|     |    | 2018 | 平30 |
|     |    | 2019 | 令元  |
|     |    | 2020 | 令2  |
|     | 1  | 2021 | 令3  |
|     | 2  | 2022 | 令4  |
|     | 3  | 2023 | 令5  |
|     | 4  | 2024 | 令6  |
|     | 5  | 2025 | 令7  |

| 期   | 年目 | 西暦   | 和暦  |
|-----|----|------|-----|
| 第2期 | 6  | 2026 | 令8  |
|     | 7  | 2027 | 令9  |
|     | 8  | 2028 | 令10 |
|     | 9  | 2029 | 令11 |
|     | 10 | 2030 | 令12 |
|     | 11 | 2031 | 令13 |
|     | 12 | 2032 | 令14 |
|     | 13 | 2033 | 令15 |
|     | 14 | 2034 | 令16 |
|     | 15 | 2035 | 令17 |

| 期   | 年目 | 西暦   | 和暦  |
|-----|----|------|-----|
| 第3期 | 16 | 2036 | 令18 |
|     | 17 | 2037 | 令19 |
|     | 18 | 2038 | 令20 |
|     | 19 | 2039 | 令21 |
|     | 20 | 2040 | 令22 |
|     | 21 | 2041 | 令23 |
|     | 22 | 2042 | 令24 |
|     | 23 | 2043 | 令25 |
|     | 24 | 2044 | 令26 |
|     | 25 | 2045 | 令27 |

| 期   | 年目 | 西暦   | 和暦  |
|-----|----|------|-----|
| 第4期 | 26 | 2046 | 令28 |
|     | 27 | 2047 | 令29 |
|     | 28 | 2048 | 令30 |
|     | 29 | 2049 | 令31 |
|     | 30 | 2050 | 令32 |
|     | 31 | 2051 | 令33 |
|     | 32 | 2052 | 令34 |
|     | 33 | 2053 | 令35 |
|     | 34 | 2054 | 令36 |
|     | 35 | 2055 | 令37 |

## 第2 個別施設計画の策定状況等

### 1 公共施設等総合管理計画（本体計画）の概略

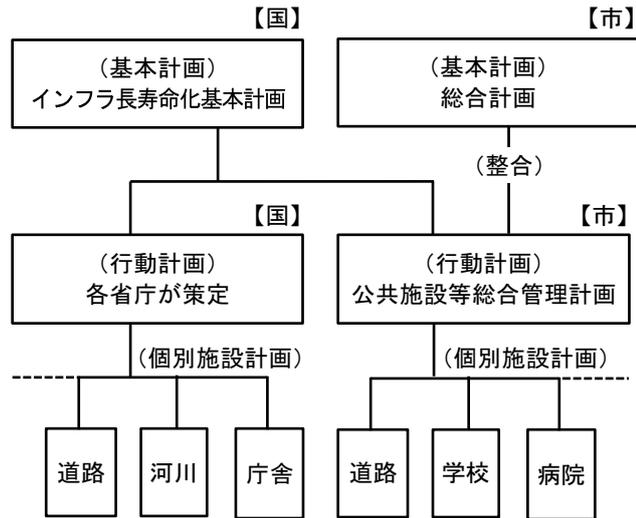
分類別の各個別計画の基礎となった本体計画の概略は、次のとおりとなっています。

#### 本体計画（平成30年3月一部改訂版）の概略

##### 1 計画の位置づけ

- (1) 本体計画は、国が策定する「インフラ長寿命化基本計画」の下、各省庁のほか地方公共団体が国の指針に基づき策定する「行動計画」に該当するもの。
- (2) また、同計画は、市の総合計画とも整合を図るものであること。
- (3) さらに、同計画の下に、施設分類別の個別施設計画を位置づけること。

図1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

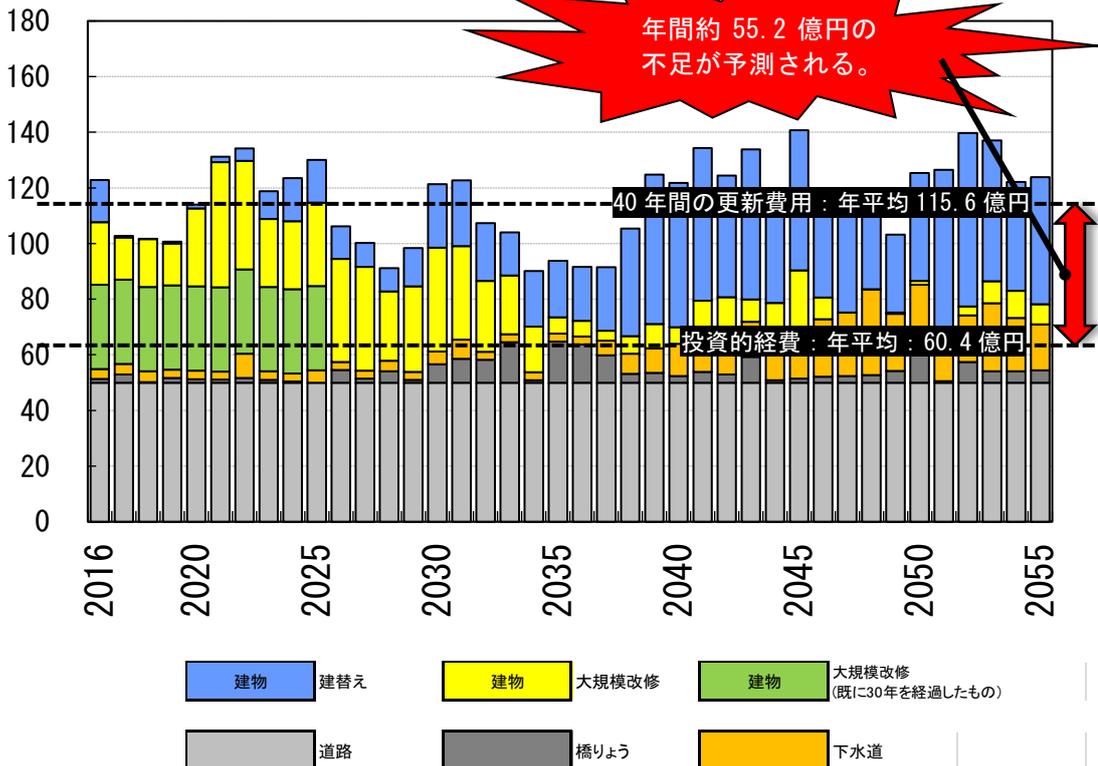


##### 2 施設老朽化の状況

市の公共建築物のうち、建築後30年以上経過したものは約49.6%（面積ベース）で、約半数が老朽化しているといえる現状であること。

##### 3 将来費用の試算（一定の条件に基づく推計）

（億円）



試算結果として、将来更新費用の年平均は115.6億円となったこと。直近5年間の投資的経費の年平均は60.4億円であり、これと比較すれば年間55.2億円の財源不足が見込まれ、すべての施設を更新することは困難だと予測されること。

#### 4 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

全庁的かつ長期的な視点にたつて、真に必要とされる行政サービスの維持及び向上を目指し、次の3つの取組みを推進すること。

##### (1) 供給量の適正化

人口動向や財政状況を踏まえた公共施設等の統廃合や複合化及び維持継続する施設等の長寿命化を進め、総量（延床面積又は延長等）を縮減する。

##### (2) 既存施設等の有効活用

今後も継続を要する公共施設等について、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえた計画的な修繕等を行い、品質の保持や機能の改善に努める。

##### (3) 効率的な管理・運営

管理システムの構築や全庁的な推進体制を確立し、情報の共有と一元管理を行い、また、PFIや指定管理者制度などPPPの手法を用い、民間活力の導入を推進する。

## 2 個別施設計画の策定単位

個別施設計画は、施設の中分類ごとに策定しています。ただし、同一の中分類であっても所管課が異なる等の理由により分割して策定している場合があります。

| 大分類          | 中分類        | 大分類       | 中分類        |             |
|--------------|------------|-----------|------------|-------------|
| 1 学校教育系施設    | 1 小中学校     | 9 行政関連施設  | 20 消防屯所    |             |
|              | 2 学校給食センター |           | 21 消防施設    |             |
|              | 3 教員住宅     |           | 22 倉庫      |             |
| 2 コミュニティ関連施設 | 4 集会施設     | 10 公営住宅   | 23 公営住宅    |             |
| 3 社会教育系施設    | 5 図書館      | 11 公園施設   | 24 公園施設    |             |
|              | 6 博物館      | 12 歴史的建造物 | 25 歴史的建造物  |             |
|              | 7 ホール施設    |           | 26 史跡附属施設  |             |
| 4 スポーツ施設     | 8 スポーツ施設   | 13 インフラ資産 | 27 道路      |             |
| 5 産業系施設      | 9 産業系施設    |           | 28 橋りょう    |             |
|              |            |           | 10 観光系施設   | 29 上水道施設    |
|              |            |           | 11 農林系施設   | 30 下水道施設    |
|              |            |           | 12 勤労者福祉施設 | 31 農業集落排水施設 |
| 6 子育て支援施設    | 13 幼保・こども園 |           | 32 市営浄化槽施設 |             |
|              | 14 幼児・児童施設 |           | 33 排水機場    |             |
| 7 保健・福祉施設    | 15 保健施設    |           | 34 その他     |             |
|              | 16 福祉施設    | 14 その他    | 35 公衆便所    |             |
| 8 医療系施設      | 17 医療施設    |           | 36 交流通路    |             |
|              | 18 医師公舎    |           | 37 バスターミナル |             |
| 9 行政関連施設     | 19 庁舎等     |           | 38 普通財産    |             |

### 3 本資料の対象外とする分類及び対象外とした理由

個別施設計画は、原則として全ての施設について策定するものですが、本資料においては、一部の掲載を省略しているものがあります。その対象外とした分類及びその理由は、次の表のとおりです（×印が対象外としたもの）。

| 大分類       | 中分類        | 個別方針の掲載※1 | 将来推計の算入※2 | 対象外とした理由                                                                                                               |
|-----------|------------|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 学校教育系施設 | 1 小中学校     | ×         | ○         | 再編計画を別途策定中のため方針掲載は省略します。                                                                                               |
|           | 2 学校給食センター | ×         | ○         |                                                                                                                        |
|           | 3 教員住宅     | ×         | ○         |                                                                                                                        |
| 8 医療系施設   | 17 医療施設    | ×         | ×         | 医療施設については整備計画を別途策定中のため方針掲載を省略します。<br>医師公舎については市民利用施設ではなく棟数、面積も少ないため方針掲載を省略します。<br>また、いずれも企業会計に属する施設であるため、将来推計からも除外します。 |
|           | 18 医師公舎    | ×         | ×         |                                                                                                                        |
| 9 行政関連施設  | 21 消防施設    | ×         | ○         | 市民利用施設ではなく棟数、面積も少ないため方針掲載は省略します。                                                                                       |
|           | 22 倉庫      | ×         | ○         |                                                                                                                        |
| 10 公営住宅   | 23 公営住宅    | ×         | ×         | 長寿命化計画が別途策定済みであるため方針掲載を省略します。<br>また、維持更新等の費用は住宅使用料で賄われるため、将来推計からも除外します。                                                |
| 11 公園施設   | 24 公園施設    | ×         | ○         | 長寿命化計画が別途策定済みであるため方針掲載は省略します。                                                                                          |
| 13 インフラ施設 | すべて        | ×         | ×         | 本資料では、インフラ施設はすべて対象外としています。                                                                                             |
| 14 その他    | 38 普通財産    | ×         | ×         | 活用処分方針を別途策定中であるため方針掲載は省略します。<br>また、これに該当する建築物は廃止施設が中心であり、更新等の費用は想定されないため、将来推計からも除外します。                                 |

※1…個別方針とは、本資料の第4に掲げている施設ごとの「対応方針」をいいます。

※2…将来推計とは、本資料の第5で示している「将来の更新等費用の推計」をいいます。

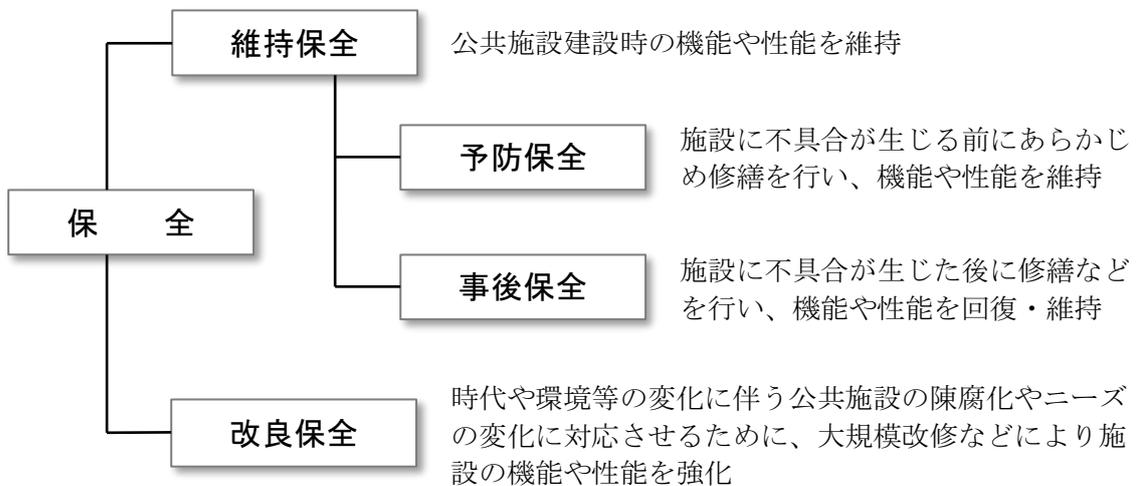
# 第3 施設の長寿命化に向けた取組み

## 1 予防保全への転換とその徹底

建築物を長期的に有効に活用するため、これまでの対症療法的な「事後保全」ではなく、故障や不具合を未然に防ぐ「予防保全」へ転換することとします。予防保全によって、施設利用者の安全を確保し、行政機能が停止することのないよう適切な管理に努めます。

なお、予防保全を着実に実施するためには、故障や不具合の兆候を早期に発見することも必要となります。施設管理者が日常点検や定期点検（法定点検、一般点検）を適切に実施するなど、施設の状況の的確な把握に努めます。

### 【施設を長期活用するための保全の取組み】



## 2 使用目標年数及び改良保全時期の設定

個別施設計画を策定するにあたり、すべての建物系公共施設について、物理的な耐用年数のデータ等をもとに、「使用目標年数」を定めました。

この使用目標年数は、単にその年数まで建物が現存するという意味ではなく、設置者である市が市民の資産である公共施設をできる限り長寿命化して使用する目標を年数としたものです。

次の表1は、この年数の設定に当たり参考とした用途別・構造別の目標耐用年数の級を表しています。

■表1 建物の用途ごとの望ましい目標耐用年数の級

| 用途        | RC造、SRC造 |       | 鉄骨造    |       |       | 木造    |
|-----------|----------|-------|--------|-------|-------|-------|
|           |          |       | 重量鉄骨   |       | 軽量鉄骨  |       |
|           | 高品質      | 普通品質  | 高品質    | 普通品質  |       |       |
| 学校、官庁     | Y100以上   | Y60以上 | Y100以上 | Y60以上 | Y40以上 | Y60以上 |
| 住宅、事務所、病院 | Y100以上   | Y60以上 | Y100以上 | Y60以上 | Y40以上 | Y40以上 |
| 店舗、旅館、ホテル | Y100以上   | Y60以上 | Y100以上 | Y60以上 | Y40以上 | Y40以上 |

注：RC造…鉄筋コンクリート造、SRC造…鉄骨鉄筋コンクリート造

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

次の表2は、表1で示された級ごとに、その目標耐用年数の代表値、範囲及び下限値を表しています。

■表2 目標耐用年数の級の区分

| 目標耐用年数の級 | 目標耐用年数 |         |     |
|----------|--------|---------|-----|
|          | 代表値    | 範囲      | 下限値 |
| Y100以上   | 100年   | 80～120年 | 80年 |
| Y60以上    | 60年    | 50～80年  | 50年 |
| Y40以上    | 40年    | 30～40年  | 30年 |

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

本市においては、上記の目標耐用年数を参考とし、RC造及びSRC造にあつては許容の最大値80年を、木造にあつては下限値50年を、鉄骨造にあつては中間値65年を「使用目標年数」として採用しました。

なお、この使用目標年数が経過するまでの間、施設を維持していくためには、大規模改修などの改良保全が必要となります。その時期は、当該期間の中間年に設定しました。

それぞれの構造における使用目標年数及び改良保全時期の目安は、次の表3のとおりです。

■表3 建物の構造ごとの使用目標年数及び改良保全時期の目安

| 構造   | 耐用年数 | 目標耐用年数の範囲 | 長寿命化          |               |               | 使用目標年数<br>建替又は解体<br>時期の目安 |
|------|------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|
|      |      |           | 上 期<br>維持保全期間 | 改良保全時期<br>の目安 | 下 期<br>維持保全期間 |                           |
| 木 造  | 22年  | 50～80年    | 25年間          | 築後26年目        | 24年間          | 50年                       |
| 鉄骨造  | 34年  | 50～80年    | 32年間          | 築後33年目        | 32年間          | 65年                       |
| RC造  | 47年  | 50～80年    | 40年間          | 築後41年目        | 39年間          | 80年                       |
| SRC造 | 47年  | 50～80年    | 40年間          | 築後41年目        | 39年間          | 80年                       |

### 3 維持保全の実施基準

公共施設建設時の機能や性能を維持するため行う「予防保全」や「事後保全」の目安については、次の表4のとおり、「状態監視型予防保全」、「時間計画型予防保全」又は「事後保全型」のいずれかの方式で実施することとします。

■表4 維持保全の方式の区分

| 保全方式の区分 | 保全方式            |
|---------|-----------------|
| ◎       | 状態監視型による予防保全を行う |
| ○       | 時間計画型による予防保全を行う |
| ●       | 事後保全型で構わない      |

この場合において、部位や設備の区分ごとに、維持保全方式の区分及び当該保全による維持目標年数（当該保全により維持しようとする目標年数）を定めることとし、その基準は、構造

別に次の表5及び表6に記載のとおりとします。

■表5 木造の部位別・設備別の保全方式の区分

| 部位・設備          | 保全方式の区分 | 維持目標年数      |
|----------------|---------|-------------|
| 屋上防水・屋根        | ◎       | 20年         |
| 外壁             | ◎       | 20年         |
| 内装             | ●       | 20年         |
| 電気設備（弱電：照明器具等） | ●       | 20年         |
| 給排水設備          | ○       | 40年         |
| 空調設備           | ○       | 20年         |
| 建具             | ●       | 不具合の状況により即応 |

■表6 鉄骨造、RC造、SRC造の部位別・設備別の保全方式の区分

| 部位・設備           | 保全方式の区分 | 維持目標年数      |
|-----------------|---------|-------------|
| 屋上防水・屋根         | ◎       | 20年         |
| 外壁              | ◎       | 15年         |
| 内装              | ●       | 30年         |
| 電気設備（強電：受変電設備等） | ○       | 30年         |
| 電気設備（弱電：照明器具等）  | ●       | 20年         |
| 給排水設備           | ○       | 30年         |
| 空調設備            | ○       | 15年         |
| 昇降設備            | ○       | 30年         |
| 建具              | ●       | 不具合の状況により即応 |

#### 4 改良保全の実施基準

公共施設等の改良保全については、前記2. 表3の「改良保全時期の目安」に示す時期に実施することを基本とします。

なお、改良保全のあり方として、大規模改修や模様替え等が想定されますが、その具体の手法や内容については、これをあらかじめ定めず、次の視点をもって適時適切に判断することとします。

##### (1) ライフサイクルコストの縮減

改良保全は、施設の長寿命化を図ることで建替え時期を先延ばしし、これにより、施設のライフサイクルコストの縮減に資するものとします。

##### (2) 時代の変化を踏まえた機能強化

改良保全は、防災、省エネなど建物に対する要求水準の変化や、新たな地域課題、住民ニーズなど時代の変化に対応して、施設の性能や機能の強化を図るものとします。

## 5 将来費用の推計に当たっての前提条件

- (1) 事後保全の費用については、過去の実績額をベースとして算定しますが、予防保全や建替えをした場合はその費用が低減すると考えられることから、次表の算入率により計上します。

### ■事後保全費用の算入率

| 区 分        | 現存施設の場合 | 建替後の場合 |
|------------|---------|--------|
| 予防保全をしない場合 | 100%    | 50%    |
| 予防保全をする場合  | 50%     | 25%    |

- (2) 予防保全の費用については、次表の実施時期において同表の単価に基づき積算した額を計上することとします。ただし、別の実施計画等により実施時期及び計画額が定めてある場合は、その実施時期及び計画額に基づき計上します。

### ■予防保全費用の標準単価（部位別・設備別）

（単位：千円／㎡）

| 部位・設備           | 木 造    |    | 鉄骨造、RC造、SRC造 |        |
|-----------------|--------|----|--------------|--------|
|                 | 実施時期   | 単価 | 実施時期         | 単価     |
| 屋上防水・屋根         | 20年目ごと | 2  | 20年目ごと       | 2      |
| 外壁              | 20年目ごと | 4  | 15年目ごと       | 2      |
| 内装              | 20年目ごと | 8  | 30年目ごと       | 15     |
| 電気設備（強電：受変電設備等） | /      |    | 30年目ごと       | 60     |
| 電気設備（弱電：照明器具等）  | 20年目ごと | 22 | 20年目ごと       | 10     |
| 給排水設備           | 40年目   | 30 | 30年目ごと       | 25     |
| 空調設備            | 20年目ごと | 55 | 15年目ごと       | 20     |
| 昇降設備            | /      |    | 30年目ごと       | 30,000 |

※ 昇降設備については、1基当たりの単価とします。

- (3) 改良保全の実施時期については、次のとおりとします。
- ア 総合計画に登載されているなど、既に具体の事業計画がある施設の場合は、その事業計画に基づく実施年次とします。
- イ 上記ア以外の施設の場合は、前期2.表3の「使用目標年数」や「改良保全時期の目安」を勘案して設定した年次とします。ただし、改良保全の場合で、この年次が既に過ぎている場合は、今後10年以内に行うこととして適宜設定した年次とします。
- ウ 上記イに関わらず、複数の施設の実施年次が一時期に集中する場合は、適宜調整のうえ平準化を図ることとします。
- (4) 改良保全及び建替えの費用については、上記(3)の実施時期において次表の標準単価に基づき積算した額を計上することとします。ただし、建物の規模、構造等により当該単価により難しい場合にあつては、当該建物の新築当時の建設単価等を参考として適宜設定した単価により計上することとし、さらに、別の実施計画等により実施時期及び計画額が定めてある場合にあつては、その実施時期及び計画額に基づき計上することとします。

■改良保全費用及び建替費用の標準単価

(単位：千円/㎡)

| 大分類 |            | 改良保全    | 建替え     |
|-----|------------|---------|---------|
| 1   | 学校教育系施設    | 130     | 260     |
| 2   | コミュニティ関連施設 | 160     | 320     |
| 3   | 社会教育系施設    | 290     | 450     |
| 4   | スポーツ施設     | 170     | 310     |
| 5   | 産業系施設      | 290     | 360     |
| 6   | 子育て支援施設    | 140     | 230     |
| 7   | 保健・福祉施設    | 160     | 250     |
| 8   | 医療系施設      | 210     | 390     |
| 9   | 行政関連施設     | 130     | 240     |
| 10  | 公営住宅       | 170     | 240     |
| 11  | 公園施設       | 83      | 230     |
| 12  | 歴史的建造物     | (設定しない) | (設定しない) |
| 13  | インフラ資産     | 110     | 200     |
| 14  | その他        | (設定しない) | (設定しない) |

## 第4 個別施設の対応方針

### 1 供給量適正化のための対応

本体計画では、供給量の適正化を図ることを基本方針の一つと位置付けています。また、あわせて、施設分類ごとの管理に関する基本方針も定めています。

これを受け、個別施設計画では、上記の基本方針に基づき、将来どのようにしていくかの対応を、個々の施設について明らかにすることとしております。

本項では、本体計画における分類別基本方針（供給量適正化に関する部分に限る。）及び当該分野に属する個別の施設に係る現段階の対応方針の素案をお示しします。

### 2 分野別各施設の対応方針

#### (1) コミュニティ関連施設

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区センター（30か所）は、いずれも地域の拠点施設として維持・継続します。ただし、体育館部分は、利用状況を考慮しつつ、将来的な機能集約を見越して最低限の維持とします。</li> <li>民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。</li> <li>地元が管理している施設は、財産処分制限期間を過ぎたものから民間移譲を進めます。</li> <li>後藤伯記念公民館は、日本初の公民館として昭和16年に建築されました。耐用年数を大幅に過ぎていますが、登録有形文化財として適切な予防保全を行い、施設の長寿命化に努めます。</li> <li>上記以外の施設については、個々の状況に応じて個別に判断することとします。</li> </ul> |  |

#### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）           | 対応方針                                                  | R3以後の存続見込み           |      |      |      |
|--------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|------|------|------|
|                    |                                                       | 5年後                  | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 各地区センター（体育館部分を除く。） | 長寿命化を図るとともに施設更新を行います。ただし、更新時には、地域人口に見合った規模への縮小を検討します。 | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |
| 各地区センターのうち体育館部分    | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。                           | ★                    | ★    | ★    | ★    |
| 地区センター分館           | 地元への移譲を進めます。                                          | 地元との協議が整い次第、用途廃止します。 |      |      |      |
| 江刺生涯学習センター         | 予防保全に努めるなど適切な維持管理を行います。                               | ◎                    | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物）                                                              | 対応方針                         | R3以後の存続見込み                            |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|------|------|------|
|                                                                       |                              | 5年後                                   | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺総合コミュニティセンター                                                        | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。   | ◎                                     | ◎    | ◎    | ◎    |
| 江刺農業活性化センター                                                           | 施設の使用、管理を主体的に行う団体等への移譲を進めます。 | ◎                                     | ◎    | ○    | ○    |
| トレーニング農場セミナーハウス                                                       | 役割を終えたことから施設を廃止します。          | ●                                     | ●    | ●    | ●    |
| 後藤伯記念公民館                                                              | 予防保全に努めるなど適切な維持管理を行います。      | ◎                                     | ◎    | ◎    | ◎    |
| 水沢地域交流館アスピア、俳句の庵、衣川セミナーハウス、六日町ポケットパーク市民ギャラリー                          | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。  | ★                                     | ★    | ★    | ★    |
| 白鳥地区防災センター、小黒石自然体験交流館、しもやなぎ交流館、上笹森交流館、水の郷未来館、新里地区振興会館、瀬原交流館、稲瀬はつらつ交流館 | 地元への移譲を進めます。                 | 国庫補助の処分制限期間後において、地元との協議が整い次第、用途廃止します。 |      |      |      |

## (2) 社会教育系施設

### ア 図書館

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館は、将来的に、水沢と江刺の2か所に集約します。</li> <li>その他の図書館は、将来的に、近隣の他施設へ施設機能を移転させます。</li> </ul> |

#### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                 | 対応方針                                           | R3以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------|------------------------------------------------|------------|------|------|------|
|                          |                                                | 5年後        | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢図書館、江刺図書館              | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                     | ◎          | ◎    | ◎    | ◎    |
| 前沢図書館、胆沢図書館、衣川セミナーハウス図書室 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設機能を他の建物へ移転させます。 | ★          | ★    | ◇    | ◇    |
|                          |                                                | ★          | ★    | ★    | ◇    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## イ 博物館

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                                                |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奥州市として特色のある施設は、継続させます。</li> <li>・ 先人記念館（3か所）は、新たに建設する施設（名称未定）に統合します。</li> <li>・ その他の施設は、別の施設に機能を統合します。</li> </ul> |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                  | 対応方針                                           | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------|------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                           |                                                | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 牛の博物館、埋蔵文化財調査センター、奥州宇宙遊学館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                     | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 高野長英記念館、後藤新平記念館、斎藤實記念館    | 新たに建設する施設に機能を統合することとし、それまでの間は最低限の維持を行います。      | ◎            | ◎    | ◎    | △    |
| 統合後の施設（名称未定）              |                                                | —            | —    | —    | ◎    |
| 武家住宅資料館（資料センター）           | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。                    | ★            | ★    | ★    | ★    |
| 消防記念館                     | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設機能を他の建物へ移転させます。 | ★            | ◇    | ◇    | ◇    |
| 菊田一夫記念館、衣川歴史ふれあい館         | 施設機能を他の建物へ移転させたうえで、建物を廃止します。                   | ◇            | ◇    | ◇    | ◇    |

## ウ ホール施設

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                                                                                                                           |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホール施設は、奥州市文化会館をメイン施設に、その他をサブ施設に位置付け、大規模な集客イベントなどは、原則としてメイン施設でのみ開催する運用とします。</li> <li>・ サブ施設は市民活動の発表の場等として活用していきませんが、老朽化の状況を見ながら、将来的にメイン施設への機能集約又は近隣他施設（庁舎ホール、地区センターなど）への機能移転を図ります。</li> </ul> |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物） | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|          |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 奥州市文化会館  | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物）                       | 対応方針                                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                |                                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺体育文化会館、前沢ふれあいセンター、胆沢文化創造センター | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間は存続させ、その後は施設の機能を奥州市文化会館または地域の他の建物に集約します。 | ★            | ★    | △    | △    |

### (3) スポーツ施設

#### ア 陸上競技場

##### 対応方針の基本的考え方

- ・ 人口減少の進行にあわせ、前沢と胆沢に機能を集約します。

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                      | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                               |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド、胆沢陸上競技場 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 水沢公園陸上競技場                     | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |
| 江刺中央運動公園陸上競技場                 | 最低限の維持を行い、施設が使用できる間は存続させます。                 | ★            | ★    | ★    | ★    |

#### イ 多目的運動広場、グラウンド

##### 対応方針の基本的考え方

- ・ 旧東水沢中学校及び前沢スポーツセンターは、当該敷地を別に活用することを前提として廃止し、その他の施設は、原則として維持します。

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                             | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                      |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| ふれあいの丘公園多目的運動広場、江刺カルチャーパーク多目的広場、胆沢川桜づつみ広場多目的広場、前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物）                   | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                            |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 旧東水沢中学校運動場、前沢スポーツセンターグラウンド | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |

#### ウ パークゴルフ場

| 対応方針の基本的考え方            |
|------------------------|
| ・ 原則として現状のとおり施設を維持します。 |

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                  | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                           |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 各パークゴルフ場（ふれあいの丘公園、胆沢川桜づつみ広場、前沢いきいきスポーツランド | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

#### エ テニスコート

| 対応方針の基本的考え方                                              |
|----------------------------------------------------------|
| ・ 前沢グリーンアリーナは、当該敷地を別に活用することを前提として廃止し、その他の施設は、原則として維持します。 |

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                     | 対応方針                                                            | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                                              |                                                                 | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢公園テニスコート、江刺カルチュアパークテニスコート、前沢いきいきスポーツランドテニスコート、胆沢農村広場テニスコート | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                                      | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 前沢グリーンアリーナテニスコート                                             | 敷地の活用策が別に決まり次第、機能を前沢いきいきスポーツランドテニスコートに集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | △    | △    | △    |

#### オ 野球場

| 対応方針の基本的考え方                          |
|--------------------------------------|
| ・ 人口減少の進行にあわせ、江刺（中央）、前沢、胆沢に機能を集約します。 |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                           | 対応方針                                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                    |                                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺中央運動公園野球場、前沢いきいきスポーツランド野球場、胆沢野球場 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 水沢公園野球場                            | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ◎    | ◎    | ●    |
| 根岸公園野球場、衣川野球場                      | 近隣同類施設の改修に合わせ施設を廃止します。                      | ◎            | △    | △    | △    |

カ 体育館

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少の進行にあわせ、市内6か所程度に集約します。</li> <li>・ 奥州市総合体育館（Zアリーナ）については、プロスポーツによる活用などを視野に入れ、民間による運営（建物譲渡）を目指します。</li> </ul> |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                      | 対応方針                                                                          | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                               |                                                                               | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢体育館、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢B & G海洋センター体育館、胆沢総合体育館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。水沢体育館は水沢武道館を、前沢B & G海洋センター体育館は前沢グリーンアリーナの機能を集約します。  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 奥州市総合体育館                                      | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。また、民間による運営とするための民間移譲を進めます。                          | ◎            | ◎    | ◎    | ○    |
| 旧東水沢中学校体育館、前沢スポーツセンター体育館                      | 敷地の活用策が別に決まり次第、用途を廃止します。それまでの間、最低限の維持を行います。前沢グリーンアリーナの機能は前沢B & G海洋センターに集約します。 | ◎            | ●    | ●    | ●    |
| 前沢グリーンアリーナ                                    |                                                                               | ◎            | △    | △    | △    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物） | 対応方針                   | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------|------------------------|--------------|------|------|------|
|          |                        | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 衣川社会体育館  | 近隣同類施設の改修に合わせ施設を廃止します。 | ◎            | ◎    | △    | △    |

#### キ 武道館、弓道場、柔剣道場

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                           |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>弓道場については、水沢弓道場に機能集約を図ります。</li> <li>武道館・柔剣道場については、江刺武道館のみ残し、その他の施設は別の体育館への機能移転を図ります。</li> </ul> |  |

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）     | 対応方針                                      | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------|-------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|              |                                           | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢弓道場        | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 水沢武道館        | 水沢体育館の改修に合わせ機能を集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。  | ◎            | △    | △    | △    |
| 根岸弓道場、衣川柔剣道場 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。               | ★            | ★    | ★    | ★    |
| 江刺武道館        | 近隣同類施設の改修に合わせ機能を集約します。それまでの間、最低限の維持を行います。 | ◎            | ◎    | △    | △    |

#### ク 相撲場

| 対応方針の基本的考え方                                                            |  |
|------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として現状のとおり施設を維持します。</li> </ul> |  |

##### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）  | 対応方針                        | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------|-----------------------------|--------------|------|------|------|
|           |                             | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢公園相撲場   | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。  | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 胆沢農村広場相撲場 | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。 | ★            | ★    | ★    | ★    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## ケ プール

| 対応方針の基本的考え方                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の著しい胆沢プールは使用できる間の維持に努め、その他のプールは継続させます。</li> </ul> |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                   | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                            |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 大鐘公園市民プール、前沢B & G海洋センタープール | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 胆沢プール                      | 最低限の維持を行い、使用できる間、存続させます。   | ★            | ★    | ★    | ★    |

## (4) 産業系施設

### ア 商業施設

| 対応方針の基本的考え方                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理に努めます。</li> </ul> |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）  | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|           |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 前沢ふれあい交流館 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

### イ 産業振興施設

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として施設を維持します。ただし、改良保全や建替えをしようとする場合は、ニーズ等を把握のうえ十分に検討することとします。</li> </ul> |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                   | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                                            |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 鋳物技術交流センター、伝統産業会館、前沢勤労者研修センター、江刺産業技術交流センター | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

### ウ 観光系施設（交流型観光施設）

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                               |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>行政が担うべき範囲を明確にしたうえで、これに該当する施設については、適切な管理に努めます。これ以外の施設については、民間等への移譲を進めます。</li> </ul> |  |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                             | 対応方針                         | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------------|------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                      |                              | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 奥州湖交流館、えさし郷土文化館、道の駅交流館、えさし藤原の郷レストハウス | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。   | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 黒石寺休憩所（東光庵）、正法寺休憩所（月江庵）              | 民間移譲を進めます。                   | ○            | ○    | ○    | ○    |
| 江刺観光物産センター                           | 施設機能を他の公共施設に移転・統合し、建物は廃止します。 | ◇            | ◇    | ◇    | ◇    |

エ 観光系施設（体験型観光施設）

| 対応方針の基本的考え方                                                          |
|----------------------------------------------------------------------|
| ・ 民間運営により効果的なサービスの提供に努めます。施設の改良保全や建替えをしようとする場合は、ニーズ等を把握のうえ十分な検討をします。 |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                    | 対応方針                           | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------|------|------|------|
|                             |                                | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| えさし藤原の郷                     | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。     | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 種山高原星座の森、衣川ふるさと自然塾、衣川青少年旅行村 | 必要な点検・補修を行い、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

オ 観光系施設（保養型観光施設）

| 対応方針の基本的考え方                        |
|------------------------------------|
| ・ 民間による効率的かつ効果的な運営を図るため、民間移譲を進めます。 |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                                                                                 | 対応方針       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                          |            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 前沢温泉保養交流館、交流促進センターやけいし館、衣川高齢者コミュニティセンター（黒滝温泉）、衣川いきいき交流館（国見平温泉）、ひめかゆ健康の森（ひめかゆスキー場）、国見平スキー場、越路スキー場、温泉保養施設ひめかゆ、国民宿舎サンホテル衣川荘 | 民間移譲を進めます。 | ○            | ○    | ○    | ○    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## カ 農林系施設

| 対応方針の基本的考え方                             |  |
|-----------------------------------------|--|
| ・ 民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。 |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                         | 対応方針       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|----------------------------------|------------|--------------|------|------|------|
|                                  |            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺ふるさと市場、衣川民芸屋敷（んめえがすと）、衣川食材供給施設 | 民間移譲を進めます。 | ○            | ○    | ○    | ○    |
| 胆沢牧野                             | 施設を継続させます。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

## キ 勤労者福祉施設

| 対応方針の基本的考え方                              |  |
|------------------------------------------|--|
| ・ 設置目的、利用実態等を踏まえ、一定の役割を終えた施設については、廃止します。 |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                    | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                             |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 水沢勤労者体育館                    | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 奥州市勤労青少年ホーム、江刺サテライト、胆沢サテライト | 役割を終えたことから施設を廃止します。        | ●            | ●    | ●    | ●    |

## (5) 子育て支援施設

### ア 幼保・こども園

| 対応方針の基本的考え方                                                   |  |
|---------------------------------------------------------------|--|
| ・ 児童数の減少、生活の広域化、共働き世帯の増加、幼保のバランスなど社会情勢等を十分に踏まえ、施設の再編・統合を進めます。 |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                     | 対応方針                       | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|------------------------------|----------------------------|--------------|------|------|------|
|                              |                            | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 〔認定こども園〕 稲瀬わかば園、あゆみ園、前沢北こども園 | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| いずみ保育園、前沢保育所                 |                            |              |      |      |      |
| 田原保育所                        | 必要最低限の点検・補修を行い施設を維持します。    | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物）                  | 対応方針                     | R3以後の存続見込み                    |      |      |      |
|---------------------------|--------------------------|-------------------------------|------|------|------|
|                           |                          | 5年後                           | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺南保育所                    | 入所需要が減っているため廃止します。       | 協議が整い次第、他施設での受入れを進め、建物は廃止します。 |      |      |      |
| 佐倉河幼稚園、羽田幼稚園、岩谷堂幼稚園       | 入園需要の減少や施設の老朽化のため廃止します。  |                               |      |      |      |
| 小山東幼稚園、南都田幼稚園、若柳幼稚園、衣里幼稚園 | 入園需要が減っているため廃止します。       | 協議が整い次第、認定こども園に統合し、建物は廃止します。  |      |      |      |
| みなみ保育園                    | 周辺への民間施設の開園の状況に応じて廃止します。 | 民間施設の開園状況に応じて廃止します。           |      |      |      |
| 玉里保育所、梁川保育所、広瀬保育所         | 施設の統合を進めます。              | 協議が整い次第、認定こども園に統合し、建物は廃止します。  |      |      |      |

## イ 幼児・児童施設

### 対応方針の基本的考え方

- ・ 原則として施設サービスを継続します。なお、専用施設にはこだわらず、小学校の余裕教室などの活用を検討します。

#### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                      | 対応方針                                              | R3以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|------|------|------|
|                                                               |                                                   | 5年後        | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 各放課後児童クラブ（水沢、みなみ、ときわ、佐倉河、真城、姉体、羽田、黒石、岩谷堂、江刺愛宕、前沢、古城、胆沢笹森、南都田） | 必要最低限の維持を行うとともに、小学校の余裕教室の活用を進めます。                 | ◇          | ◇    | ◇    | ◇    |
| 奥州市子育て総合支援センター                                                | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                        | ◎          | ◎    | ◎    | ◎    |
| 前沢子育て支援センター、幼児教室ひまわり（あすか南会館）                                  | 現在利用している建物については必要最低限の維持を行い、老朽化後は他の遊休建物への移転を検討します。 | ◇          | ◇    | ◇    | ◇    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## (6) 保健・福祉施設

### ア 保健施設

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣施設の活用が見込める水沢保健センターについては、機能移転のうえ廃止することとし、その他の施設は、原則として維持します。</li> </ul> |  |

#### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                    | 対応方針                                              | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                                             |                                                   | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺保健センター、前沢健康管理総合センター、健康増進プラザ悠悠館、衣川保健福祉センター | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。                        | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |
| 水沢保健センター                                    | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。その後は施設の機能を他の建物へ移転させます。 | ★            | ★    | ◇    | ◇    |

### イ 福祉施設

| 対応方針の基本的考え方                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>民間主体による管理運営が望ましい施設については民間移譲を進め、その他の施設は原則として維持します。</li> </ul> |  |

#### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                         | 対応方針                         | R 3 以後の存続見込み           |      |      |      |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|------|------|------|
|                                                                  |                              | 5年後                    | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| まえさわ介護センター                                                       | 長寿命化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。   | ◎                      | ◎    | ◎    | ◎    |
| 前沢いきいきハウス、衣川生活支援ハウス                                              | 最低限の維持を行い、建物が使用できる間、存続させます。  | ★                      | ★    | ★    | ★    |
| 水沢高齢者創作館、江刺高齢者生産活動センター、大岳高齢者生きがいセンター、高齢者総合福祉施設ぬくもりの家、グループホームこすもす | 施設の使用、管理を主体的に行う団体等への移譲を進めます。 | 関係団体との協議が整い次第、用途廃止します。 |      |      |      |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

(7) 行政関連施設

ア 庁舎等

| 対応方針の基本的考え方                                                                                                                     |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎、総合支所庁舎ともに、原則として維持します。</li> <li>・ 総合支所庁舎については、他の施設機能の受入れ（複合化）についても検討します。</li> </ul> |  |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                            | 対応方針                     | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------|------|------|------|
|                                     |                          | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 奥州市役所本庁、江刺総合支所、前沢総合支所、胆沢総合支所、衣川総合支所 | 長寿命化を図り、継続的な施設の利用を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

イ 消防屯所

| 対応方針の基本的考え方                                                                                           |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐用年数を踏まえ、適宜更新します。</li> <li>・ 人口動態等を踏まえ、適正配置に努めます。</li> </ul> |  |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）     | 対応方針                                    | R 3 以後の存続見込み               |      |      |      |
|--------------|-----------------------------------------|----------------------------|------|------|------|
|              |                                         | 5年後                        | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 各消防屯所（全143棟） | 人口分布等に応じた適正な配置に努め、長寿命化とともに必要な施設更新を進めます。 | ◎                          | ◎    | ◎    | ◎    |
|              |                                         | ただし、分団再編等に伴い施設廃止する場合があります。 |      |      |      |

(8) 歴史的建造物

ア 歴史的建造物

| 対応方針の基本的考え方                                                                                    |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な維持に努めます。特に、国県指定の重要文化財については、計画的な修繕を進めます。</li> </ul> |  |

【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                 | 対応方針                                | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------|------|------|------|
|                          |                                     | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| (国) 旧高橋家住宅、(県) 旧後藤正治郎家住宅 | 国又は県指定の文化財であることから、大規模修繕を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

| 対象施設（建物）                                                              | 対応方針                 | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                       |                      | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| （国）高野長英旧宅・古稀庵、<br>（国）旧後藤家住宅、（県）後藤新平旧宅、（県）旧岩谷堂共立病院、（市）旧内田家住宅、（市）旧安倍家住宅 | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

## イ 史跡付属施設

| 対応方針の基本的考え方   |
|---------------|
| ・ 良好な維持に努めます。 |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                                                                                | 対応方針                 | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------|------|------|------|
|                                                                                                                         |                      | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 留守城下歴史回廊（便所、駐車場）、館山公園（休憩所、便所、展望台、二清院）、豊田館跡（休憩所、便所）、益澤院跡（保管庫、休憩所、便所）、五位塚トイレ、智福毘沙門公園（便所）、白鳥館遺跡（便所）、長者ヶ原廃寺跡（便所）、室の樹屋敷跡（東屋） | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

## (9) その他

### ア 公衆便所

| 対応方針の基本的考え方                            |
|----------------------------------------|
| ・ 近隣施設や店舗の状況など利用実態等を踏まえながら施設の統廃合を図ります。 |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）                                                                               | 対応方針                     | R 3 以後の存続見込み                  |      |      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|------|------|------|
|                                                                                        |                          | 5年後                           | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 陸中折居駅公衆便所、古戸公衆トイレ、達者の里公園公衆トイレ                                                          | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。     | ◎                             | ◎    | ◎    | ◎    |
| めがね橋さわやかトイレ（長光寺）、瀬原公衆トイレ、一首坂トイレ及び交流館、水沢江刺駅さわやかトイレ、大沢沼さわやかトイレ、前沢タウンプラザ公衆トイレ、胆沢農村広場公衆トイレ | 施設の老朽化、利用実態の状況に応じて廃止します。 | ★                             | ★    | ★    | ★    |
|                                                                                        |                          | 老朽化により使用に耐えられなくなった場合、順次廃止します。 |      |      |      |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## イ 交流通路

|                 |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|
| 対応方針の基本的考え方     |  |  |  |
| ・ 適切な維持管理に努めます。 |  |  |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）  | 対応方針                 | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------|----------------------|--------------|------|------|------|
|           |                      | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 前沢駅東西交流通路 | 必要な点検・補修を行い施設を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

## ウ バスターミナル

|                 |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|
| 対応方針の基本的考え方     |  |  |  |
| ・ 適切な維持管理に努めます。 |  |  |  |

### 【個別施設における対応方針】

| 対象施設（建物）  | 対応方針                                     | R 3 以後の存続見込み |      |      |      |
|-----------|------------------------------------------|--------------|------|------|------|
|           |                                          | 5年後          | 15年後 | 25年後 | 35年後 |
| 江刺バスターミナル | 長寿命化や交流機能の強化などの複合化を図り、継続的なサービスの提供を維持します。 | ◎            | ◎    | ◎    | ◎    |

〔凡例〕 ◎：現行のまま存続、★：使用不可能な状態になるまで存続、○：民間等の運営により存続  
◇：他施設へ機能移転、△：他施設へ統合・集約、●：施設廃止

## 第5 施設面積、更新費用等の将来推計

### 1 施設面積の将来推計

施設個別の対応方針のとおり供給量の適正化を図った結果、35年後の施設面積は、次表のとおり138,347㎡、割合にして30.2%減少する見込みです。

(単位：㎡、%)

| 施設の用途（大分類）      | 延べ床面積           |                  | 増減面積      | 増減率    |
|-----------------|-----------------|------------------|-----------|--------|
|                 | 2020年<br>(令和2年) | 2055年<br>(令和37年) |           |        |
| 1 学校教育系施設       | 198,282         | 138,491          | △ 59,791  | △ 30.2 |
| 2 コミュニティ関連施設    | 49,330          | 42,481           | △ 6,849   | △ 13.9 |
| 3 社会教育系施設       | 38,955          | 24,090           | △ 14,865  | △ 38.2 |
| 4 スポーツ施設        | 55,392          | 34,203           | △ 21,190  | △ 38.3 |
| 5 産業系施設         | 35,258          | 15,438           | △ 19,821  | △ 56.2 |
| 6 子育て支援施設       | 18,918          | 11,872           | △ 7,045   | △ 37.2 |
| 7 保健・福祉施設       | 13,636          | 5,557            | △ 8,079   | △ 59.2 |
| 8 医療系施設         | —               | —                | —         | —      |
| 9 行政関連施設        | 44,099          | 43,816           | △ 282     | △ 0.6  |
| 10 公営住宅         | —               | —                | —         | —      |
| 11 公園施設         | —               | —                | —         | —      |
| 12 歴史的建造物       | 3,691           | 3,324            | △ 367     | △ 9.9  |
| 13 インフラ資産       | —               | —                | —         | —      |
| 14 その他（普通財産を除く） | 1,238           | 1,180            | △ 58      | △ 4.7  |
| 合計              | 458,797         | 320,451          | △ 138,347 | △ 30.2 |

### 2 更新費用等の将来推計

施設個別の対応方針に基づき将来費用を推計した結果、公共建築物（企業会計に属するものを除く。）に係る施設コストは、年平均で30.3億円となる見込みです。

| 項 目                           |        |   | 金 額        |         |
|-------------------------------|--------|---|------------|---------|
| 35年間の施設コスト                    | 事後保全   | A | 173.7 億円   |         |
|                               | 予防保全   | B | 395.6 億円   |         |
|                               | 改良保全   | C | 345.3 億円   |         |
|                               | 建替え    | D | 238.9 億円   |         |
|                               | 計（A～D） | E | 1,153.6 億円 |         |
| 年平均の施設コスト（E／35年）              |        |   | F          | 33.0 億円 |
| （参考）本体計画における公共建築物に係る年平均の施設コスト |        |   |            | 51.5 億円 |

### 3 推計のまとめ

本体計画において、直近5年間（本体計画策定時）の投資的経費の年平均は60.4億円でした。これからインフラ資産を除き公共建築物が占める割合48.7%相当として換算すれば、29.4億円となります。

個別計画に基づく公共建築物の将来費用の年平均額（本項2の表F）は33.0億円でしたので、単純に比較すれば、なお3.6億円が不足する状況といえます。

| 項 目                      |   | 金 額      |
|--------------------------|---|----------|
| 本体計画における将来費用の年平均額        | ① | 115.6 億円 |
| 上記①のうち公共建築物の年平均額         | ② | 51.5 億円  |
| 上記①のうち企業会計分（下水道分）の年平均額   | ③ | 9.8 億円   |
| 公共建築物分が占める割合（②／（①－③））    | ④ | 48.7 %   |
| 直近5年間（本体計画策定時）の投資的経費の年平均 | ⑤ | 60.4 億円  |
| 投資的経費のうち公共建築物分相当額（⑤×④）   | ⑥ | 29.4 億円  |
| 個別計画に基づく公共建築物の将来費用の年平均額  | ⑦ | 33.0 億円  |
| 個別計画に基づく比較（⑥－⑦）          | ⑧ | △ 3.6 億円 |

## 第6 今後の策定の進め方等

### 1 本資料の公表及び市民意見の募集方法

本資料は、次の方法で周知し、あわせて市民意見を募集することとします。

- (1) 市の広報への掲載 令和2年12月号に記事掲載
- (2) 市のホームページへの掲載 令和2年12月1日から掲載開始
- (3) 住民説明会の開催

| 日 程           | 時 間      | 会 場               |
|---------------|----------|-------------------|
| 令和2年12月17日（木） | 午後6時30分～ | 江刺総合支所 多目的ホール     |
| 〃 18日（金）      | 午後6時30分～ | 水沢地区センター 視聴覚室・研修室 |
| 〃 19日（土）      | 午前10時～   | 水沢地区センター 視聴覚室・研修室 |
| 〃 21日（月）      | 午後6時30分～ | 前沢地区センター 音楽室      |
| 〃 22日（火）      | 午後6時30分～ | 胆沢文化創造センター 小ホール   |
| 〃 23日（水）      | 午後6時30分～ | 衣川保健福祉センター 多目的ホール |

### 2 今後のスケジュール

今後の個別施設計画の策定（決定）までのスケジュールは、概ね次のとおりとします。

| 時 期      | 内 容                             |
|----------|---------------------------------|
| 令和2年12月中 | 本資料の周知及び意見募集（締め切り：翌年1月5日）       |
| 令和3年1月中  | 市民意見を分野ごとの個施設計画に反映              |
|          | 反映後の計画案に基づき、庁内で全体調整作業           |
|          | 調整結果に基づき個別施設計画案の概要を作成           |
| 〃 2月初旬   | 計画案について行政経営改革推進委員会からの意見聴取       |
|          | 計画案について奥州市議会への説明及び意見聴取          |
|          | 計画案の公表及びパブリックコメントの実施（締め切り：3月初旬） |
| 〃 3月中旬   | 計画案へパブリックコメントを反映させ最終案を作成        |
| 〃 3月下旬   | 最終案に基づき庁内決定・公表                  |

### 3 計画策定後の管理運営に当たって

個別施設計画策定後となる令和3年度以降は、当該計画で定めた中長期的な将来方針に基づいて施設を適切に管理し、当該施設の維持・更新に係るトータルコストの削減を図ります。

一方、これとは別に、市では、財政健全化に向けて令和5年度までの重点的取組みを進めています。このような短期的な課題解決のためには、維持・更新コストだけではなく、運営コストの整理合理化による削減も進めていかなければなりません。

この運営コストを含めた施設コストの削減策については、令和3年度以降も、継続して検討してまいります。

## 第7 おわりに

奥州市では、旧市町村の時代に建設された公共建築物が数多く残り、その大半の施設において老朽化が進んでいて、今後、一斉に更新時期を迎えます。

また、本来であれば市に一つあれば良いと考えられる施設が実際には複数あり、これを整理すべきだとの声も聞こえます。

市では、平成29年3月に「奥州市公共施設等総合管理計画」を策定しましたが、この計画により、今ある公共施設のすべてを維持・更新していくことは、極めて困難であることが明らかとなりました。

市の公共施設は、住民サービスを直接的又は間接的に提供する市民の共有財産であり、住民福祉の向上を担う大切な資源です。これらの施設を良好な状態で維持し、次世代に引き継ぐことは、私たちの重要な責務でもあります。

しかし、その一方で、将来に負担を残すわけにもいきません。そのためには、多様化、複雑化する市民ニーズを的確に捉えながら、公共施設の取捨選択も必要となってきます。

このような見極めは、たいへん難しい問題です。現下の厳しい財政状況や進展する人口減少を見据えれば、総論として、将来的に公共施設を減らしていくことはやむを得ないとしても、具体的に何を残し、何をいつやめるかの各論については、極めて難しい判断を求められます。

本資料は、このような難しい課題について、市民とともに考えるために作成いたしました。今後、いただいた市民意見を十分に踏まえ、最終的な個別施設計画を策定し、これにより、各施設を今後どうしていくのか、その将来方針を定めてまいります。

## 国民健康保険税の税率改正について

### 1 国民健康保険税の税率改正にあたっての基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から岩手県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担うこととなりました。

平成30年2月1日付け奥州市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、6年間を見据えた財政見通しにより税率改正を実施してきました。

その見通しは、令和5年度末の財政調整基金残高5億円を目途とし、前半の3年間は同率、3年目に岩手県の運営方針と合わせて再度税率を見直すこととしていました。

#### (2) 税率等の改定経過

| H23         | H24～27 | H28       | H29 | H30       | R1 | R2 |
|-------------|--------|-----------|-----|-----------|----|----|
| 統一改正<br>引上げ | 据置     | 改正<br>引下げ | 据置  | 改正<br>引下げ | 据置 | 据置 |

### 2 令和2年度末財政調整基金残高見込額

- ① 令和元年度末時点の財政調整基金残高 2,018,469,625円
  - ② 令和2年度財政調整基金積立金見込額 2,873,000円
  - ③ 令和2年度12月補正後の財政調整基金取崩額 458,599,000円
  - ※ 令和2年度末財政調整基金残高見込額 1,562,743,625円 (①+②) - ③
- 平成29年度作成の財政見通しとほぼ同額と見込んでいます。

### 3 財政見通しの前提

#### (1) 被保険者数

平成27年～令和元年の5年間の平均減少率は△4.71%であるが、最近は減少率が3%台であること、新型コロナウイルス感染症による経済的影響により社保離脱者が増加する予測もあることから、令和2年度以降の被保険者数は、令和元年度の減少率△3.46%と同率とします。

| 年度     | H27      | H28      | H29      | H30      | R1     |
|--------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 平均被保数  | 29,703   | 27,988   | 26,397   | 25,379   | 24,502 |
| (前年比較) | (△1,484) | (△1,715) | (△1,591) | (△1,018) | (△877) |
| 減少率    | △4.76    | △5.77    | △5.68    | △3.86    | △3.46  |

#### (2) 所得見込み

新型コロナウイルス感染症による経済の低迷が及ぼす所得の減を、令和3年度所得を市民税の減少幅と同率の△13.1% (※1) として見込みます。令和4年度以降は令和2年度と同程度を見込みます。 (※1) この減少幅の値は、東北財務局の企業統計を参考に積算しました。

(3) 国民健康保険事業費納付金

現時点で示されている県の仮算定額をもとに試算。

**4 税率**

財政見通しより、以下の税率とする。

<現行税率>

|     | 医療分     | 後期支援分  | 介護分    | 合計      |
|-----|---------|--------|--------|---------|
| 所得割 | 5.10%   | 2.30%  | 1.78%  | 9.18%   |
| 均等割 | 14,400円 | 6,600円 | 6,600円 | 27,600円 |
| 平等割 | 18,000円 | 7,800円 | 6,000円 | 31,800円 |

↓

↓

<改正税率(案)>

|     | 医療分     | 後期支援分  | 介護分    | 合計      |
|-----|---------|--------|--------|---------|
| 所得割 | 6.50%   | 2.50%  | 1.78%  | 10.78%  |
| 均等割 | 19,800円 | 7,800円 | 6,600円 | 34,200円 |
| 平等割 | 19,800円 | 7,800円 | 6,000円 | 33,600円 |

**5 施行期日**

施行期日 令和3年4月1日

令和3年度分国民健康保険税から適用する。

**6 令和6年度以降について**

令和6年度以降は、広域化への取り組みの一環として、県内の保険税統一に向けた更なる調整が行われることや、今後の経済状況等を見据え、令和5年度に再度税率の見直しを検討することとします。

**7 今後のスケジュール**

- ① 11月25日 国保運営協議会 改正案(検討状況)報告・諮問
- ② 11月27日 市議会全員協議会 改正案(検討状況)報告
- ③ 1月下旬 住民説明会(5地域)
- ④ 2月下旬 国保運営協議会 国保税条例一部改正案 諮問
- ⑤ 3月定例会 市議会 国保税条例一部改正案 上程

|                | H30            | R1             | R2             | R3            | R4             | R5             | R6             | R7             |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 平均被保険者数        | 25,379         | 24,502         | 23,654         | 22,836        | 22,046         | 21,283         | 20,547         | 19,836         |
| 平均被保険世帯数       | 15,949         | 15,601         | 15,061         | 14,540        | 14,037         | 13,551         | 13,082         | 12,630         |
| 平均介護保険第2号被保険者数 | 8,365          | 7,841          | 7,225          | 6,890         | 6,459          | 6,054          | 5,675          | 5,320          |
| 総所得            | 12,672,904,318 | 12,446,569,481 | 12,223,602,172 | 9,921,919,082 | 11,800,927,912 | 11,392,504,252 | 10,998,533,330 | 10,617,944,573 |
| 総所得・介護         | 5,900,822,109  | 5,626,839,312  | 5,274,452,587  | 4,096,550,806 | 4,731,241,492  | 4,434,577,487  | 4,156,958,580  | 3,896,919,761  |

|               |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1人あたり税額・現年調定額 | 66,465  | 66,245  | 68,502  | 70,448  | 78,829  | 78,654  | 78,484  | 78,321  |
| 1人あたり所得       | 499,346 | 507,982 | 516,767 | 434,486 | 535,287 | 535,287 | 535,287 | 535,287 |
| 1人あたり所得・介護    | 705,418 | 717,618 | 730,028 | 594,565 | 732,504 | 732,504 | 732,504 | 732,504 |

### 1 歳入

|               |                |                |                |                |                |                |                |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 01 国民健康保険税    | 1,824,529,518  | 1,744,278,978  | 1,588,918,000  | 1,640,223,364  | 1,762,326,843  | 1,707,751,789  | 1,653,139,129  | 1,598,884,665  |
| 02 一部負担金      | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 03 使用料手数料     | 1,348,681      | 1,363,866      | 1,401,000      | 1,401,000      | 1,401,000      | 1,401,000      | 1,401,000      | 1,401,000      |
| 04 国庫支出金      | 381,000        | 819,000        | 13,703,000     | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 05 県支出金       | 8,068,838,557  | 7,808,919,894  | 7,967,285,000  | 7,745,660,000  | 7,745,660,000  | 7,745,660,000  | 7,745,660,000  | 7,745,660,000  |
| 06 財産収入       | 1,490,377      | 10,289,048     | 2,872,000      | 1,402,000      | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 07-01 一般会計繰入金 | 650,691,048    | 652,904,682    | 656,004,000    | 702,744,730    | 689,713,348    | 677,164,403    | 665,099,722    | 653,492,612    |
| 07-02 基金繰入金   | 0              | 429,660,000    | 455,367,000    | 515,309,776    | 282,456,551    | 255,105,365    | 261,112,812    | 238,447,735    |
| 08 繰越金        | 681,997,993    | 79,875,567     | 73,045,000     | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 09 諸収入        | 65,367,434     | 73,052,901     | 41,293,000     | 41,293,000     | 41,293,000     | 41,293,000     | 41,293,000     | 41,293,000     |
| 合計            | 11,294,644,608 | 10,801,163,936 | 10,799,888,000 | 10,648,033,870 | 10,522,850,742 | 10,428,375,557 | 10,367,705,663 | 10,279,179,012 |

### 2 歳出

|                 |                |                |                |                |                |                |                |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 01 総務費          | 85,046,678     | 90,512,598     | 171,699,000    | 172,000,000    | 106,000,000    | 106,000,000    | 106,000,000    | 106,000,000    |
| 02 保険給付費        | 7,761,630,251  | 7,574,778,970  | 7,684,103,000  | 7,587,250,000  | 7,587,250,000  | 7,587,250,000  | 7,587,250,000  | 7,587,250,000  |
| 03 国民健康保険事業費納付金 | 2,798,414,036  | 2,828,123,447  | 2,691,846,000  | 2,655,593,870  | 2,597,812,742  | 2,503,337,557  | 2,442,667,663  | 2,354,141,012  |
| 04 保健事業費        | 123,892,419    | 151,531,566    | 162,323,000    | 161,276,000    | 161,276,000    | 161,276,000    | 161,276,000    | 161,276,000    |
| 05 公債費          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 06-01 償還金及び還付金  | 153,523,280    | 27,169,507     | 30,921,000     | 20,987,000     | 20,987,000     | 20,987,000     | 20,987,000     | 20,987,000     |
| 06-02 直診繰出金     | 49,525,000     | 45,713,000     | 47,107,000     | 49,525,000     | 49,525,000     | 49,525,000     | 49,525,000     | 49,525,000     |
| 07 基金積立金        | 242,737,377    | 10,289,048     | 2,873,000      | 1,402,000      | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 08 予備費          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 合計              | 11,214,769,041 | 10,728,118,136 | 10,790,872,000 | 10,648,033,870 | 10,522,850,742 | 10,428,375,557 | 10,367,705,663 | 10,279,179,012 |

|       |            |            |           |   |   |   |   |   |
|-------|------------|------------|-----------|---|---|---|---|---|
| 歳入－歳出 | 79,875,567 | 73,045,800 | 9,016,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-------|------------|------------|-----------|---|---|---|---|---|

### 3 基金

|         |                      |                      |                      |                      |                    |                    |                    |                   |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 前年度基金残高 | 2,195,103,200        | 2,437,840,577        | 2,018,469,625        | 1,565,975,625        | 1,052,067,849      | 769,611,298        | 514,505,933        | 253,393,121       |
| 現年度繰入金  | 0                    | 429,660,000          | 455,367,000          | 515,309,776          | 282,456,551        | 255,105,365        | 261,112,812        | 238,447,735       |
| 現年度積立金  | 242,737,377          | 10,289,048           | 2,873,000            | 1,402,000            | 0                  | 0                  | 0                  | 0                 |
| 現年度増減額  | 242,737,377          | -419,370,952         | -452,494,000         | -513,907,776         | -282,456,551       | -255,105,365       | -261,112,812       | -238,447,735      |
| 現年度末残高  | <b>2,437,840,577</b> | <b>2,018,469,625</b> | <b>1,565,975,625</b> | <b>1,052,067,849</b> | <b>769,611,298</b> | <b>514,505,933</b> | <b>253,393,121</b> | <b>14,945,386</b> |

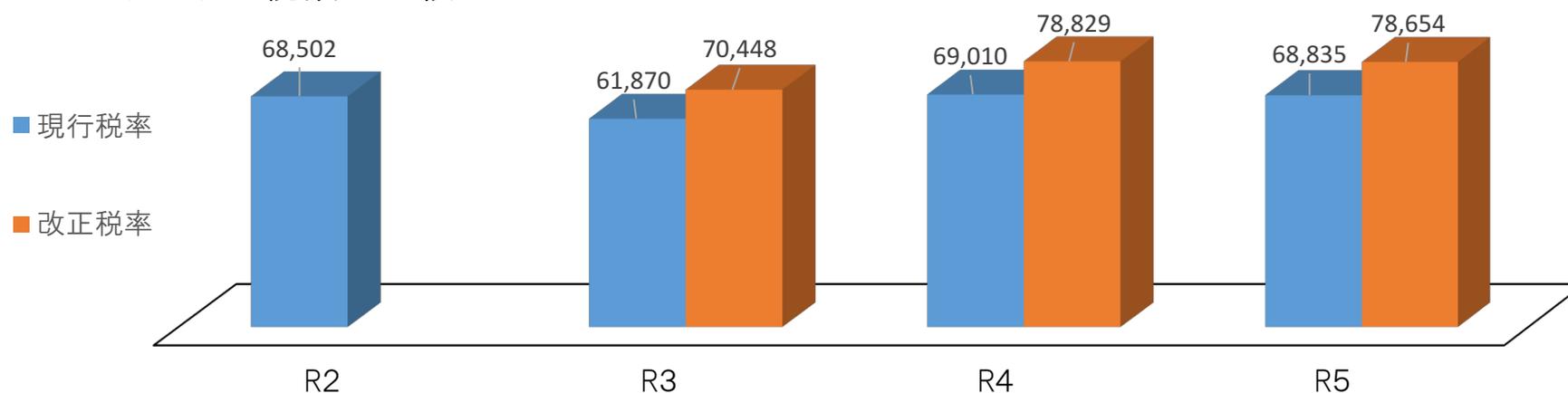
H30 H31 (R1) R2 R3 R4 R5 R6 R7

## ○税率比較

(単位：%、円)

| 税率<br>区分 | ① 現行税率 |        |        | ② 改正税率 (案) |        |        | ③ 比較 (②-①) |       |       |
|----------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|------------|-------|-------|
|          | 所得割    | 均等割    | 平等割    | 所得割        | 均等割    | 平等割    | 所得割        | 均等割   | 平等割   |
| 医療分      | 5.10%  | 14,400 | 18,000 | 6.50%      | 19,800 | 19,800 | 1.40%      | 5,400 | 1,800 |
| 後期支援分    | 2.30%  | 6,600  | 7,800  | 2.50%      | 7,800  | 7,800  | 0.20%      | 1,200 | 0     |
| 介護分      | 1.78%  | 6,600  | 6,000  | 1.78%      | 6,600  | 6,000  | 0.00%      | 0     | 0     |
| 合計       | 9.18%  | 27,600 | 31,800 | 10.78%     | 34,200 | 33,600 | 1.60%      | 6,600 | 1,800 |

## ○1人あたりの税額の比較



## ○財政調整基金残高の推移

(単位：千円)

| 年度<br>税率 | R2        | R3        | R4      | R5       |
|----------|-----------|-----------|---------|----------|
| 現行税率     | 1,565,976 | 751,376   | 150,256 | -415,923 |
| 改正税率     | -         | 1,052,068 | 769,611 | 514,506  |

※年度末時点の試算額となります。

令和2年度 国民健康保険税率比較（県内14市、金ヶ崎町）

※ 税額比較の高い順に並び替えています。

| 区分<br>市町        | 医療給付分        |               |               | 後期高齢支援金分     |              |              | 介護納付金分       |              |              | 合計            |               |               | 税額比較<br>(円) ※  | 資産割    |
|-----------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------|
|                 | 所得割(%)       | 均等割(円)        | 平等割(円)        | 所得割(%)       | 均等割(円)       | 平等割(円)       | 所得割(%)       | 均等割(円)       | 平等割(円)       | 所得割(%)        | 均等割(円)        | 平等割(円)        |                |        |
| 盛岡市             | 8.40%        | 22,000        | 23,900        | 2.60%        | 6,200        | 7,100        | 2.50%        | 6,400        | 6,700        | 13.50%        | 34,600        | 37,700        | 432,600        |        |
| 滝沢市             | 8.10%        | 21,400        | 26,400        | 2.20%        | 6,200        | 6,800        | 2.20%        | 9,200        | 4,600        | 12.50%        | 36,800        | 37,800        | 408,200        |        |
| 陸前高田市           | 7.40%        | 30,100        | 22,300        | 2.50%        | 10,100       | 7,500        | 2.10%        | 7,400        | 7,000        | 12.00%        | 47,600        | 36,800        | 404,600        |        |
| 宮古市             | 7.70%        | 22,200        | 22,800        | 2.30%        | 7,000        | 6,200        | 2.20%        | 7,500        | 6,000        | 12.20%        | 36,700        | 35,000        | 397,300        | 21.70% |
| 釜石市             | 7.00%        | 19,400        | 21,100        | 2.50%        | 5,800        | 6,400        | 2.80%        | 6,900        | 6,500        | 12.30%        | 32,100        | 34,000        | 394,400        |        |
| 北上市             | 6.60%        | 19,000        | 19,000        | 3.00%        | 7,600        | 7,700        | 2.50%        | 7,400        | 7,500        | 12.10%        | 34,000        | 34,200        | 391,200        |        |
| 一関市             | 6.52%        | 19,000        | 18,200        | 2.83%        | 7,800        | 7,400        | 2.27%        | 8,300        | 5,400        | 11.62%        | 35,100        | 31,000        | 376,200        |        |
| 金ヶ崎町            | 7.50%        | 19,000        | 22,000        | 2.00%        | 7,000        | 6,000        | 2.00%        | 5,000        | 5,000        | 11.50%        | 31,000        | 33,000        | 371,000        |        |
| 八幡平市            | 7.00%        | 20,000        | 26,000        | 2.30%        | 7,000        | 6,500        | 1.80%        | 7,700        | 7,000        | 11.10%        | 34,700        | 39,500        | 370,500        | 38.00% |
| 大船渡市            | 6.60%        | 19,000        | 22,000        | 2.30%        | 6,000        | 7,000        | 2.20%        | 8,000        | 6,000        | 11.10%        | 33,000        | 35,000        | 364,300        | 22.40% |
| 二戸市             | 6.80%        | 18,000        | 22,000        | 2.20%        | 7,000        | 7,000        | 1.90%        | 9,000        | 6,000        | 10.90%        | 34,000        | 35,000        | 359,900        | 10.00% |
| <b>奥州市(改正案)</b> | <b>6.50%</b> | <b>19,800</b> | <b>19,800</b> | <b>2.50%</b> | <b>7,800</b> | <b>7,800</b> | <b>1.78%</b> | <b>6,600</b> | <b>6,000</b> | <b>10.78%</b> | <b>34,200</b> | <b>33,600</b> | <b>355,500</b> |        |
| 久慈市             | 5.90%        | 19,500        | 20,600        | 2.60%        | 7,500        | 7,400        | 2.10%        | 7,400        | 7,000        | 10.60%        | 34,400        | 35,000        | 352,300        | 28.70% |
| 遠野市             | 7.20%        | 19,400        | 20,400        | 1.50%        | 6,500        | 4,000        | 1.80%        | 7,000        | 7,200        | 10.50%        | 32,900        | 31,600        | 344,700        |        |
| 花巻市             | 6.50%        | 16,500        | 16,300        | 2.00%        | 6,900        | 5,600        | 2.00%        | 7,500        | 7,800        | 10.50%        | 30,900        | 29,700        | 340,900        |        |
| <b>奥州市(現行)</b>  | <b>5.10%</b> | <b>14,400</b> | <b>18,000</b> | <b>2.30%</b> | <b>6,600</b> | <b>7,800</b> | <b>1.78%</b> | <b>6,600</b> | <b>6,000</b> | <b>9.18%</b>  | <b>27,600</b> | <b>31,800</b> | <b>304,400</b> |        |

※税額算出条件 60歳 所得300万円 単身世帯 資産なし

令和2年11月25日

奥州市長 小沢 昌記 様

奥州市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 小野寺 功



## 答 申 書

令和2年11月2日付け奥健第1685号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申  
します。

記

### <諮問>

諮問第11号 国民健康保険税の税率改正について

### <答申>

平成30年2月1日付け奥州市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和5年度末の財政調整基金残高5億円を目途とする財政見直しを作成することとします。

この改正方針に基づく税率については、次のとおり改正することが適当であると判断しました。

また、令和6年度以降は、広域化への取り組みの一環として、県内の保険税の統一に向けた調整が行われることや、今後の経済状況等を見据えて、税率の見直しを検討することが適当であると判断します。

#### 1 税率

|     | 医療分     | 後期支援分  | 介護分    | 合計      |
|-----|---------|--------|--------|---------|
| 所得割 | 6.50%   | 2.50%  | 1.78%  | 10.78%  |
| 均等割 | 19,800円 | 7,800円 | 6,600円 | 34,200円 |
| 平等割 | 19,800円 | 7,800円 | 6,000円 | 33,600円 |

#### 2 施行期日 令和3年4月1日

令和3年度分国民健康保険税から適用する。

#### ※参考

##### 現行税率

|     | 医療分     | 後期支援分  | 介護分    | 合計      |
|-----|---------|--------|--------|---------|
| 所得割 | 5.10%   | 2.30%  | 1.78%  | 9.18%   |
| 均等割 | 14,400円 | 6,600円 | 6,600円 | 27,600円 |
| 平等割 | 18,000円 | 7,800円 | 6,000円 | 31,800円 |

## 観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと 譲受者への支援に関する方針について（案）

### 1 対象となる観光施設等

- (1) 奥州市温泉保養施設ひめかゆ
- (2) 国民宿舎サンホテル衣川荘

### 2 譲渡物件の取扱い

- (1) 譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、次に掲げる対応を市が行った後に、民間移譲に係る各種手続を行う。
  - ア 現状において活用困難な施設は、譲渡物件から除外し、解体する。
  - イ 各種法令上（建築基準法、労働基準法、消防法、食品衛生法等）の不具合は、譲渡前に解消する。
  - ウ 現に設置されている設備で、使用不能なもの又は老朽化により著しくその機能が低下しているもので、市が認めるものは、譲渡前に改修する。
- (2) (1)の対応については、譲渡物件の引き渡し後においても、市が行うことができるものとする。

### 3 譲受者への支援

- (1) 施設等改修の支援

継続した施設運営を求めることに鑑み、施設等の引渡し後に譲受者が行う改修工事に対し、次の支援を行う。

  - ア 改修工事に要する経費のうち市が必要と認めるものに対し、補助金を交付する。
  - イ 補助対象とする改修工事は、施設及び設備の改修で、補助金交付契約締結日から原則1年以内に完了したものとする。
  - ウ 補助金の額は、改修費用実績の2分の1以内の額とし、5,000万円を上限とする。
  - エ 補助金の申請は、譲渡物件引き渡しの日から2カ月以内に行うものとする。
- (2) 経営安定化の支援

譲渡条件として5年間の経営継続を付していることから、その間の安定経営に鑑み、年間500万円を補助金として交付する。
- (3) (1)及び(2)については、別途、譲受者と「補助金交付契約」を締結し、運用する。

### 4 その他

- 1に掲げる観光施設等以外については、この方針を準用するものとする。

## ひめかゆ温泉施設等の移譲について

### 1. 奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の廃止について【議決事項】

奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設を譲渡するため、次に掲げる施設を令和3年3月28日で廃止します。

廃止のための関連条例の整備に関する条例案を提案するものです。

- ・奥州市温泉保養施設ひめかゆ（ひめかゆ本館、ひめかゆほっと館、ゆうゆプラザひめかゆ）
- ・奥州市農村ふれあいセンター
- ・ひめかゆグルメハウス
- ・ひめかゆハーブの家
- ・フラワーガーデンひめかゆ
- ・交流促進センターやけいし館

### 2. 奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理期間の変更について【議決事項】

譲渡相手方である株式会社ひめかゆは、現在、本施設の指定管理者となっているため、次のように指定管理期間を変更します。

なお、指定管理期間の変更は、議決事項となることから、議会提案するものです。

奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理期間の変更

[現行] 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

[変更後] 令和2年4月1日から令和3年3月28日まで

### 3. 適正な対価のない財産の譲渡について【議決事項】

温泉保養施設ひめかゆ関連施設の財産を株式会社ひめかゆに譲渡します。この際の譲渡価格については、財産価値、譲渡条件の設定、市財政負担の軽減等の観点から、無償とします。

適正な対価のない財産の譲渡に該当することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会提案するものです。

奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設にかかる財産（土地、建物、温泉、物品等の一切）を株式会社ひめかゆに無償で譲渡します。

### 4. 適正な対価のない財産の貸付について【議決事項】

譲渡にかかる財産のうち、温泉保養施設ひめかゆが所在する土地については、土地の測量作業及び登記が完了していないなどの課題があることから、登記が完了するまでの期間において無償での貸し付け（使用貸借）を行います。

また、交流促進センターやけいし館が所在する土地については、市が公益上必要とする土地と不可分の土地利用となっていることから、無償での貸し付け（使用貸借）を行います。

適正な対価のない財産の貸付に該当することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会提案するものです。

奥州市温泉保養施設ひめかゆ関連施設にかかる財産（土地）を株式会社ひめかゆに無償で貸し付けます。貸付期間は次のとおりとします。

- ・温泉保養施設ひめかゆが所在する土地にかかる貸付期間

令和3年3月29日から令和4年3月31日までとする。ただし、譲渡する条件が整った場合は、譲渡する日の前日までとする。

- ・交流促進センターやけいし館が所在する土地にかかる貸付期間  
令和3年3月29日から令和8年3月31日までとする。

## 5. 譲渡にかかる予算措置【議決事項】

### (1) 譲渡前に市が実施する修繕等にかかる予算措置

「観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について（案）」に基づき、譲渡前に市が修繕を行うものです。

12月補正予算 13,295千円

- ・非常用照明器具等修繕
- ・自動火災報知設備受信機集約

12月補正予算（追加） 34,008千円

- ・調理場エアコン更新
- ・厨房給湯管配管替え
- ・蒸気ボイラー更新
- ・源泉タンク更新
- ・源泉タンクライニング修繕
- ・ろ過装置交換
- ・温泉ボイラー更新
- ・露天風呂熱交換器更新
- ・FF式暖房機排気筒延長
- ・第一源泉ポンプ棟改修
- ・第一源泉ポンプ更新
- ・第一源泉ケーブル更新

### (2) 土地の測量及び登記にかかる予算措置

市が行う土地にかかる測量及び登記にかかる費用です。

12月補正予算（追加） 1,321千円

測量委託料（建物表題登記関連） 1,321千円

令和3年度予算 4,081千円

調査測量委託料（土地登記関連） 4,081千円

### (3) 譲受者支援にかかる予算措置

「観光施設等の民間移譲に伴う譲渡物件の取扱いと譲受者への支援に関する方針について（案）」に基づき、支援のための補助金を交付するものです。

令和3年度予算 50,000千円【債務負担行為】

施設等改修に対する補助金 50,000千円

令和3年度～令和7年度予算 25,000千円【債務負担行為】

経営安定化に対する補助金 25,000千円 ※各年度 5,000千円